

平成21年 2 月宮崎県定例県議会（当初）
文教警察企業常任委員会会議録

平成21年 3 月10日～13日

場 所 第3委員会室

平成21年3月10日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計予算
- 議案第14号 平成21年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第16号 平成21年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第17号 平成21年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 宮崎の教育創造プランの変更について
- 議案第41号 宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について
- 議案第72号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・「宮崎県特別支援学校総合整備計画」について
 - ・「延岡総合特別支援学校（仮称）」基本構想について

出席委員（9人）

委員長 押川 修一郎

副委員長 松村 悟郎
 委員 福田 作弥
 委員 井本 英雄
 委員 萩原 耕三
 委員 太田 清海
 委員 冨師 博規
 委員 田口 雄二
 委員 川添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 相浦 勇二
 警務部長 橋本 昌典
 警務部参事官兼首席監察官 富山 和年
 生活安全部長 椎葉 今朝邦
 刑事部長 松尾 清治
 交通部長 中原 雅男
 警備部長 柄本 重敏
 警務部参事官兼会計課長 永野 文章
 警務部参事官兼警務課長 長友 重徳
 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 松木 左都夫
 総務課長 宮下 貴次
 少年課長 柏田 和彦
 交通規制課長 湯地 幸一
 運転免許課長 大町 正行

企業局

企業局長 日高 幸平
 副局長（総括） 久保 哲博
 副局長（技術） 清水 文隆

総務課長 岡田英治
経営企画監 本田博
工務課長 郷田五男
電気課長 相葉利晴
施設管理課長 白ヶ澤宗一
総合制御課長 山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹 斉藤安彦
議事課主任主事 吉田拓郎

○押川委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付しております資料「委員会審査の進め方（案）」をごらんください。

当初予算の審査は、部局ごとの議案の数等を考慮いたしまして、警察本部、企業局、教育委員会の順に行いたいと考えております。

なお、教育委員会の説明及び質疑については、お手元の「委員会審査の進め方」のとおり、3または4課ごとの3班に分けて行った後、総括質疑を行う方法としたいと考えております。審査方法について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○相浦警察本部長 昨日は、補正予算関係の議案を本会議場のほうで可決していただきまして、どうもありがとうございました。

また、先週の金曜日に、春の恒例となっておりますけれども、県警の第一次異動、幹部級・警部級以上の人事異動の内示をしたところがございます。したがって、当然残る者もおりますけれども、一応、このメンバーで委員会に出るといのは、これが最後になります。今週末また、先生方との意見交換会の場も設けられておりますが、楽しみにしておりますけれども、どうぞ引き続き、新たなメンバーになりましても、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は、当初予算関係ということで平成21年度の一般会計予算について、一般会計補正予算について、地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（案）について、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）、以上4つの議案につきまして、担当の警務部長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、平成21年2月定例県議会提出の議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」と、議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」の公安委員会関係分について御説明いたします。

まず最初、お手元の平成21年度歳出予算説明

資料の505ページをお開きください。警察本部の平成21年度当初予算要求の基本的な考え方は、先般、御説明いたしました宮崎県警察運営方針に基づきまして、「街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進」等6項目を運営重点に掲げております。この運営重点を柱とした各種施策を実施するための事業費の要求を行っておりまして、県の財政状況が厳しいところではありますけれども、これらの施策を含む治安維持に必要な経費の措置を行い、警察力を確保することとしたところでございます。

この基本的な考え方のもと、公安委員会一般会計予算のうちの警察本部の予算額につきましては、ここにありまして、293億6,273万1,000円を計上しております。この予算額は、去年の平成20年度予算と比べますと、退職警察官の増加による退職手当の増額等により、人件費につきましては1億5,179万7,000円の増額となっております。また、それ以外の物件費につきましては、8,721万7,000円ほどの減額でございまして、総額といたしましては、プラス6,458万円、率にすると0.2%増の予算編成となっております。

それでは、個別に御説明いたします。509ページから御説明をいたしたいと思っております。上段左側の会計、科目、事項というのがございますけれども、これに従いまして御説明いたしますが、まず、最初の(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬でございまして、これは、672万7,000円でありまして、公安委員3名の報酬でございまして。

次の欄の(事項)委員会運営費でございまして、853万8,000円でございます。これは、公安委員会の運営に要する経費でございまして、説明の欄に示しておりますとおり、番号2にありますけれども、警察署協議会運営費369万9,000円が

ございます。これは、県下13警察署にすべて置かれております警察署協議会委員の報酬や旅費などに要する経費ということでございます。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費でございまして、これは、196億1,484万8,000円でございます。これはいわゆる人件費でございまして。この人件費の積算につきましては、大量退職期におきまして、若手職員の構成比率が高くなってきておるため、例年2月補正、先日もそうでございましたけれども、多額の執行残が生じているという実態がございました。そういったことを考慮いたしまして、平成21年度予算を計上することとして調整を行った結果、去年の当初予算と比べて3億5,000万円の減額をいたしております。

次に、(事項)運営費でございまして。次のページの510ページに入ります。この運営費と申しますのは、警察業務を行う上で、その基盤となる通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等、いわゆる職員設置に要する経費でございまして。この中で主なものを御説明いたします。

番号2、退職手当でございまして。これは25億5,395万9,000円でございます。これは、本年1月1日現在で定年退職予定者83名を含む99名を予定しております。3億4,000万円の増額となっております。また、番号11の警察業務電算化推進事業経費でございまして。3億7,296万円を計上しております。これは、現在の高度情報化社会の中、広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術、いわゆるITを活用した警察業務の電算化を推進するための経費でございまして。また、番号20でございまして。新たな時代に対応する警察通信指令システ

ム整備事業として2億9,264万7,000円を計上しております。これは、新たな時代に対応するための警察通信新指令システムの整備というものでございまして、現在、運用中の110番通報の受理や事件手配、重要事件発生時の緊急手配を行う通信指令システムを更新整備するというものでございます。御案内のとおり、110番というのは、県民と警察をつなぐ県民の生命や身体の安全に直結する回線でございます、障害の発生によって、万が一にも業務が停止することのないように措置することが必要となっております。現システムは、導入後10年を経過しております、その間も通信技術も進歩していると、こういったこともございまして、これを機会にシステムを最新機器で整備いたしまして、システムを取り扱う職員の操作性の向上であるとか、または通信回線の高速化によりまして、110番の処理時間を短縮するなど、より迅速な対応を図ることを目指すための経費でございます。また、今後、国費で整備を予定しております携帯電話発信地表示システムの導入もございまして、こういったものの導入を含めて、新たな時代に対応できるシステムを構築してまいりたいと考えております。

次、510ページの下の方にある装備費でございます。装備費といたしましては、4億1,940万7,000円を計上しております、これを使いまして警察機動力や警察装備の計画的整備と装備の充実を進めてまいりたいと考えております。具体的には、例えば3番の警察活動用車両維持費3億835万4,000円を計上しております。これは、警察が保有している車両に係る修繕費であるとか、また、その他自賠責等々の保険なども含まれております。

次に、511ページに入ります。次は、警察施設

費でございます。施設費といたしまして10億4,783万5,000円を計上しております。これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費でございます、具体的には、番号1にあります交番、駐在所庁舎新築費として8,219万3,000円の計上を行っております。これによりまして、宮崎北警察署の江平交番、都城警察署の山田駐在所、高鍋警察署の高鍋交番、3カ所の新築、及び西都警察署の妻交番の1カ所につきましては、増築を行う予定でございます。

先般も議論になりましたが、交番、駐在所というのは、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとしての機能も持っております。これらの交番、駐在所につきましては、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティスペース、もしくは駐車スペースの確保、こういったものも必要だと考えておりまして、新しく交番、駐在所等を新築する場合には、こういったものも整備してまいりたいと考えております。このほか、日南警察署やえびの警察署などのプレハブ庁舎リース料を初め、各種の庁舎、宿舎に係る改修工事費などもこの警察施設費の中には計上しております。

次に、中段に入りますけれども、(事項)の欄にある警察署庁舎建設費でございます。これは、1億9,954万9,000円を計上しております、具体的には、日向警察署庁舎建設整備に係る建設予定地の取得事業と基本設計などに要する経費でございます。番号1ですけれども、1億7,082万7,000円につきましては、平成19年度から4年間で支払っております建設予定地の取得に要する取得費でございます。また、1の(2)でございますけれども、具体的な設計費といたしまして、本年度は2,872万2,000円を計上しております。日向警察署につきましては、本年度は日

向警察署庁舎建設整備検討事業350万ほどでありましたけれども、これを認めていただき、この検討事業の中で整備方針など検討してまいりました。この整備方針をもとに、日向地区の治安維持拠点施設として、県民の期待と信頼にこたえる機能を有する警察庁舎を整備していきたいと考えております。

主な整備方針でありますけれども、被害者相談室や警察安全相談室などを設置して、各種相談業務の充実を図るとともに、十分な来客用駐車スペースの確保や、県内警察署で初となるけん銃射撃場を設けまして、射撃訓練の充実によって練度を高めるなど、機能の効率化と体制の強化に努めることとしております。なお、平成21年度におきましては、地質の調査と基本設計並びに実施設計の一部を行うこととしておりまして、今後の事業計画につきましては、来年度、平成22年度には実施設計の残り分を、平成23年度には建設に着手し、平成24年度中には完成を目指したいというふうに考えております。

次に、511ページの一番下でありますけれども、運転免許費でございます。(事項)運転免許費といたしまして、6億9,966万2,000円を計上しておりまして、これによりまして、運転免許試験や各種講習などを進めてまいりたいと思っております。

具体的には、説明のところにあります番号の1であります。運転免許更新時、安全運転管理者講習委託料としての1億1,871万3,000円、それから次のページに入りますけれども、番号9の道路交通法に伴う講習体制整備事業費1億8,019万などを計上しております。今の番号9の道路交通法に伴う講習体制整備事業費は、70歳以上の高齢者に対する免許証更新時の高齢者講習及び行政処分を受けた停止処分者や、軽微

違反者に対して行う違反者・処分者講習の委託料でございます。この高齢者講習の中には、道路交通法の改正に伴って本年6月1日から行われます認知機能検査に係る経費なども含まれております。そのほかの講習といたしましては、安全運転管理者講習だとか、原動機付自転車講習などに要する経費も含まれております。

次に、警察活動費(目)警察活動費でございます。うち、一般活動費として15億7,767万7,000円を計上しております。説明として、512ページから513ページまで30の番号のようなものが含まれております。具体的には、一般警察活動、刑事警察活動、生活安全警察活動及び交通警察活動等、警察活動全般にわたって必要な経費でございます。

主なものを特出しして御説明いたします。512ページの下の方の番号12のところにありますけれども、特殊事件対応専門捜査員装備資機材整備事業費として1,740万6,000円、次のページ513ページでありますけれども、番号23の災害・テロ対策充実強化事業費、また番号27の地域の安全を守る街頭活動強化事業として1億2,899万円などがございます。番号12の特殊事件対応専門捜査員装備資機材整備事業につきましては、これは平成19年6月に愛知県下で機動隊特殊部隊隊員ら4人が死傷しました発砲立てこもり事件を教訓に、平成20度は完全型耐弾防護衣やプロテクターなどの資機材を整備したところでございますが、平成21年度は、長崎県で発生した猟銃使用殺傷事件のように、猟銃使用の犯罪に対処するためのスラッグ弾対応防護盾や隊員が訓練で使用する各種訓練弾等を整備いたしました。捜査に当たる捜査員の危険性を軽減させ、殉職受傷事故防止に万全を期してまいりたいと考えております。また、番号23の災害・

テロ対策充実強化事業でありますけれども、災害等発生時に警察に課せられた最大の使命を全うするために、警察として最低限必要な機能的災害用救出装備などを整備いたしておりまして、災害発生時に万全を期すため、平成18年度から5カ年間で整備を進めているところでございます。平成21年度につきましては、救命索発射銃3台を初め、発電機や投光器などを整備することといたしております。また、番号27の地域安全を守る街頭活動強化事業でありますけれども、平成21年度も前年度に引き続きまして、交番や警察署に交番相談員47名と警察安全相談員18名を配置いたしまして、警察力を警ら活動や捜査活動にシフトして街頭活動の強化を行い、地域の安全を確保していくこととしております。また、スクールサポーターも引き続き4名を配置し、少年の非行防止活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、(事項)交通安全施設維持費5億6,103万7,000円であります。これは、交通安全施設の維持管理及び電気・通信料に要する経費でございます。513ページの一番下の事項でございますけれども、交通安全施設整備事業費10億5,576万1,000円あります。これは、信号機の新設や道路標識などを計画的に整備していくための経費でございます。これらの交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものでありまして、交通事故の発生や交通量の実態に即し、さらに地域住民や道路利用者からの要望や意見に配慮しつつ、計画的な整備を進めることとしております。なお、信号機の新設につきましては、平成21年度は41カ所について設置を行うことを予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。お手元の平成21年度2月定例

県議会提出議案(平成21年度当初分)の11ページでございます。ここに警察関係分の債務負担行為につきまして示してございます。

1件目は、11ページの下の方の2つが公安委員会分でございますけれども、1つは、通信指令システム整備費に係る債務負担行為でございます。先ほど運営費のところの説明いたしましたとおり、通信指令システムにつきましては、平成21年度に更新整備をするということにしておりますけれども、更新整備するに当たって、これを、機械を買い取る形ではなくて、リースという形で行うこととしております。今年度更新するに当たって、5年度分まとめてリース契約を結ぶこととなりますから、残り平成22年度からの4年間分のリース料につきまして、債務負担行為を計上したというところでございます。

また、2つ目の日向警察署庁舎建設整備事業につきましては、これも先ほど御説明いたしましたとおり、平成21年度は地質調査と基本設計及び実施設計の一部、平成22年度は実施設計の残りをやるということでありまして、一体とした事業ということでもありますので、これにつきましても、平成22年度分につきましては債務負担行為として2,260万円を計上しているというものでございます。以上が平成21年度当初予算に係る説明でございます。

次に、引き続きまして、議案第72号の平成21年度歳出予算説明資料、これは補正予算関係でございます。「平成21年度歳出予算説明資料」(議案第72号)の65ページでございます。

先般、国のほうにおきましても、第2次補正予算が成立いたしましたし、その中で、雇用対策の具体的施策であります再就職支援対策に関しましても、積極的に進めるということでございますけれども、宮崎県警察といたしましても、

このような観点になじむものを検討し、今回の補正におきまして、5,904万円の予算を計上したものでございます。69ページに具体的な額を明示してあります。69ページの下の説明の欄にありますとおり、この5,904万円を使いまして、安全・安心パトロール事業というものをお願いしたいと思っております。この事業は、振り込め詐欺や声かけ事案などの抑止を目的とした防犯パトロールを民間法人に委託して行う事業でございまして、具体的には、パトロールを行う警戒員を宮崎地区、都城地区、延岡地区に総員24名を配置しまして、地域を巡回し、金融機関等の立ち寄り警戒による振り込め詐欺の被害の防止活動、児童生徒の通学路の巡回による声かけ事案等の抑止、それから駐車場・駐輪場の巡回による街頭犯罪の防止などの活動を行うこととしております。この事業によりまして、振り込め詐欺や声かけ事案、街頭犯罪等を抑止し、安全で安心なまちづくりを進めるとともに、一時的な雇用・就業機会の創出にも努めてまいりたいと思っております。

今回のこの補正予算によりまして、補正後の予算額は総額294億2,177万1,000円という形になります。以上が議案第72号でございまして、

続きまして、3点目でございます。条例に入ります。まず1点目は、「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてでございます。具体的には、先ほど債務負担行為のところでお説明いたしました平成21年2月定例県議会提出議案（平成21年度当初分）と書かれている縦の冊子の61ページに、条例案そのものはございます。資料1もあわせてごらんいただきながらと思っておりますけれども、この条例（案）については、警察官の定員を改正するという内容になっております。平成21年度

における地方警察官につきましては、罪のない子供や女性が性犯罪や殺人などの被害者になるなど、国民に重大な不安感を与える事件が続発しており、そのような事件の被害から子供や女性を守るための体制を強化する必要があること、また、死体取扱数が急増し、検視官等の業務負担が増大する中で、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための検視体制を強化する必要があること、こういったことを踏まえまして、平成21年度政府予算案におきまして、全国で959名の増員が盛り込まれており、平成21年4月1日付で各都道府県の警察官定員の基準を定める警察法施行令が施行される予定でございまして、

警察法57条第2項というものがございまして。この警察法第57条第2項におきましては、警察法施行令で定める定員の基準に従って、各県は、条例で警察官の数を定めなければならないということになっております。したがって、この警察法施行令の施行を受ける形で、条例のほうも改正をしたいというふうなことでございまして、

具体的には、警察法施行令におきまして、宮崎県警察官の定員が8名の増員と改正されることから、宮崎県の条例におきましても、警察官の定員を8名増とし、合計としては警察官を1,994名としたいというものでございまして、また、階級別の定員につきましては、これも同じく警察法施行令に定めてあります階級別定員の基準に従いまして各級ごとに、それぞれ警部につきましては1名ふえて183名、警部補につきましては2名ふえて555名、巡査部長につきましては2名ふえて574名、巡査につきましては3名ふえて592名と改正するものでございまして、この警察官増員の8名を含めまして、宮崎県警としての職員定数は、一般職員も含めまして2,315人と

なります。

本県の状況でございますけれども、子供や女性の安全を脅かす声かけ事案などが近年急速に増加している状況や、強姦などの性犯罪は最近5年間を見ても増減を繰り返して減少する傾向が見られないなど、予断を許さない状況となっております。このため、このたびの増員により、声かけ、つきまといなど悪質な性犯罪などの前兆と見られる事案が発生した段階で不審者を特定し、積極的な警告活動や検挙活動を展開することによりまして、子供や女性に対する安全対策を強化してまいりたいと考えております。

また、検視体制の充実につきましては、警察が行う死体取扱業務は、本県におきましても平成11年度以降、死体取扱数は1,000体を超えて推移をしており、平成20年は過去最高の1,478体の取り扱いとなっております。今後も高齢人口の増加などによりまして、死体取扱数がふえることが予想されるところでございます。県警といたしましては、平成20年度に検視官を延岡警察署に常駐させるなど、これまでにも検視体制の強化に努めてきたところでございますけれども、今般の増員によりさらなる体制の強化を図りまして、より一層の緻密かつ適正な死体取扱業務を推進してまいりたいと考えております。

なお、可決いただければ、この条例の施行期日につきましては、平成21年4月1日を予定しているところでございます。

最後に、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）」につきまして、御説明いたします。説明資料としましては資料2をごらんください。また条例（案）そのものにつきましては、先ほどの97ページに改正（案）そのものを書いてございます。今回の改正につきましては資料に従って説明いたしますが、基

本的には、免許関係手数料の標準額を定めた道路交通法施行令の改正、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正、この2つを受けて条例を改正するものでございます。

1の改正の概要に入ります。1の（1）道路交通法施行令等の改正に伴う改正ということで4つに分類整理をしてわかりやすく、御理解いただければというふうに思っております。

1つ目は、アでございますけれども、75歳以上の免許更新時の検査及び講習手数料についてでございます。平成19年6月の道路交通法改正によりまして、本年6月1日から75歳以上の高齢者に対する運転免許更新の際の認知機能検査というものが導入されることになりました。これに要する手数料が新設され、その額、650円となります。この認知機能検査と申しますのは、高齢者講習の前30分間に運転に必要な判断力や記憶力などの認知機能につきまして、予備的な検査を行うものでございます。

次に、高齢者講習手数料という欄に入りますけれども、まず、そもそも高齢者講習でございますけれども、これは、平成10年10月から実施しているものでございまして、高齢者の身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があることを自覚させるための講習といたしまして、座学や運転適性検査、実車しての運転訓練などを実施するものでございます。（1）のアの欄のところでありまして、75歳以上の高齢者講習手数料につきましては、講習時間が3時間から2時間30分に短縮されたことなども受けまして、手数料が現行の6,150円から5,350円と、800円安くなります。講習手数料の減額によりまして、認知検査手数料650円は新設されますけれども、総額といたしましては、6,000円ということになりまして、現在の免許更新時に係る手数料

よりも150円安くなるということでございます。

1の(1)のイの欄でございます。70歳以上75歳未満の免許更新時の講習手数料でございます。ここの年齢の方々は、認知機能検査は必要ございません。高齢者講習のみで足ります。これにつきましても、特に、講習時間の内容については、時間そのものについて変更はありませんが、講習の方法であるとか内容、また直近の経済情勢を踏まえた積算等々行った結果、現行の6,150円から5,800円と、350円、手数料は安くなるということでございます。

また、3つ目の認知機能検査員講習手数料についてでございます。この講習は、認知機能検査に従事しようとする自動車教習所の職員などを対象としたもので、これに対する手数料が新設されました。この講習につきましても、講習項目すべて受講する場合5時間30分ほどかかりますけれども、これについては3,850円、検査方法のみを受講する場合につきましても、これは3時間で済みますけれども、これについては2,100円ということでございます。これは、主として自動車教習所の職員などから徴収する手数料となっております。以上が道路交通法施行令に定めがある手数料の改定に係るものであります。

4つ目といたしまして、警察庁が示す講習手数料額の変動に伴う改正というものもあわせて改正することになっております。内容としましては、1の(1)エでございますけれども、チャレンジ講習と特定任意高齢者講習の手数料改定でございます。チャレンジ講習と申しますのは、免許を更新する70歳以上の高齢者の希望によりまして、実際にコースで自動車を運転し、加齢による身体機能の低下が運転に影響を及ぼさないかどうかということの確認を行うための講習、

これは10分程度の実技試験のようでございます。こういうものでございまして、この講習、いわゆるチャレンジ講習を受けて、合格した者については、通常の高齢者講習は免除をされて、次に講習時間1時間で足りる特定任意高齢者講習、チャレンジ講習の下の欄に書いてありますけれども、この特定任意高齢者講習を受講すればいいという特別な制度でございます。この制度を使って70歳以上の、例えば70歳から75歳の方が更新をすれば、更新時の講習手数料は、通常の高齢者講習を受講するより現在は2,000円ほど安くなっております。警察庁におきましては、今回の道路交通法の改正を受けまして、高齢者講習の手数料の改定などを行いましたけれども、この2つの手数料につきましても、積算をやり直したところ、若干の変動があったので、これを改正するものがございますが、結果といたしましては、チャレンジ講習が100円安くなり、特定任意高齢者講習手数料が100円高くなったということで、2つ合わせた額につきましても、現行と同じ4,150円ということでございます。

次に、1の(2)、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正という欄でございます。具体的には、自動車運転代行業の認定審査手数料の改定でございます。現在の申請手数料の設定の考え方は、いわゆる法人が主として申請してくるだろうということ想定して手数料は設定されています。法人が申請してくる場合には、その欠格事由の確認ということで、法人に名を連ねる役員すべての欠格事由を調査することが法律上義務づけられておりますけれども、実態といたしましては、個人事業主による申請が主でありまして、個人事業主の場合には1人を審査すれば足りるということで手間暇かからないと、人件費がかからないという傾向

でございますので、そういった人件費減を踏まえまして、1万6,000円の現行手数料を1万3,000円というふうに3,000円安くするというものでございます。

(3) その他におきましては、初心運転者講習実施機関として指定していた小林共立自動車学校が廃校となったことから、この教習所を指定機関から削除するという改正もあわせて行うことといたしております。

施行日につきましては、先ほど説明いたしました自動車教習所1校の削除につきましては、条例公布の日、認知機能検査手数料等の規定につきましては、4月1日、それから認知機能検査手数料、高齢者講習手数料等に係る規定につきましては、条例公布の日から3月以内の規則で定める日というふうに考えております。

以上、長くなりましたが、4点について御説明を終わります。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんでしょうか。

○凶師委員 1点だけお伺いしたいと思います。平成20年度歳出予算説明資料の510ページ、警察職員設置に要する経費の中の11番、御説明いただいたんですが、警察業務電算化推進事業経費3億7,200万余なんです。IT化に伴う事業の推進をされる経費という説明だったんですけども、もう少し詳しくこの事業内容の説明をいただきたいんですが、私が認識するに、これは各課なり、各担当の方々のパソコンを連動させ、また、さまざまな書類を電子化することによって、事業の効率化、もしくはスピードアップ、さらには、ペーパーレス化を図るためのような事業をしていくのかというふうに受け取ったわけなんです。あわせて何か事業の詳細が

説明できればお願いいたします。

○永野会計課長 警察業務電算化推進事業3億7,000万ほどでございますが、内容につきまして説明いたしますと、まず一番大きいのが、使用料、賃借料でございます。これは、県下のLAN端末ですね、これが2,044台ほどございますが、それとPOTの端末、これの賃借料・使用料が2億7,000万ほどかかっております。そのほかに回線使用料が5,600万ほど、それから消耗品、施設等の修繕費が2,400万、こういったものを合わせまして3億7,296万となっております。

○凶師委員 改善使用料でしたかね。2番目に説明された、その改善内容がわかれば教えてくださいませんか。配線ですか。

○永野会計課長 回線です。回線使用料です。

○凶師委員 じゃ、これは、例年計上しておられるパソコン端末のレンタル料、維持管理、保守を含めた予算であって、特段、この説明というか、タイトルにありますような、電算化を推進して、新たな事業なり、今の事業を整理するなり、スピードアップ化のための事業というわけではないと理解してよろしいのでしょうか。

○橋本警務部長 基本的には、どうしてもシステムですからリースやっておりますので、毎年かかる固定経費でございますけれども、これとあわせて、今、各交番、駐在所にネットワークを張りめぐらせているところでございまして、今、その拡張途中でございまして、そういった意味で昨年に比べて拡張する分だけの経費がかかっていると、要は、今までは電話でしか交番、駐在所、つながっていなかったところに、今後は回線で、いわゆるLAN端末でつながると、こういったようなことも進めているところでございます。

○凶師委員 今のお話で、今後、じゃ、そうい

う交番と本部とのやりとりなり、または本部内のやりとりがLAN化されていく、いわゆる電子化されていくという方向性はあると理解してよろしいのでしょうか。

○橋本警務部長 おっしゃるとおりでございます。すべての交番、駐在所に対してLANを張りめぐらせて、いろんな事務的やりとりも含めて、いろんな書類のやりとりも含めて、また先般御説明したかもしれませんが、いわゆる遺失物なんかの取り扱いにつきましても、そのLANがあれば、交番、駐在所でもホストコンピュータにアクセスをして見られるようになるとか、そういったいろんな意味での効率化、もしくは利便性の向上というものが図られるようになっております。

○函師委員 まさに今、国もEジャパン構想のもと、電子化、電子県庁化を推し進めております。残念ながら、知事部局におかれましては、その流れが現在とまっているどころかマイナス、事業を撤退するような流れもあります。これは県民サービスの向上につながることでありますので、私は、こういう電子化というのは大いに進めていっていただきたいなと思っておりますので、期待しております。以上です。

○押川委員長 要望でいいですか。

○函師委員 はい。

○押川委員長 ほかにございますか。

○太田委員 常任委員会の資料2の警察関係使用料及び手数料徴収条例を改正する条例の説明がありましたが、これ、2～3お尋ねしたいと思います。

以前も聞いたかもしれませんが、まず、アの75歳以上の免許更新時の検査・講習手数料、これが認知機能検査手数料が新たに加わったということですが、これは認知機能検査をして、

これは75歳以上であれば皆、強制で受けなさいということになっているかどうか、ちょっとそこ辺、確認したいと思います。

○中原交通部長 委員、おっしゃるとおりでございます。75歳以上は、義務化されております。

○太田委員 それで、この人はちょっと問題があるかなと言われる場合に、その程度とか相手方に伝えて、「あなたは、免許はもう辞退したほうがいいですよ」ということを、何かその辺のところを問いかけるためのものだろうと思うんですが、その辺の程度の判定とか、相手方に辞退させる方法とか、何かあるのでしょうか、その辺は。

○中原交通部長 認知機能検査そのものは、内容的には簡単なものでございまして、本会議でも本部長答弁したとおりでございますけれども、要するに、本日の年月日なり、それから今の時刻なりを答えてくださいというような話が1つですね。それからもう一つは、何種類かの図柄を見せまして、動物の絵だとか、果物の絵だとか、そういうものを一定時間見ていただいて、その後ほかのことをして、そして一定時間後に「何がありましたか」ということで、記憶を呼び起こすというようなテストでございます。

それから、もう一つは、最後は時刻を示して、例えば今であれば10時何10何分というのを円形の時計を書いてもらって、それに長針と短針でその時刻を正確に書いてもらおうと、そういうテストが認知機能検査の主な内容でございまして、それが細かく点数化されてございまして、点数が一定出るんですけれども、零点以下であれば正常ですと、零点から36点までですと、認知機能が若干低下しておるおそれがありますと、それからその36点以上ですと、認知機能が低下

しておるといような3段階に分けて、その検査の結果を本人に伝えると、その3種類に分けた人たちによって、それぞれに応じた高齢者講習をしていくといようなことでございます。大ざっぱに申し上げますとそういうことでございます。

○太田委員 わかりました。聞いたかもしれませんが、結局、これはその人の程度をお互いが知っていただいて、辞退に至らせるとか、強制的なものじゃなくて、一つの判断の材料にさせていただくといことでいいんですね。いわゆるこの認知機能の結果をもって、「あなたはだめよ、もう取っちゃだめ」といようなことまでじゃなくて、その後の話し合いの中でとか、そういうやわらかなものを持っておるんでしょうか。その後の扱い……。

○中原交通部長 一応、認知機能検査をいたしまして、認知機能が低下しておるとい方については、お医者さんに行って検査を受けていただく、もしくは、臨時適性検査といものを受けて、その結果が認知症といふふうに診断されますと、免許はお返しといひますか、免許更新ができない。端的に言ひますと、取り消しといようなことでございます。

そして、認知症であることがわかって、さらに一定の違反、これは信号無視だとか、一時不停止だとかといものが定められておるんですけども、そういう違反をすると、取り消しになるといようなことでございます。

○相浦警察本部長 委員の御質問に即してお答えすると、まず、この認知機能検査といのは一種のチェック機能を持っていると、ここでどうも認知症のおそれがあるとい方につきましては、専門家に診ていただいて、認知症であるといことがはっきりすれば、これはやっぱり

運転していただくわけには参りませんので、そこはもう免許を出さないとい仕組みにしようといことです。

ただ、その前の段階で何といひますか、軽度のレベルであれば、少し認知機能が落ちてますよといことをよく自覚をしていただいて、今後のハンドルを握るときに生かしてもらおうとい機能も持っています。内容的には、私も、ちょっとさっきテストの内容に触れましたけれども、正直申しまして、例えば、今の時間を書くとか、16種類の絵をずっと見て、どんなのがありましたと聞くやつでありまして、普通の人間の感覚でいくと、必ず先生方、確実に零点になります。零点といのは合格といことなんですけどね。これで零点でなく点数がつくといことは常識で申しますと、相当認知機能が低下しているだろうなといことを感じざるを得ないような内容でございまして、いずれにしても、このテストは認知機能に関する専門家の方々の裏打ちのあるものでやっておりますので、警察が恣意的にやるものではなくて、一般的に認められている方法で認知機能検査をチェックしようといテストでございまして、大体そういうことでございます。

○中原交通部長 ちょっと私の説明が悪くてわかりにくかったと思うんですが、認知機能検査をいたしまして、今、本部長が答弁されたとおりなんですけれども、そして、認知機能が著しく低下しておるとい人については、免許更新満了1年以内に、さっき申し上げました一定の交通違反、代表的なやつは信号無視とか、一時不停止なんですけど、これを違反行為をしたら臨時適性検査を受けていただくと、その結果、認知症といふふうに診断されれば、免許はもう与えられないといことでございます。

○**太田委員** だんだんわかってきました。実は、これは窓口でトラブルが起りやすいかなと思うような気持ちもあるもんですから聞いたんですが、というのは、自分が認知症であることを拒否するような人、プライドの問題とかですね。だから、ほんと大変だろうなという思いがあったて聞かせてもらったんですが、法令的には今、言われたように、認知症というのがはっきりすれば、出さないという立場に立っているということになるんですね。大変だろうと思いますけど、その辺の窓口でのトラブルで、「おれ、何でやらんとか」というようなことになったりするのかなと思ひまして、ちょっと確認の意味で聞かせてもらいましたが……。

○**中原交通部長** 認知症という診断をするのはあくまでも医師でございますので、申し添えておきます。

○**太田委員** わかりました。

次に、高齢者講習手数料、アのところに高齢者講習手数料というのがありまして、イのところにも高齢者講習手数料というのがあります。これ、現行としては同じ額なんですけど、減額率が一方は800円、片一方は350円ということですが、これは、算定の基礎として何かあったんでしょうか。こういう違いが……。

○**中原交通部長** 端的に申し上げますと、高齢者講習の時間が75歳以上の方は、現行は3時間なんですけれども、それが2時間半になると、30分短くなるということでございます。その差というふうに理解していただければいいかと思ひます。

○**太田委員** ウのところに、認知機能検査員の講習手数料と書いてありますが、認知機能検査員というのは、そこの職員の方のことなんですか。警察官とかいうことじゃなくて……。

○**中原交通部長** 高齢者講習そのものを委託しておりますて、県内の指定自動車学校で高齢者講習をやっておるんですけども、また、認知機能検査もこれに含めてというか、その前段階で認知機能検査をやるんですが、これも実施機関といたしましては、指定の自動車教習所ということになります。それで、平たく言いますと、自動車学校の先生がこの認知機能検査、予備検査をするんですけども、この人たちも一定の資格を取ってもらわないといけませんので、警察官がその自動車学校の先生に認知機能検査のやり方について講習をするという手数料でございます。だから、自動車学校の先生が、県にこういう手数料を納めるという形になると思ひます。

○**太田委員** わかりました。

○**萩原委員** 2点ほどお伺いします。まず1点は、日向警察署、今度予算に上がっておりますが、つかみでいいですから、完成までに土地の買収料やら建設費、今の警察署を取り崩す費用、整備費、大体どの程度かかるものなんですか。アバウトでいいですよ。

○**永野会計課長** 大体16億円程度になろうかと思ひます。

○**萩原委員** それから、予算書の513ページの交通安全施設整備事業、これが先ほどの説明では41カ所の信号機を新たに整備するということが、41カ所というのはもう決まっておるわけですか。

○**中原交通部長** 一応、計画しております。

○**萩原委員** そうすると、41カ所にはピックアップできなかつたけど、順番から言えば50番かそのぐらいのところ、例えば重大事故があったと、やっぱりこれはことしは上げんやっただけでも、これは早急に信号機をつけたほうがいい

なというようなときには、この予算の中でできるわけですか、それとも補正予算を組むのかどうなのか。

○**中原交通部長** 基本的には、個々具体的な事案を検討しなくちゃいけないと思うんですが、委員がおっしゃるようなことで、どうしても、今年度内にそこに信号機をつけなければいけないという判断をした場合には、21年度の予算内で、平たく言いますと差しかえをして、早急につけるということになるかと思えます。

○**萩原委員** それからもう一つ、510ページ、新たな時代に対応する警備通信指令システム整備事業、2億9,000万予定されていますが、私は、ど素人だから、警察署の110番の部屋を見ると、あそこに新たにこう、何ですかね、どんなふうにして……。現在110番を運用しているわけですよ。別の部屋に持っていくわけにはいかんでしょうから、大変な作業ですね。それをちょっと具体的に……。

○**椎葉生活安全部長** 現在のシステムを稼動しつつ、別の同じシステムを構築してまいります。あの部屋の中でその作業を全部いたします。それで、ある瞬間的にそのシステムに切かえるという方式をとります。ですから、別の部屋に設けてシステムをしてすることはいたしません。

○**萩原委員** だから、新たにぱっぱとこうやるんでしょけど、そう簡単に持てるような品物じゃないような気がするんですよ。相当の重量のあるやつを動かすのか、それとも何かこう、ど素人だからわからないですけど……。

○**椎葉生活安全部長** 私も業者ではありませんものですから、具体的にどのような作業手順でやるかというのは、私も十分把握してないんですけども、いずれにしても、あのスペースであ

の機器類は動かしつつ、あのスペースで新たなシステムを構築して行って、そして最終的に切りかえると、こういうふうに認識しております。

○**福田委員** 勉強のために教えてください。まず、地方警察職員の定数が8名ふえましたですね。この8名についての階級ごとの割り振りは、警察本部に権限があるものかどうか、あるいは警察庁が独自にやるものか、その辺はどうか。

○**橋本警務部長** 資料1にありますとおり、あくまでも定員ベースでありますけれども、合計警察官プラス8名でありまして、その以下警部1、警部補2、巡査部長2、巡査3というふうな割り振りになっております。これは、警察法施行令の中で、それぞれ計算式がございまして、その計算式に従って算出すると、この8名の内訳は、こういう階級構成になるというところでございまして、我々の裁量というよりも、一定のルールにのっとった形での階級別の定員になってくると、こういうこととございます。

○**福田委員** わかりました。

それからもう一つ、先ほどの通信指令システム整備費、債務負担で11億2,700万円、リース契約で債務負担をなされているわけですが、リースについては、今、非常に行政にも導入されて、いい面あるいはデメリットもあるんですが、いい面が多いと思いますが、一括取得した場合と、リースでやった場合、同じ債務負担ですから、メリット、デメリットの計算なんかはされるわけでしょうか。

○**橋本警務部長** 実は、現システムは買い取り型でやっているんですけども、一回買い取ると、一つは債務負担はあるとはいえ、あとはローンを借りる形で開始すれば、債務負担になるのかもしれませんが、基本的にはある面でぼんと

予算が立つ傾向にあるという一つと、あとは、いろんな意味でメンテナンスという意味におきまして、リースにしておくほうが業者が常に面倒を見てくれる状況になるものですから、そういったこともありまして、一回買っておくと、「あなたの持ち物よ、あなた、自分でやりなさい」ということになるんですけれども、リースだと、いわゆる保守管理責任は、引き続き、向こうも一応アフターサービスの一環で、かなり大きな部分があると思いますので、そういった意味でも効果があること、それから、さっきも申し上げたとおり、買い取りに比べて多分リースのほうが安いということと、それから負担の平準化ができると、こういった要素を含めると、最近のシステム関係については、リース方式が主流になってくるんだらうと、それで、県警も今回はその方式にのっとったということでございます。

○福田委員 リースの相手方は一般のリース業者なんですか、大手の。警察独自のそういう指定があるんでしょうか。

○橋本警務部長 仕様書だけ出しまして、あと一般競争入札を行います。何とか電機とか何とか、幾つか電機メーカーとか、システム会社があると思います。NTTとかあると思いますけれども、その中で、我々の条件に対して一番安い札を入れた会社が、そのシステムを最終的に受注して、構築してもらうということになります。

○福田委員 そういうメリットがあるということであれば、警察関連施設で予算の関係上、非常に整備がおこなわれているもの等について、そういうリースシステムを入れたり、あるいは民活方式を入れたりして整備を進める方法等については、将来考えられないものですか。

○橋本警務部長 どういったイメージなんですか。

○福田委員 いろんな要望の多い警察関連の施設整備がありますよね。予算の関係上限られますよね、毎年整備していくやつが……。それを、例えば、試験場が警察関連の共済会の資金を使っておやりになりますよね。そういうシステムでできないものかどうかということ、私なりに考えたんですが、そういうのはどうでしょうか。

○橋本警務部長 今後の整備、何を整備するかによりけりにはなりますけれども、その時々が一番いいやり方は何だろうかと、これを個々に検討していくのが基本的スタンスだろうと思っております。例えば、今回、日向警察署なんかはいわゆる共済組合のお金なんかを使わずに、県費を基本的に使っていくという形をとっておりますが、こうした背景の一つには、国の補助金との関係もございまして、県費でやると国の補助金が出ると、その一方で、例えば共済組合からお金を借りて建てるような場合には、県が負担してないということで、国の補助金につかないとか、そういう問題もあります。運転免許センターの場合には、国の補助対象物件ではなかったものですから、どっちでやっても結果的には同じだったんですけれども、そういったこともございまして、建てる物件、整備しようとする物の特性に応じて、どの方式がいいかというのは個々に今後も判断していくというのが基本的なスタンスになると考えております。

○井本委員 議案第20号、これについてちょっとお聞きしますが、国も地方も人を減らそうということで一生懸命の時代に、こうやってまた人を全国で1,000人近くふやすというのは、よっぽどこれは日本の治安も悪くなったのかなとい

う気がいたします。本来なら、もっともっとみんなの道徳、倫理というものがしっかりしておれば、警察もこんなにふやさんでもいいんじゃないのかなと思うんですが、前、後藤田さんなんかは、警察庁の出身だったけど、警察権力が強くなるということはいかんということを随分言っていましたからですね。1,000人もふえるということは、ある意味では警察権力が強くなるわけですが、これ、私も本当はそんなのはあんまり歓迎すべきことじゃないと、本当に暗い気持ちになるんですけれども、しかし、やっぱりこれは犯罪がふえ、世の中が物すごくこんなによくなくなっているのかなという気がいたしますが、それで、ここには子供と女性を性犯罪の被害から守るための体制強化という1つの目的と、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するためという、この2つの目的のために1,000人ふやすという、そういう限定でしてあるわけですか。目的はその2つだけのためですか。それとも、ほかにももっとあるんですか。

○橋本警務部長 2つに対応するための増員です。

○井本委員 その2番目の確かに、お年寄りがたくさんになりますから、今後、そういう死体取扱業務はふえるだろうなという気がしますが、子供と女性を性犯罪の被害から守るための体制強化、これは随分ふえているというふうに認識していいわけですか、数はどう、1,000何ぼということでありましたけれども。

○椎葉生活安全部長 声かけ事案等ということで一応、件数、統計的に管理しておりますが、平成20年が271件、一応認知をしております。その前年の平成19年が333件であります。大体過去5～6年見ますと、大体200件台ぐらいの件数になっておりまして、この過去10年では19年

の333というのが過去最高でございます。ただ、これは私どもが認知した件数でございます、いわゆる警察に届けがない分については、全く未知数で残るわけでありましてけれども、昨年ちょっと19年から20年、62件ぐらい減少はしていますけれども、それをもってその状態がよくなったという状況ではないというふうに認識しております。

○井本委員 私の前の認識では、とにかくいわゆる自転車泥棒とか、万引きとか、そういうのは非常にふえておると、しかし、どちらかというと凶悪犯罪というのは減っておるというわけではないけど、それほどあんまり変わりはないという認識であったわけですよ。それを万引きとかそういうものを取っかまえるためにこういう人をふやすなら、私もちょっとそうした、しょうがないなという感じがするんだけど、こういう性犯罪がそんなにふえてきたかなという認識があったもんですからね。じゃ、具体的にこの人数はどこをどういうふうに振り分けていくのか。警部、警部補、巡査部長、巡査と書いてありますが、それは1と2のどちらの目的をどのように張りつけていくようになっておるわけですか。

○橋本警務部長 今回の8名の増員につきましては、7名分を先ほど申し上げた女性と子供の被害から守るための体制強化に、1名については、検視体制の強化というふうな割り振りをし、そういった中で階級についても割り振って、いこうというふうに考えております。

○井本委員 大体わかりました。そして、959人のうちの、普通は宮崎は1%ということですからね、1%ということは9人か10人というのがね、本来、普通はそのくらいじゃないかなと思うんですけども、8人というのはちょっと少な

いじゃないかと、それはどういう、何か綱引きに負けたのかなという感じ。

○相浦警察本部長 御指摘ごもっともでございます。一応、確かに厳密に言いますと、0.89%ぐらいだと思いますので、計算すれば9前後ぐらいになるかもしれませんが、ただ、この員数につきましては、警察官の定員の基準を国で決めておりまして、私どもも治安の現状を訴えて、もともとこういう増員の話が去年の夏場からありましたので、より多くの警察官は私どもも欲しいものですから、ぜひ基準のほうも0.89以上にむしろ欲しいということを国に対していろいろと陳情してまいったんですが、結論的には、8人だということ came したので、この員数で対応したいと思っています。

○井本委員 宮崎はそれだけ治安がいいということであろうと認識したいと思います。大変でしょうけど、ひとつ頑張っていたいただきたいと思えます。以上であります。

○田口委員 幾つか教えてください。先ほどから出ておりますけれども、新たな時代に対応する警察通信指令システムの件ですが、実は、私は、今回の一般質問でもちょっと言いましたけれども、ことしの最初の携帯電話をしたのは実は県警でした。県警に110番かけましたら、宮崎のほうにかかったんですね。私は、結構、緊急で電話する機会も多いものから、119番すると延岡にかかるんですが、今回のやつは電話しましたところ、宮崎のほうにかかりました。今回の私が電話したのは一分一秒争うもんじゃないからまだ——一分一秒というか、もう亡くなっていたと思えたんですが、いいと思ったんですが、今から延岡署に電話しますから、その場で待ってくださいと言われてたんですね。今回システムが変わるということは、私が延岡で電話

をしたら延岡の警察署の110番にかかるようになるのか、それとも、本部だったですかね、どうか忘れましたが、こっちにかかって、また各署に振り分けるというふうになるのか、ちょっと非常にタイムラグがまだ今回も生じるシステムなのか、その辺、教えてください。

○椎葉生活安全部長 携帯電話から電話しますと、すべて本部の通信指令室にかかってまいります。それで、今、位置情報云々というのがございますが、固定電話であれば、即座にどこからかかっているというのはわかるわけですが、携帯の場合は、移動通信だものから、要するに、中継局がどこにかかっているかで、大まかな場所しかわからないわけでありまして。この装置は現在ありません。それで、携帯電話から110番が入ってきた場合は、まず、どこから電話してますかという場所から確認が始まるわけですね。ですから、非常に手間がかかるという話でございます。今後、新しいシステムでこの発信地表示システムが導入されれば、かなりの確度でその発信地がわかるという仕組みになるということでありまして。

○相浦警察本部長 ちょっと補足します。固定でも携帯でもすべて宮崎にかかることになりました。すべて県警本部にかかります。ただ、県警本部のほうで各警察署にモニターを持ってまして、例えば、今の田口先生のパターンで、これが即応しなきゃいけないような案件だったら、話を聞きながら延岡が同時に傍受できるモニターのボタンを押します。そうしますと、延岡のほうで、田口さんのお話の音が同時に入るという仕組みになっていまして、それで、一応話を聞き終わった後、延岡署のほうに連絡をとって、「今、傍受したね」と、「実は、こういう内容なんだ」ということで、もう一度内容の確認

をして、延岡署で対応させるという形をとっております。

○田口委員 実は私、前、市議会議員でしたので、延岡の新しい消防署を建て直しをしまして、通信システムが変わりますと、今は、新しい消防署ができ上がるまで通信システムは、ちょっとそれまで我慢してますということですけど、そのときの説明が、今までは119番をすると、こっちのほうにかかってきて——延岡署に受けて、高千穂とかどこかに振り分けるといようなことを言っていたんですが、それが全部来ると同時に、自動的に振り分けられるといような説明を受けてたんですけども、そういうのじゃないんですね。

○相浦警察本部長 結局、一番イメージしていただきますのは、何といたしますか、署をまたがるような事案というものです。広域連携というのが実は一番重要なものですから、ですから、典型的に延岡で対応するというケースであればいいんですけども、署境ということもありますし、それとあと、パトカーの運用状況といものを本部で全部一括して見ているんですね。ですから、何といたしますか、実際、今、現段階でどこにパトカーがあるのかということも、一元的に本部のほうで承知をしておりますので、そこに一応、パトカーにも指示を送りつつ、署にも対応させるということをとっております。全国的にも、基本的には県警本部のほうで、一元的に110番を受理して運用するというのが通例でありまして、むしろ、うちの県は、モニターのところ非常に素晴らしい仕組みをもうしばらく前から持っておりますから、延岡関連だと思っただら、直ちにその段階で延岡に傍受させることで、即応体制をよりスピーディーにやれるような仕組みを構築していると、こういうことです。

○田口委員 もちろん、今回システムが変わるといことはスピーディーになるということだと思いますので、それはぜひよろしくお願い致します。

それでは、次は、殊事件対応専門捜査員という、何か愛知県でやったので対応していろいろ装備をということをおっしゃっていましたが、これは、各県警にこの特殊専門員というのが要るんですか。答えられる範囲でいいです。

○松尾刑事部長 どこで人質立てこもり事件等が起こるかわかりませんので、各県とも要ると思います。

○田口委員 わかりました。この方たちはもう専門員だけの仕事でなくて、ふだんは機動隊か何かそういう形にして、何かあったときにだけ特定に出てくるという形になるわけですか。

○松尾刑事部長 日ごろは、捜査一課等におまして、それぞれの係の仕事を持っておりますけれども、こういう事案が起こりましたときはまた参集させて——集めて対応させるというふうに考えております。

○田口委員 わかりました。

じゃ、次の件についてです。暴走族壊滅作戦推進事業についてお伺いします。最近、暴走族は、集団で走っているといのはめったに見なくなりましたので、何か減っているのかなという気はするんですが、現在の状況と最近の推移等をちょっと教えていただけたらと思っております……。

○中原交通部長 まず、お尋ねの暴走族の現状でございますけれども、平成16年ぐらいまでは、組織化された暴走族、俗に言う「何々」という名前をつけた暴走族がありました。これを現在はすべて解体いたしまして、暴走族という、要

するにトップがおって、2番目がおってという
ような組織だった暴走族は現在、把握しており
ません。ただ、県内に200名程度の単発暴走とい
いますか、暴走行為をする、主に少年なんです
が、これは把握しております。

委員が指摘されたこの事業でございますけれ
ども、これ、700万ぐらいの話ですけれども、こ
れは端的に申し上げますと、初日の出暴走族を
抑えるために、いろんな機材をリースするん
ですけれども、これの機材代でございます。以上
でございます。

○田口委員 わかりました。

最後になります。先ほどから何度か出てお
りますけど、今回の職員をふやす件ですが、そ
の中で先ほども2つ性犯罪との関係ということ
で出ましたけれども、変死体がふえていて、そ
の検視をするのに職員をふやすということ
ですが、変死体がふえているというのは、自殺関係
がふえているということなんですか。それとも、
もちろん、それは調べてみないとわからないん
でしょうけれども、ふえているというのは、ど
ういう理由なんですか。

○松尾刑事部長 確かに、先ほど警務部長、説
明しましたように、平成11年ごろから1,000体、
超えているわけですけれども、じわりじわりと
ふえております。私どものほうでは、高齢化の
関係かなと思ったりしておりますが、断定はで
きないと思っておりますけどですね。

○田口委員 それは、今まで1,000体のうちのど
れぐらいをチェックといいますか、調べられて
いたんですかね。

○松尾刑事部長 検視の体数ですか。

○田口委員 もちろん、足りないからこそ職員
をふやすということになるんだと思うんですけ
れども、実際、調べたいのに調べ切れなかった

んで今回ふやすということになるわけですよ。
違うんですかね。

○松尾刑事部長 調べたいのに調べられなかつ
たということではございませんで、徐々に取り扱
い体数がふえていることは間違いありませんけれ
ども、例えば、1体を処理するのに、3時間か
かるときに、3人でやるよりも4人でやったほ
うが速いわけでございますし、そういうことも
ありますし、充実させる、要するに、より正確
に検視をしていくということでふやしていただ
いたということでございます。

○相浦警察本部長 1,000体、この10年で大体実
は5割ぐらい当県も増していまして、でも、全
国も同じ趨勢であります。今、刑事部長が言い
ましたように、背景は、いろんな要因が多分絡
まっていると思うんですが、1つは、全体に高
齢化があつて、例えば、独居の老人の方が、だ
れにもしばらく見つからずに亡くなられるとい
うようなことも現実かなり出てきております。
私どもが死体見分の対象にしなきゃいかんのは、
かかりつけのお医者さんがおられて、何か持病
をお持ちで、その持病で亡くなられたというこ
であれば、これは警察のかかわり合う話じゃな
いわけですね。

ただ、それがなくて、原因がよくわからない
形で亡くなられたということになりますと、一
応、私どもの死体見分の対象になりまして、も
ちろん、死因そのものところはお医者さん方
に診ていただくことにはなりますが、私どもと
しては、万々が一にも犯罪が伏在するとまずい
わけでありまして、いろいろな周辺の関係者の方
から話を聞いたり、亡くなられている現場の状
況とかを見たりして、その大部分が、実は、犯
罪でなかろうという結論になるんですけれども、
一応、やはり警察で見るとというのが私どもの社

会的使命になっておりまして、そういうことをやるということでございます。

その中で、特に何と申しますか、解剖してみないと、死因もわからんだろうというものにつきましては、司法解剖に付して、これは正式に裁判所から令状をいただいて、一応、刑事手続に乗せて体の中まで見て、犯罪死かどうかを見ると、こういうような流れでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○川添委員 511ページの警察施設費の5番、各警察署の環境整備事業が上がっているわけですが、日向警察署の庁舎執務環境整備事業というのは、これ、344万、具体的にどういった内容になるのでしょうか。

○永野会計課長 「日向警察署庁舎執務環境整備事業」340万ですが、これにつきましては、日向署が非常に狭隘化しているということで、プレハブを建てております。増築しております。そういった関係で、そのプレハブのリース料が340万ということでございます。

○川添委員 手狭な部分をプレハブで対応しているということでしょうか。

○永野会計課長 そうでございます。これにつきましては、平成17年に建設しております。現在の庁舎が非常に手狭で警察の業務が運営できないということで、プレハブで建てたところがございます。

○川添委員 そうしますと、その以外のえびの警察署、高千穂、日南、これについてもやっぱり同じようなんですか。

○永野会計課長 はい、そのとおりでございます。

○川添委員 それと、その下の10番、運転免許センター建設整備事業、これも毎年計上されておりますが、これは大体総事業費というのはど

れぐらいで、また、建設のスケジュールはどういった概要なんでしょうか。

○永野会計課長 これは総額では5,500万でございます。平成19年から平成21年まで3カ年の宮崎県の総合自動車運転免許センター、これを建設を行うためのコンサルティング事業でございます。

建設に関しまして、債務負担行為で35億を組んでおります。

○橋本警務部長 実は、この運転免許センターというのは、日向警察署と違って、共済組合からお金を借りて、それを原資として建物を建てるということになりまして、先ほど言った35億というのは、いわゆる借りた分を返すお金、言えば利息もついているもんですから、それが若干、たしかレートは2.数%だったように記憶していますけど、そういった利息分も含めて35億円の債務負担行為を設定し、実際に建設に係る額としては30億弱だったように記憶はしておりますけれども、それぐらいの額をかけて建てる建物だということでございます。今、コンサルティングなんかをしながら設計業務等々を進めておりますけれども、最終的には、24年1月1日に、新しい庁舎で運営ができるように今、進めているところでございます。

○川添委員 ということは、あそこも全面建てかえということですね。

○橋本警務部長 全面建てかえになります。

○川添委員 確認ですけど、借入れを中心として、建設費を調達すると……。

○橋本警務部長 すべて借入れです。

○川添委員 次に、警察施設費の同じ欄の上の2番、ちょっと細かいんですけども、職員住宅借家料ということで4億400万上がっていますが、これ、実は、昨年では約5億近く、4億9,000

万ぐらいたしか予算は上がったと思うんですけども、これ、9,000万ぐらい減ってきた理由、これ、借り上げ社宅みたいな形になるんでしょうか。理由がわかれば教えていただいていたでしょうか。

○永野会計課長 これにつきましては、警察職員宿舎、これを警察共済から借りて建設しているわけでございます。昨年は、施設が12施設ございまして、そのうちの2施設が昨年で償還しております。21年度につきましては、残り10施設の償還ということで、この額が減ったことになっております。

○川添委員 借り入れの返済……。

○橋本警務部長 これも同じように、共済組合からお金を借りて建物を建てて、その支払いが全部終わったというのが2施設あって、要は、残高が少なくなったために、支払額が減ったと、こういうことでございます。

○川添委員 わかりました。

次に、512ページの一般活動費の最後の30番ですね、その他警察活動経費ということで、約6億500万計上されておりますが、これは大まかに概要、中身・内容をお伺いしてよろしいでしょうか。

○永野会計課長 総額では6億ほどでございますが、大きいものを申し上げますと、警察活動の旅費ですね、これが2億200万ほどでございます。それからコピー代、これが4,500万ほど、それから乾電池、地図、諸用紙ほか警察活動全般に関する消耗品、これが5,400万ほど、それから、DNA型鑑定装置保守点検経費、これらが950万ほど、こういったものを積み上げてまして総額になっておるところでございます。

○川添委員 この6億500万も昨年度からいくと約5,000万ぐらい増加しているんじゃないかと思

うんですが、この増加した原因、特に、何か理由があるんでしょうか。

○永野会計課長 警察官の職務に協力援助した者の災害給付金ですね、これが2,400万ほどふえております。

これにつきましては、昨年の7月ですか、中学生がおぼれた少年、これは同級生ですけど、を助けまして、この方が意識不明になっておまして、これに関する治療代ということで予算措置しているところでございます。

○川添委員 確認ですけど、治療費が増加したということですか。

○永野会計課長 はい。この方が、現在意識不明の状態でございます。毎月、その治療代といいますか、それに費用がかかると、療養費がかかるということでございます。

○川添委員 総額で結局幾らぐらい予算見ているんですか。

○永野会計課長 この分が2,434万6,000円の増額となっております。

○川添委員 わかりました。

最後に、職員の定員のお話がありましたが、これ、改めて確認いたしますけれども、恒例の人事が発令されて、県警のほうで8名を必要に応じて9名とか10名に増員することはできると思うんですが、これは、例えば、定員を増員させる期限といいますか、義務ですね、例えば、本年度はやむを得ず、とりあえず7名にして、来年度8名にするとか、そこら辺の県警の裁量というのは、全くないんでしょうか。

○橋本警務部長 政令で定める基準に従って条例を定めなければならないというのが法律の趣旨でありますので、その趣旨を忠実に解釈すると、基準が上がればそれに対応した同じ規模の人数を、それに従って今8名ふえたというこ

とは、8名ふえたという政令の改正に従って、条例を変えなさいというのが、法の解釈であるというふうに認識しております。

○川添委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 平成21年度の歳出予算説明資料第72号の小さいほうの、これの69ページ「安全・安心パトロール事業」というのを、今度の緊急雇用創出基金でつくられておるわけですが、5,900万ということで民間法人にお願いをして、24名ほどこれで採用というか、お願いするということですが、年収で言うと250万ぐらいなんですよ、恐らく。これは、雇用の拡大につなげていくというのが緊急雇用のこの基金の目的でもありますので、恐らく、警備保障会社あたりが受けてくれるとは思いますが、そういうふうにイメージ的には理解するんですが、例えば、その受けた会社が現有人員でそれを受けてしまっただけは緊急雇用のいい役を果たさないんじゃないかと思ひまして、受けたところがそれによって採用をふやすという方向があることのほうが望ましいわけで、警察のほうとしても、これについては、雇用の拡大につなげてほしいというようなメッセージを、この事業でそういう指導といいますか、そういう立場にあるべきだろうと思ひますが、現実的にはどうなんですか、その辺は。事業の中で。

○永野会計課長 この緊急雇用につきましては、緊急雇用創出事業実施要領というのがございまして、これには事業費に占める人件費の割合がおおむね7割を超すことと、さらに雇用の関係につきましては、新規雇用する失業者の数の割合がおおむね4分の3以上であることということになっております。それでいきますと、24名のうちの4分の3ですので、18名が新規雇用と

いいですか、失業者を雇用しなさいという縛りが入っておるわけでございます。したがって、その契約時点で使用者につきましては、こういった条件が当然ついてくると思われます。

○太田委員 じゃ、確認でありますか、いわゆる雇用につなげるということが1つの条件で、きちっと契約といいますか、入札もされていくということでもいいわけですね。

○永野会計課長 はい。そのように進めていきたいと思ひています。さらに、この雇用につきまして、雇用期間は6カ月ということで、さらに1回だけ更新できるということですね。1年が最長ということになっておりますので、失業者等の雇用に効果があるんじゃないかと考えております。

○太田委員 最後に、これは基金から持ってきたお金ではあるわけですが、この事業の将来の期間、見込みはどのくらいで見込まれているんですかね。単年度で終わるとかいうことでしたかね。

○永野会計課長 予定では3カ年ということを知っております。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

○押川委員長 その他含んで、何かございませんでしょうか。

○萩原委員 質問なのか要望なのか、だれに聞いた方がいいのかはちょっとわかりづらいんですけどね。都城警察署、駐車場も非常に狭いんですよ。同時に、警察署の東側のちょうど隣の民家との境に留置場というのか、拘置所というのか、それと柔剣道場があつて、その東側の住民の皆さんが5世帯か6世帯だと思いますが、全員が都城警察署が拡張するんだったら、土地、家全部売ってもいいですよと、何か住民の皆さんが以前の会計課長に一回話したことがあるん

ですけどね。いずれ、警察署を拡張するのであれば、警察との相談に応じますがという話が警察に来ているのかどうか。

それともう一件、これは前の委員会でも話したんですが、ちょうど私の住んでいる姫城地区というのは、銀行の支店長宅とか何とかいろいろあるんですね。都城警察署長宅もあるんですよ。警察署長の官舎、大変古くて、ちょうどまた一番交通事故の起こりやすいところのカーブのところにあるんですよ。時々奥さんが、うちの家から100メートルもないんですから、奥さんがたまにお見えになつたときは、奥さんが事故せないがなと思ったりするんですよ。大変古い。地域のこの前の自治公民館の新年会するときもその話が出て、あの警察署長の官舎はもうちょっとどげんかならんとなという、都城弁で言えばですね。それらしく、ふさわしい官舎にしてほしいという地域の皆さんの話も出たところなんです。警察署の拡張の問題と、署長宅の官舎の問題、この辺は要望なのか、相談なのか、だれに質問していいのか、わからないんですけどね。

○橋本警務部長 都城警察署の建てかえとかにつきましましては、各方面いろいろな要望があることも承知しております。とはいえ、とりあえず今は、日向警察署のほうをまず優先して建てかえるということを内部的には決めておる関係で、なかなか都城警察署云々かぬんと具体的な議論まで実は至っていないというのが現状でございます。

ただ、こういった施設整備が一段落してくる段階で、次をどういうようにやっていくのかという検討の中に、事務的には都城からそういう声が上がっているということを十分認識しながら進めていくもんだらうというふうに思ってお

ります。

また、署長官舎につきましては、現署長からも古いという話も聞いておまして、これは、またその職員宿舎全体の中でも、署長のところだけ新しくして、ほかの人のところは古くてもいいのかとか、そういうところの問題も多分あるかと思えます。とはいえ、住居環境の改善というものも職員の福利厚生という意味において、非常に重要な課題だと思っておりますので、予算の許す範囲の中で、うまくメリハリをつけながら、やっていかなくちやいけない課題だろうというふうに認識をしています。

○相浦警察本部長 済みません。駐車場の拡張に関する話は、ちょっとオフィシャルには来ないようであります。

それと、署長公舎なんですけど、今ちょっと会計課長に調べてもらったんですが、一応、37年経ているということで、世の中的には古いのかもしれないけれども、我々公務員としてはもうちょっと使えという感じかなという感じはあります。ただ、何といいますか、単に37年経過しただけじゃなくて、かなり老朽化しているという話はこれまでも寄せられていまして、そのところはリフォームをしながら、何とかしのいでいるということでございまして、また、署長の御家族の行動は、警察官でございますので、しっかりやってくれると思います。

○萩原委員 今のは小さな親切大きなお世話だったんですけどね。割と警察署の職員の皆さんのアパートというんですかね、あれはできてまだ10年前後、立派なんです。立派なのがちょうど警察署から東側かにあるんですけどね。それはそれでいいんですけども、ただ、都城警察署の東側のところが、行ってみると、確かに留置所、拘置所と言うんかな、留置所、こー

回入ってみたいんですけどね。剣道場なんかがあるんですけど。確かに、警察の皆さん、元気がいいから、隣近所にはよく聞こえるみたいですね。その東側から20～30メートル行ったところに細い道路があるんですよ。都城市議会時代に、あそこの道路も少し拡張したらどうかと、やっと1台が入っていくような、2台すれ違っても難しいような道路なんです。住んでいる住民の皆さんも苦勞しておるみたいで、警察署を拡張するんだったら、我々はここ5～6世帯全部警察にそういう話があったらすぐ乗ろうという話し合いだけは皆さん、決まっておるみたいなんですよね。その辺もひとつ頭に入れて、要望とも相談とも言えませんが、その他のその他で御了解いただきたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○田口委員 1点だけ、私は、ことしはいろいろ警察にかかわることが年明け早々から多くですね、別につかまったわけじゃないですけども、もう一点はですね、財布を拾いましてですね、交番に届けたんですが、やっぱり予想したとおりにだれもいまして、電話をいたしまして、延岡署からすぐに、「出かけておった」と、帰ってきてもらいました。多分10分ぐらいで帰ってきたと思うんですが、やっぱり空き交番といますかね、空いている時間といいますか、これは非常にやっぱり、前も行ったときも、宮崎にいるときも下北方かどこかの交番に行ったときも不在でしたし、中心部には、何かOBの方なんではないかな、そういう方がよくいらっしたりして、いろんな案内とかしてくれたりしていますけども、そういう方が今、何人いて、そういう空き時間といいますか、エアポケットみたいになっている時間をどのような形で埋めていく予定なのか、夜間はどうなっておるのか、

ちょっと教えていただきたいと思います。

○椎葉生活安全部長 交番相談員というのが47名県下にあります。60交番が県下にありますけれども、そのうちの41交番にその交番相談員を配置しております。この交番相談員は、非常勤職員でございまして、月20日6時間勤務でやっておりますので、いずれにしましても、1カ月に10日間は交番相談員もいないという状態は出てまいります。

ただ、交番である以上は、一応、空き交番対策もございまして、交番相談員がおれば、最低3名は警察官が勤務しています。ですから、3交代で勤務していますので、交番相談員がいるときは、6時間だけは――昼休み時間入れたら7時間の拘束なんですけど、その時間は交番相談員は常時在署をするか、交番前で立番しているという状況でございまして、連絡はすぐつくと思います。

そのほかの時間帯になりますと、最低3名でありますけれども、6名いるところもあります。3名の警察官が3交代で勤務して、在署時間、それから警ら時間、または巡回連絡時間というように勤務時間を決めて勤務しておりますので、当然、外部活動している間は、交番相談員もいない、警察官もいないという状態はあり得るということになります。それを補完する措置として、例えば、電話をとりますと、すぐ本署が出るとか、そういう連絡設備というのは、別途やっているというのが現状でございます。

○押川委員長 よろしいですか。

○田口委員 はい。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了させていただきます。

執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時7分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思います。

去る2月の7日でしたが、西都市の寒川におきまして、緑のダム造成事業の記念植樹祭を開催したところがございますが、当委員会から代表して押川委員長に御出席を賜りました。大変寒い中、また早朝から大変ありがとうございました。この場をおかりしましてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

そのときの状況は、お手元の文教警察企業常任委員会資料の最後のページにつけてございますが、写真がちょっと陰になっておりまして、見にくい状況になっておりますが、当日は、地域の都於郡小学校、三財小中学校の児童生徒さん約130名の方々に御参加をいただきまして、山桜、モミジ、ケヤキなど合計約750本の植樹を行ったところがございます。この事業によりまして、水源涵養機能の充実、それから植樹を通じてのPRになればなというふうに思っております。

それでは、企業局の説明をさせていただきたいと思いますが、本日は、提出議案が3件ございます。お手元の資料の目次をごらんいただきたいと思います。今回、提案いたしております議案は、議案第15号「平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第16号「平成21

年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第17号「平成21年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」の3件でございます。各議案の詳細につきましては、後ほど総務課長のほうから説明をさせていただきますが、私のほうから、今年度の事業の進捗状況、21年度当初予算の基本的な考え方、議案の概要等につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

資料にはございませんが、まず、今年度の3事業の進捗状況でございます。基幹事業でございます電気事業につきましては、台風等による災害もなく、効率的に発電できる降雨の状況であったこともございまして、現在のところ、供給電力量は目標を上回っております。また、工業用水道事業につきましても、年間目標の給水量を達成できる見込みでございます。地域振興事業につきましても、指定管理者の誘客対策などによりまして、目標の利用者数を達成する見込みでございます。このように3つの事業とも、現在のところ、おおむね順調に推移しているところがございます。

次に、21年度当初予算編成の基本的な考え方でございますが、21年度の当初予算は、このような状況も踏まえつつ、企業局経営ビジョンに基づきまして、経費の節減、効率的、計画的な設備投資、地域貢献の充実等を着実に推進をし、健全な企業経営の維持を図るということを基本として編成をしたところがございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明をさせていただきます。資料の1ページをごらんいただきたいと思います。平成21年度公営企業会計当初予算案の概要についてでございます。当初予算額でございますが、まず（1）の電気事業でございます。上段の収益的収入及び支出でございますが、平成21年度の欄のところでご

ございます。事業収益が51億1,150万1,000円で、事業費が45億8,126万7,000円でございます、この結果、差引収支残が5億3,023万4,000円になりまして、増減の欄でございますが、前年度に比べて1億4,850万5,000円増加をいたしております。これは電力料収入の増、減価償却費の減等によるものでございます。

また、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入が6,637万2,000円、資本的支出が23億3,294万1,000円でございます、この結果、収支残が22億6,656万9,000円の不足ということになりまして、前年度に比べてマイナス5億5,352万1,000円というふうに不足額が増加をいたしております。これは、一般会計からの貸付金償還が終了したことや、発電所の改良工事の増によるものでございます。

(2)の工業用水道事業でございますが、まず、収益的収入及び支出であります。事業収益が3億2,364万5,000円、事業費が2億9,315万円、この結果、収支残が3,049万5,000円というふうになりまして、前年度に比べて1,524万7,000円減少をいたしております。これは、日向市水道局への暫定供給の終了によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入はございませんで、資本的支出が1億3,599万8,000円、収支残が同額の不足ということになっておりまして、前年度に比べて4,585万4,000円不足額が減少をいたしております。これは、配水池の耐震補強に係る改良工事費の減によるものでございます。

(3)の地域振興事業でございますが、まず、収益的収入及び支出は、事業収益が2,599万円、事業費が2,475万円、収支残が124万円となりまして、前年度に比べて26万4,000円増加をいたしております。

資本的収入及び支出であります。資本的収入はございませんで、資本的支出が1,547万3,000円で、収支残が同額の不足ということになっております。前年度に比べて997万3,000円と不足額が増加をいたしておりますが、これは、ゴルフコース管理用機器の更新等に係る改良工事費の増によるものでございます。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。2の主要事業の概要でございます。まず、(1)の㊟の企業局新エネルギー導入事業についてでございます。これは、4ページのほうの資料で説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。事業目的でございますが、これは、本県の地域特性を生かした新エネルギーの普及促進を図るために、マイクロ水力発電と太陽光発電の導入に取り組むものでございます。

事業概要であります。まず、マイクロ水力発電設備の設置であります。ダムを維持流量を利用いたしまして、出力35キロワットの水力発電設備を設置するもので、平成21年度はそのための実施設計を行うものでございます。予算額は800万円でございます。次に、太陽光発電設備の設置であります。工業用水道施設の配水池に出力30キロワット規模のものを設置するものでございます。予算額は3,000万円でございます。それから、水力発電等のPRといたしまして、企業局庁舎1階ロビーに発電状況を表示いたします装置を設置するものでございます。予算額は200万円でございます。

事業費が最後にまとめてございますが、合計で4,000万円を予定いたしております。このうち、上のほうの(2)の太陽光発電設備につきましては、キロワット当たり30万円の補助がございまして、これを活用いたしまして、900万円を

充当する予定にいたしております。

済みません。また2ページに戻っていただきまして、2ページの(2)の緑のダム造成事業についてでございます。これは、平成18年度から実施をしておるわけでございますが、企業局の発電に係るダムの上流域の未植栽地等を購入して水源涵養機能の高い森林として整備することによって、安定的な電力の供給に資することを目的にいたしております。予算額は、これまで取得した139ヘクタールの管理費用なども含めまして8,440万円を計上いたしております。

それから、(3)の企業局地域振興貸付金でございますが、これは、電気事業会計から森林整備事業の財源として一般会計へ低利で貸し付けるものでございます。予算額が3億円で、平成18年度から21年度までの4年間で総額12億円の貸付額となっております。

それから(4)の企業局「新みやざき創造」支援事業貸付金でございますが、これは、新みやざき創造計画に基づきます施策の推進を支援するために、企業局の業務に係る深い事業に対して一般会計に低利で貸し付けるものでございます。予算額は3億円で、内訳は、災害時安心基金設置事業の財源として1億円、環境関連事業の財源として2億円でございまして、平成19年度から22年度までの4年間で、総額11億円を予定いたしております。

それから、(5)は、一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構負担金の1,500万円でございますが、同推進機構への負担金でございます。

それから、(6)のその他の①の建設改良費、これは、各事業会計の改良事業の合計でございますが、9億9,659万3,000円を計上いたしております。それから②の企業債償還金といたしまして、これは、電気事業と工業用水道事業会計

でございますが、この合計で6億8,928万6,000円を計上いたしております。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、(7)で、知事部局等への経費の支出額をここにまとめて記載してございます。今、申し上げました貸付金、負担金、このほかに多目的ダム管理費用など、21年度の小計の欄のところでございますが、総額で12億1,654万5,000円を知事部局に支出することにいたしております。また、その下の市町村への交付金、これは固定資産税のかわりに交付金ということで出しておるわけでございますが、これが2億2,611万2,000円、地方消費税を含めると、合計いたしまして14億7,354万9,000円の支出を行っているということでございます。

それから、最後に、九州電力との電力受給基本契約の締結についてということで、米印で書いてございますが、企業局では九州電力との間で、電力受給に関する基本契約というものを締結いたしまして、電力を供給しておるところでございますが、現在の基本契約が平成21年度で期間満了となりますことから、九州電力と協議いたしまして、新たに平成22年度以降の基本契約を12月末に結んだところでございます。契約期間は、平成22年4月1日から38年の3月31日までの16年間でございます。契約の主な内容がありますが、「発電した全電力量を九州電力に供給する」ということと、「受給条件、電力料金などの具体的事項については、別に2年毎の電力受給契約により定めること」という、基本的な内容のものでございます。なお、この契約は、電気事業を行っております九州各県、福岡、熊本、大分とも一緒の内容でございます。このことによりまして、今後も健全で安定的な経営が図られるものというふうに考えておるところで

ございます。

以上で、説明を終わりますが、企業局といたしましては、今後とも、経営の効率化と経費の節減に努め、健全経営の維持と地域貢献の充実を目標に、県民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございますが、詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○岡田総務課長 それでは、平成21年度の当初予算（案）について御説明いたします。

6ページをごらんください。初めに、議案第15号電気事業会計であります。

1業務の予定量であります。これは、企業局が所有する12発電所の目標電力量であります。21年度の年間供給電力量は、前年度と同量の5億1,263万キロワットアワーを予定しております。

次に、2収益的収入及び支出であります。事業収益は、51億1,150万1,000円で、そのうち営業収益の電力料収入は、47億1,765万9,000円であります。これは、九州電力との電力受給契約に基づく契約額を計上しております。増減の欄でございますが、前年度に比べまして増加しておりますのは、平成20年度は九州電力と交渉中でしたので、見込みとの差であります。

次に、財務収益は2億8,933万4,000円で、九州電力などの株式配当金、資金運用による受取利息であります。

次に、営業外収益は、5,469万8,000円で、九電復元株式の配当金などあります。増減の欄でございますが、特別利益が前年度に比べ減少しておりますのは、昨年度は機械損害共済金を計上したことによるものであります。

次に、事業費のほうですが、事業費は45億8,126万7,000円であります。まず、営業費用は40億4,840万4,000円あります。職員給与費は10億935万2,000円で、平成20年10月1日の現員現給で計上しております。減価償却費は13億4,477万円あります。修繕費は6億2,066万7,000円で、岩瀬川発電所水車発電機精密点検等を予定しております。共有設備費分担額2億1,406万7,000円は、多目的ダムの管理経費のうち、企業局の負担分を計上しております。その他は6億6,092万円で、市町村交付金や緑のダム造成事業の費用などあります。

次に、財務費用は2億8,015万1,000円で、企業債の支払利息等あります。

それから、営業外費用は2億271万2,000円で、消費税やその他に計上しております九電復元株式配当金の開発事業特別資金特別会計への繰出金などあります。

この結果、表の一番下にありますように、収支残は5億3,023万4,000円で、前年度に比べて1億4,850万5,000円の増加となります。

次に、7ページでございます。3資本的収入及び支出であります。資本的収入は、6,637万2,000円あります。このうち、貸付金返還金は工業用水道会計からの返還金収入であります。増減の欄でございますけれども、貸付金返還金が2億9,996万円減少しておりますのは、一般会計からの償還が終了したためであります。補助金は900万円で、企業局新エネルギー導入事業の太陽光発電設備に対する補助金収入であります。工事負担金は1,687万6,000円で、庁舎の空調機取りかえや古賀根橋ダム管理事務所改良工事に伴う負担金収入であります。

次に、資本的支出は、23億3,294万1,000円あります。建設改良費9億5,604万7,000円は、

電気事業施設の改良工事等に要する費用であります。前年度に比べまして2億8,510万円の増となっておりますのは、岩瀬川発電所水車発電機改良工事など、工事費の増によるものであります。次に、企業債償還金6億7,685万7,000円は元金を償還するもので、次の貸付金6億円は、企業局新みやざき創造支援事業貸付金などとして、一般会計に対し貸し付けるものであります。

この結果、表の一番下の収支残にありますように、22億6,656万9,000円の資金不足となりますが、これは、表の欄外にありますように、過年度分損益勘定留保資金等を財源として補てんする予定であります。ほかの2事業につきましても、資金不足分は、同様に補てんする予定であります。

次に、4継続費であります。単一の工事で工期が1年を超えることが明らかなものについて、継続費を設定しております。(1)の営業費用ですが、まず、岩瀬川発電所水車発電機改良工事については、改良工事に伴う除却費であります。平成21・22年度の2カ年で、1,139万9,000円の継続費を設定することとしております。

次に、右の岩瀬川発電所水車発電機精密点検工事であります。修繕工事であるため、営業費用のみ計上しております。2カ年で2億872万2,000円の継続費を設定することとしております。

次に、(2)の建設改良費は、岩瀬川発電所水車発電機改良工事で、この改良は発電機でございます。発電機は建設以来43年ぶりの大きな工事となりますが、2カ年で3億5,149万4,000円の継続費を設定することとしております。

8ページをごらんください。次に、議案第16号工業用水道事業会計であります。まず、1業務の予定量であります。給水事業所は13社で、

年間総給水量は、前年度と同量の4,548万5,570立方メートルを予定量とおります。

次に、2収益的収入及び支出についてであります。事業収益は3億2,364万5,000円で、そのうち営業収益の給水収益は3億623万2,000円あります。給水収益が前年度に比べて2,955万8,000円減少しておりますのは、日向市への暫定的な給水を行わなくなったためであります。

営業外収益は1,532万9,000円で受取利息であります。

次に、事業費は2億9,315万円あります。そのうち営業費用は2億6,264万円あります。主なものとしては、職員給与費6,555万5,000円、減価償却費8,424万円でございます。修繕費は4,434万9,000円で、沈殿池外壁面補修等を予定しております。

次に、営業外費用は1,551万円で、企業債等の支払利息と消費税などあります。

以上の結果、表の一番下にありますように、収支残は3,049万5,000円となり、前年度に比べ1,524万7,000円の減少となります。

次に、9ページの3資本的収入及び支出であります。資本的収入はございません。

資本的支出は1億3,599万8,000円を計上しております。建設改良費は2,907万3,000円で、浄水場施設耐震補強工事を予定しております。次に、借入金償還金8,449万6,000円は、一般会計及び電気事業会計への借入金元金償還であります。

この結果、表の一番下の収支残にありますように、1億3,599万8,000円の資金不足となります。

10ページをごらんください。議案第17号地域振興事業会計であります。まず、1業務の予定量であります。ゴルフコースの年間施設利用

者数は3万7,500人を予定量としております。

次に、2収益的収入及び支出についてであります。事業収益は2,599万円であります。そのうち、営業収益の施設利用料は2,415万円を見込んでおります。前年度と比べて210万円減少しておりますのは、指定管理者からの納付金を見直したことによるものであります。

営業外収益は183万8,000円で、受取利息であります。

次に、事業費は2,475万円であります。そのうち、営業費用が1,998万5,000円で、主なものとしては、減価償却費が1,040万2,000円などあります。減価償却費が194万8,000円増加しておりますのは、機器の更新等に伴うものであります。

次に、営業外費用は76万5,000円で支払利息と消費税であります。

以上の結果、表の一番下にありますように、収支残は124万円となり、前年度に比べて26万4,000円の増加となります。

次に、11ページをごらんください。3資本的収入及び支出についてであります。資本的収入はございません。

資本的支出は1,547万3,000円を計上しております。この内訳は、建設改良費が1,147万3,000円などあります。建設改良費が増加しておりますのは、利用者サービスのため、老朽化した施設等を計画的に整備することとし、21年度はゴルフコース管理用機器の更新などを行うためであります。

以上の結果、表の一番下の収支残にありますように、1,547万3,000円の資金不足となります。説明は以上であります。

○押川委員長 執行部の説明終了いたしました。議案についての質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 企業局新エネルギー導入事業ですが、マイクロ水力発電設備と太陽光発電設備の金額が書いてありますけど、元をとるのにどのくらいかかりますか。どちらとも……。

○郷田工務課長 マイクロ水力発電、これにつきましては、初期投資については17年で回収するというふうに、我々の試算によりますと、そういうことになります。太陽光発電につきましては、23年という試算の結果が出ております。

○井本委員 あれ、どこだったかね。視察にいったのは、太陽光発電……、住宅の〔「岐阜」と呼ぶ者あり〕岐阜か、あすこで、〔「群馬」と呼ぶ者あり〕群馬かね。どこだったかね、〔「甲府やな」と呼ぶ者あり〕余り家が古いもんだから、上に全部乗せたら、〔「あれは甲府です」と呼ぶ者あり〕あすこで聞いたですけど、途中で変電器が壊れたりして、またそれをつけかえるのにまた金がかかったりとか言ってましたけども、その辺のことも入れてのことですか。そこまでは見てない……。

○郷田工務課長 そういう事故とかトラブル、そういうものは考慮には入れておりません。

○井本委員 多分に、事故という感じじゃなくて、当然のように、「何か、変電器が壊れるんですわ」というような感じを受けたけどね。その辺は研究はしておらんですね。

○郷田工務課長 故障がどういう故障があるかどうかですね、そういう……。

○井本委員 故障かな、あれは。

○郷田工務課長 そういうトラブル面については、一応、この計算の中には考慮はしていないというところがございます。

○井本委員 それなんかも含めると恐らくもうちょっとかかるんじゃないかという気がしますね、20何年もね。

○日高企業局長 ただいま申し上げました17年とか23年とか言いますのは、これは、初期投資額を電力量の販売とか相殺したやつでどれくらいで回収するかということでございまして、今、井本議員がおっしゃいました収支の状況になりますと、例えば、施設をつくりますと、市町村に固定資産税のかわりに市町村交付金も払わなきゃいけませんし、そういったものも加味しますと、収支状況というのはちょっと悪くなります。ちなみに、一応単純に試算したところでは、例えば、マイクロ水力発電で17年で初期投資の回収をするわけではございますけど、黒字か赤字かの収支状況を見ますと、11年目に単年度黒字にはなるわけではございますが、最終的に、累積の黒字になるというのは19年ぐらいかかるんじゃないかなというふうに見ております。

それと、もう一つは、太陽光発電でございしますが、太陽光発電も初期投資をそのままをどのくらいで回収するかということを見ますと、23年ということになるわけではございますが、収支状況でいきますと、これも単純試算でございすけれども、19年目に単年度黒字と、それから累積黒字になるのは、26年というような試算をしております。

ただ、新エネルギーでございすから、もともと採算性が厳しいというやつが新エネルギーというような定義をされておまして、このやつは私ども試算しておりますけれども、例えば、太陽光発電で一般的に耐用年数が20年というふうに言われておりますけど、この20年の終了後に、どれだけ初期投資の未回収額が残るかという試算をいたしますと300万ほど残るわけではございます。

ところが、その1年間で二酸化炭素排出の量

を金額換算しますと20万ほどになりまして、これを20年間掛けますと400万ほどになりまして、そういう環境価値を含めると、それは回収するというふうに試算しておるところでございす。

○井本委員 最後のそれについては、まだはっきり定まってないのが現状ですよ。私もいろいろ本読んでみると、エネルギー……、何じゃったかね、何というんだっけ、サイクルアセスメントね。あれなんかはNEDOなんか1年半ぐらいで元をとると、炭酸ガスのね、言っておるけど、私は、これは何を——要するに、人件費は入ってないんだね。人件費を入れないという——人件費が一番高いんだから、今、物つくるときにですね。それを入れんというのはおかしいんじゃないのと私は思って——これは、学説的には決まってない。NEDOはともかく国の味方ですから、国がともかく今、一生懸命この新エネルギーをやって、やれやれと大企業も一緒になってやれやれ……、そして最後は金をむだなものに使ったとね、恐らくそういう構図じゃないかと私は思っているんだけどね。炭酸ガスについても、私ははっきり言って回収できないと思っていますよ。まあそれはいいでしょう。そっちはそう思っているんだから。その辺は争いのあるところだと思っていますよ。結構です。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○萩原委員 このマイクロ水力発電設備の設置、もう一回詳しく、どんな方法でこういう……、ダム横の配水路をつくるわけでしょう。つくり方の手法を教えてください。

○郷田工務課長 この資料の4ページを見ていただきますと、ここにイメージの写真がございす。これを見ていただきますと、これ、①の

写真に点線が入っていますが、この弧を描いている線が、これが発電所に水を導きます導水路になっています。ここから分岐して維持流量というのをとるようになっておるんですが、この維持流量の管がこの②の横のパイプになっています。このパイプを利用するか、またはパイプから分岐をして、そしてその間に水を流速……。

○萩原委員 勢いで発電する……。

○郷田工務課長 その水量、その勢いを利用して、この③につけてあるような、これはイメージです。このとおりになるかどうかはわかりませんが、こういう発電機をつけて、その水で発電をすると、そういう形です。

○萩原委員 素人なんですけどね。これがどの程度の距離かわからんけれども、5個ぐらいつけてもいいんじゃないですか、1個だけじゃなくて。今さっきの話で19年で黒字化するんだったら、距離が長ければ、こういうふうのを幾つもたくさんつけとって、それは水力は上から下まで落ちてくるわけでしょう。それと、距離がどの程度の距離で設置するかわからんけれども、水はこれをつけたから勢いが落ちるとかいうものでもないような気がするんだけど、ど素人の考えですよ。

○清水副局長（技術） 水力発電の場合は、水の圧力で水車等回すわけですが、それらの水圧、いわゆる高さですね、それと流量、流れてくる量、それで、何機もはめますと、その分だけ圧力は逃げて行ってですよ。何かをはめると、高さが30メートルぐらいあったとしますと、曲がりくねりで何メートルか下がるとか、何かをはめると下がると、だんだん圧力は減っていくわけですね、後のほうは。だから、やっぱり1つのほうが効率がいいということで、1つにして

おるわけです。

例えば、2つはめますと、最初のところではとんどの力は抜けて、そしてまた、次のほうでも抜けるということで、合計すると、もしかすると高いかもしれんけど、機械をいっぱい入れる分が損するとか、それは1つのほうが効率がいいわけで、出口が別ならいいですが……。

○萩原委員 それは大体理解できます。高低差にも問題があると思うんですよ。もともとの圧力があるので1つ動かすわけですよ。高低差があれば、例えば、ある程度距離をとれば、2つか3つぐらい据えられるのかなと思うんです。これは私、素人の話ですけどね。

○白ヶ澤施設管理課長 今度のマイクロ水力発電所は、ここの取水口の隧道がありますですね。ここから維持流量を流しているところの水を利用しまして発電いたします。維持流量は、0.14トンということで、24時間365日流すわけですけども、これを、ここの落差はダムの高さしかありません。この隧道は、下流のほうに祝子発電所がありまして、そこまでずっと隧道で引張っておりますので、落差が200メートル以上あります。そういうことで、同じ水を使う場合に、下流にある既設の祝子発電所で発電したほうが発生電力量がふえるということでございます。

ですから、同じ水を、この維持流量の分だけを計画しております。以上でございます。

○萩原委員 これは、ほかのダムにはこういうのはないんですか。そういうような何というんですか、バイパスというか、同じようなつくりのダムは……。

○郷田工務課長 現在、この維持流量の放流設備を持っているダムが5ダムほどあります。その5ダムは北のほうからいきますと、祝子ダム、それから渡川ダム、綾北、綾南、それから古賀

根橋、この5つのダムが、そういう維持流量を流す設備を持っております。

○萩原委員 そっちには全く計画はないわけですか。

○郷田工務課長 この5ダムすべてについて、今までいろいろ調べておるんですけども、今回、この祝子ダムに取り組むということにしましたのは、この5カ所のダムの中で、一番建設単価が安いと、それから施行時のアクセスがよいと、それからまた、配電線までの距離が短いというようなことから、最初に着手するには一番適地かなということをやったわけですけども、この祝子ダム以外の4ダムについても、今後、建設可能かどうか、これについては、また引き続き調査をしていきたいと思っております。

○日高企業局長 済みません。ちょっと補足させていただきたいと思いますが、先ほど、同じ場所に幾つもつくったらどうかという話がありましたけど、これは要するに、出力の関係で、いっばいつくると出力が落ちてくるわけですね。そうすると、金額的には発電機をつくるのは余り変わりませんから、採算面で非常に難しくなってくるということございまして、今の1つで先ほど言いましたように、17年の初期投資回収年数要るわけでございますから、それをいっばいつくると、さらにまだ、採算性が悪くなってくるということで、一番採算性のいい状況でいきますと、今のところ1つが一番いいということでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○福田委員 ちょっと教えてください。運用の面ですが、受取配当金の利回り、それから資金運用等の受取利息の平均利回り、それから低利貸し付けされている基金収益の貸付利率、それから、今度は財務の面では、逆に企業債等で借

りておるときに支払います支払利息の平均支払利率、これ、ちょっと教えてください。

○岡田総務課長 今、電気事業でよろしいでしょうか。

○福田委員 はい。この財務収益……。

○岡田総務課長 はい。財務収益のほうの受取配当金のほうの、まず受取利息の利率でございますが、平均利率が今、0.757で予算を組ませていただいております。それから……。

○福田委員 今のは配当金ですね。

○岡田総務課長 配当金は、九州電力は1株50円で組んでおります。1株幾らでこれは予算を……。

○福田委員 だから、1口の金額で割ると利回りが出ますよね、株の取得時。だから、額面で一口となれば50円でよろしいんですよ。額面50円で取得されればそれに対する利回りですが、50円を上回って取得されれば、一株に対する利回り変わってきますよね。

○岡田総務課長 利率ではちょっとあれですけども、額面は50円でございます、それを、決算上は60円で取得しておりますので、ちょっと済みません。後でまた利率のほうは出させていただきます。

それから、株式配当金にはまだほかに銀行のものがございます。宮銀と太陽銀行がございしますが、宮銀のほう額面5円でございます。それから太陽銀行も5円でございます。利率はあとでまた回答させていただきます。

○福田委員 受取利息とかですね。

○岡田総務課長 これは預金とそれから国債合わせた平均で利回りを出しておりますが、0.757、2つ合わせてやっております。福田委員がおっしゃっておりますのでは、現在、大口定期預金はどのくらいで運用しているかということで、

一番高いところでは0.99でございます。それから国債で申しますと、10年物で1.8で運用しております。高いところで申し上げます。

企業債の平均、ちょっと後でお答えさせていただきます。申しわけありません。ちょっと調べさせていただきます。

○**福田委員** 後で結構ですが、もう一つは、先ほどの太陽光発電ですが、皆さんの御案内で視察をしましたが、方式にはいろいろありますね、太陽光発電。企業局が導入されます太陽光発電の性能、太陽光の電力の転換率はどのくらいのやつでしょうか。

○**郷田工務課長** 発電効率でしょうか、その……。

○**福田委員** 太陽光を電力に転換する転換率が性能表に出ていますね。方式によっていろいろ。どちらのを使っていやっしゃるのかな。

○**郷田工務課長** これは、タイプによっていろいろあるようですけれども、現在、私どもが今考えておりますのは、一番主力となっているのが結晶型と言われる分ですけれども……。

○**福田委員** シリコン……。

○**郷田工務課長** これでいくと12%から14%、そういう発電効率ですね。エネルギー転換の効率ですね。そういう数字が出ております。

○**福田委員** 本県が誘致されている太陽光発電の方式とはどうですか。一致するやつですか、しないやつですか。

○**郷田工務課長** 失礼しました。現在、宮崎県で誘致してやっておるタイプのほうは、シリコンを使用しないC I S型でございますけれども、その効率が8%、そういう数字が出ております。

現在、私どもがどのタイプにするか、どこにするかということは今……。

○**福田委員** シリコン方式かマーク方式かどちらを採用されるかなと思って質問したんですが、それはいろいろ検討されると思います。

それから、これも勉強でございますが、先進地の視察の段階で、私は、素人でありまして、夏場が一番発電効率がいいのかなと思ったら、そうじゃなくて、波長の関係で、その視察地では岐阜県でしたが、2月が最大の発電効率を誇る月間だという説明だったんですが、本県では、発電効率が最大になる月というのは、何月になるんでしょうかね。その年によって日照の関係もありますが、しかし、通常の晴天日数で考えた場合の発電効率の一番いい月はいつですかね、宮崎の場合は。どのように試算されていますでしょうかね。

○**郷田工務課長** 太陽光発電は、温度とも関連があるということで、日照時間が長ければそれだけいいかというものでないようですね。その温度等を考慮すると大体春分・秋分、この近辺、ここらあたりの時期が一番いいといえますか、年間の中では、発電効率がよくなるというようなことのようにございます。

○**福田委員** 結構でございます。

○**岡田総務課長** 先ほど、福田委員のほうから御質問のありました株の利回りでございます。まず、これは大きな九電株だけで申し上げますと、年2.54%になるようでございます。それから、企業債の平均利回りといえますか、現在、企業債も1%台のものから数%のものございますが、平均で申し上げますと、電気3.7%という形になります。以上でございます。

○**福田委員** もう一回質問しますが。財務をされる方としては、貸し借りの関係をいつも見られますわね。これがベストの組み合わせだと、そういうふうに見られたわけですね。

○岡田総務課長 預金と国債、安全性とそれから効率性という、二律相反するものを追い求めておるわけでございますけれども、安全性というのを公共団体一番考えるわけでございますけれども、一番これがベストというわけにはいかない、その都度流動的に動いていきますので、金利の有利なところに、例えば、国債が上がっておればその国債のほうにシフトしていきますし、そうでないとき、例えば、今、申し上げました大口預金の金利が0.9というのが出ますと、2年国債はもっと下でございますので、預金のほうがいいのか、そのとき判断しますけれども、今がベストだとは思っておりますが、また向上させて、よい収益を上げていきたいと考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 緑のダムの造成事業であります、私も、一回、西郷村に行かせてもらったと思っておりますが、有害鳥獣が出てくるというのも山に実のなる木が少なくなったんじゃないかというような話もありまして、この植える木が山桜、モミジ、ケヤキとかいうことであります、落葉樹ということで、冬は地面に日が差すというようなことで、それも非常に大きな意味があるんだろうなと思っております。ただ、そういった山に実のなる木を幾らか植えていくことも、サルなんかを山に戻すという意味では、一つの方法じゃないかなと思うんですが、苗の値段の問題もあるのかなと思ったり、私も、小さいころサルがヤマモモにいっぱい群がってえさ、食っていたりするのを見たことがありまして、グミとかドングリもいいのかと思ったり、ビワとか、そういったものは山の高いところにあるから、植物学的にも問題があるのかなと思っておりますが、その辺はどうなんでしょうか。

○岡田総務課長 太田委員の御質問ですけれども、まず、緑のダムでは確かに杉、杉だけではございません。イチイガシ、それから山桜、そういった広葉樹、針広混交林をやっておりますが、委員、おっしゃられるとおり、これは森林組合等とも話しております。現在のところ、そういう適した木を植えているわけですが、委員のおっしゃったとおり、実のなる木は動物を陸のほうに上げないといえますか、そういうこともあります。私どもは、宮崎大学の先生方とも研究会というのをつくっておるわけですが、最近はまだ開いておりませんが、こういうところと、また、先生方の御意見も伺いながら、実のなる木がその地域に適した物がどのような物があるのか、また研究させていただいて、できれば、実のなる木のほうも植えるような努力をしてみたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 ひとつ研究をお願いしたいと思います。ちょっとおもしろいかなと思ってですね。せっかくだから、経済的にも問題なければ、ぜひお願いしたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他でも結構であります。

○井本委員 緑のダム造成事業ですが、これは、知事が言っていた3,000円負担か何か、はげ山の、その一環の事業としてやっておるわけですね。

○岡田総務課長 知事のほうに申し上げます2,000ヘクタールというものですか、未植栽地の解消、これの中に、この緑のダムと——全体の中には入っていると思っておりますが、直接はダム上流域の荒廃した未植栽地、そして、今後植栽されないであろう植栽地を我々はやろうとしていますけれども、確かに、環境森林部とは連携しながら、すみ分けをしながらやっている

ころでございます。

○井本委員 これは、あれですか、もちろん植林するのに人を雇う——雇うと言うといかんけど、ボランティアとかそういうものが望めば一緒にやることもできるんですかね。

○岡田総務課長 下刈りとか除間伐とかになると思いますけれども、専門性がかなりあるかと思しますので、単なるボランティアではなかなかこの林業は難しいのではないかと考えていますが、今のところ、18、19、20やっておりますが、18、19の2カ年では延べ1,000名ぐらいの雇用効果は出てきているのではないかと考えているところでございます。

○井本委員 日本はですよ、ほったらかしておけば30年たつと元に戻るといいますね。だから、世界を旅して、はげ山とか砂漠なんかのほうむしろ世の中は多いんですよ。自然にほったらかして木が生えてきたり、草が生えてくるというのは珍しいんですよ。地球上では本当はね。私も日本に帰ってきて、ほんところら、雑草が生えるのがね、これは不思議なことなんだというね、我々は当たり前のように思っていましたけど。だけど、30年たつたらともかく元に戻るといふんだったら、むしろ、自然に任せておったほうがね。我々、変なものを植えて、結局はこんな杉などを植え過ぎて、今ごろになって自然を壊して……。港をつくるときもですよ、宮崎の港だって、あんな自然に反抗して変なものをつくもんだから、今度はここに一ツ葉があんなのが……。延岡もそうですよ。延岡港なんかつくるもんだから、向こうのほうがおかしくなつて——やっぱり自然は、できるだけ自然に近いままという、本来、そのほうがいいんじゃないのかなという気がするんですよ。私は、下手な植林やるよりも、自然にほったらかしてお

たほうがいいんじゃないのかなと、このごろはそういう気がするんですけどね。その辺の御見解はどうですか。

○岡田総務課長 井本委員の御意見でございますけれども、まず、私どもは、確かに自然に任せたいほうがまず一番いいと思います。ただ、自然のままですと、なかなかどのような山になっていくのかわかりません。自然と共生した人工的なものをつくっていくというのが行政的な方向ではないかと思っております、自然に近い形というのでしょうか、針広混交林、広葉樹も植えていきますし、できるだけ整備された山にしていくためには、やはり手入れというものが需要ではないかと思っておりますので、我々、一生懸命、今後ともやらせていただきたいと考えております。

○日高企業局長 植樹を行います場合、それぞれの山ごとに今、井本議員、おっしゃいました自然のままのほうがいいのか、あるいはここはどうしても植林しなければいけないのか、それはそれぞれの山ごとに森林組合の意見もいただきながら、対処しておるところでございます。

中には、買った状態の中で少し木が生えてきていると、これは、これ以上植えないほうがいいのかというようなものも幾つかございます。そういうことでやっておるところでございます。

それから、もう一つは、ボランティアとの関係でございますが、植樹祭のほうはもちろんボランティアでやっておるわけでございますけれども、それ以外の植林につきましては、企業が買う山といいますのは、平坦なところじゃなくて、非常に急傾斜みたいところで、上からロープで体をくくって下にずっとおりながら植林していかなくちゃいけないところとか、そういったところでございますので、そういったところ

は森林組合のほうにお願いをしておるということでございます。ボランティアの活用ができる場所があれば、またそこ辺は考えいかなければいけないと考えておりますけれども、そういうことでございます。

○川添委員 先ほどお話があったマイクロ発電の総事業費は、結局はお幾らでしょうか。

○郷田工務課長 マイクロ水力発電は、21年度につきましては、実施設計を行うということにしております。この実施設計の中で、具体的に金額は固まっていくものと思っております。先ほど初期投資の話をしましたけれども、17年で回収するというようなことをですね。これは、あくまで、私どもは想定値で試算をしたものでありまして、そのときの試算としては6,000万という建設費で考えております。あくまで、これは想定値ということでの試算でございます。

○川添委員 約6,000万程度を予定していると、わかりました。

ちょっと飛びまして、8ページの水道事業、これは若干減収の見通しなんですけど、日向市での給水が一応なくなるということで、これ、何でなくなったんでしょうか。

○岡田総務課長 日向市のほうが上水道の何と申しますか、耳川からの取水をしておりますけれども、その導水管と申しますか、その工事をしておりまして、それが完成したために、今回もう終了したいということで、給水の必要がなくなったということでございます。

○郷田工務課長 先ほど6,000万というお話ししましたけれども、これは、発電機そのものの建設費が6,000万という想定でございまして、設計を含めた額でいきますと、6,800万という、それを回収するのに、先ほどの……。

○川添委員 設計費の800万入れて、6,800

万……。

水道事業に戻りまして、現在13社ですけれども、今後の見通しですね、事業所等の、これは変化はないのでしょうか。

○本田経営企画監 現在契約しているのが13社でございますけれども、この中で旭化成が一番水の量をたくさん契約しております、たくさん実際使っている水が、余っている水があるんですけれども、新聞で御存知だと思いますけれども、旭化成ケミカルズが4区に今現在建設を進めております。順調にいきますと、6月から試運転を開始をいたしまして、来年の2月ぐらいに操業開始ということをお伺いしております。水としましては、6月から少しずつふえていきまして、来年の2月ごろには9,000トンぐらいを新たに給水を開始するといふふうに聞いております。

○川添委員 ということは、その部分がふえてくるということですね。金額的にはどれぐらいになるんですか。これはまだ難しいですか、見通し……。

○本田経営企画監 9,000トンを1年間ふやしますと、大体、総額でいきますと2,000万ぐらいふえる見込みでございます。

○川添委員 次に、電気事業のほうに戻りまして、御説明があったと思うんですが、上の営業収益の雑収益の行政財産使用料の内訳をお伺いしてよろしいでしょうか。

○岡田総務課長 営業収益の営業雑収益の行政財産使用料の内訳ということ、1つ大きく申し上げますと、以前、公舎というのが建ってまして、恒久にあります恒久公舎、その土地の貸付料とか、そういうものでございます。もっと細かく言ったほうがよろしいでしょうか。

○川添委員 恒久……。

○岡田総務課長 恒久という町名でございます

けれども、そこに公舎が建っておりました。その跡地を現在貸し付けておまして、その使用料、土地貸付料でございませう。

○川添委員 わかりました。

あと、これは、事業費の中の水利使用料ですよ。これは、河川の水利使用料、どういったところに支払いを今されているんでしょうか。

○郷田工務課長 この水利使用料はですね、発電所において、発電に河川水を使っておりますけれども、その流水占用料として払っておるわけですけど、これは河川法32条によりまして、都道府県知事に支払うということになっております。

○川添委員 どういったところに……、支払い先ですよ。支払い先……。

○押川委員長 都道府県知事でしょう。

○川添委員 わかりました。

それと、修繕費の岩瀬川発電所精密点検等のこれ、経常的な修繕費だと思うんですが、これは、今、業者への委託というのは、何か入札で行われているのか、随契で行われているのか、お伺いしてよろしいですか。

○白ヶ澤施設管理課長 岩瀬川発電所におきましては、来年度発注予定ですけども、これは、一般競争入札で発注予定でございませう。以上でございませう。

○川添委員 わかりました。

ちょっと前後しますけれども、九電の株式配当金と、これ、雑収益の復元株式配当金、これ、前も一度お尋ねしたんですけど、違いをもう一度御説明いただいてよろしいですか。

○岡田総務課長 九州電力の株式につきましては、有償、無償で取得したものでございませうけれども、まず、復元株の復元という意味は、戦時中に石河内第二発電所というのと川原発電所

というのがございませう。戦時中でございませうので、これを強制的に日本発送電というところに譲渡するようになりまして、その代償として株をいただいたというものがございませう。ただ、その後、その発電所は九州電力のほうにまた譲渡されたわけでございませうけれども、戦後になりまして、県議会と一緒にになりまして、「これは、もともと宮崎県のものだから返していただきたい」という復元運動を九州電力のほうにしました。そのときに、その代償として、株式でいただいたというのが復元株でございませう。以上でございませう。

○川添委員 あと、現在の九電のこの株の時価評価と、それから基金と預金ですよ、大体でいんですけども、残高……。

○岡田総務課長 まず、株式のほうで、九州電力の株式、電気株と言われておりますのが310万株ほどございませう。現在、時価では70億ぐらいになろうかと思ひませう。それから、基金の残高でございませう。ちょっとお待ちください。——ちょっと御質問してよろしいでしょうか。

基金でよろしいんでしょうか。4つの基金の残高を申し上げます。20年度末で43億でございませう。

○川添委員 4つ合わせて……。

○岡田総務課長 はい。基金の残高は4つ合わせて43億でございませう。

○川添委員 今度は逆に、企業債ですよ、借入れのほうの借入残高。現在どれくらい……。

○岡田総務課長 企業債の残高でございませう。ちょっとお待ちください。電気のほうが企業債の残高が約76億ですよ、それから工水が1億3,000万でございませう。合計77億でございませう。

○川添委員 77億ですよ。

○岡田総務課長 はい。

○川添委員 先ほどの御質問で平均金利が3.7%、これは、ロットはですよ、たくさん借りたりする割には4%だと高いような感じを受けたんですけど。これは……

○岡田総務課長 企業債……。

○川添委員 ええ。

○岡田総務課長 全体で1.9から7%までございますけれども、中心になるのが平均でそのくらいになっております。

○川添委員 要するに、昔の6%、7%、高い金利のやつがまだ残っているということですね。

○岡田総務課長 ええ、それほどはございませんけれども、まだ若干残っております。

○川添委員 それ、少し前の借り入れで金利が高くなっていると思うんですけど、借りかえとか見直しは、十分されていらっしゃるのでしょうか。

○岡田総務課長 借りかえにつきましては、電気事業は対象になっておりません。

それから、繰上償還につきましては、一定の保証金というものを支払わなくてはなりません。ただ、電気事業の場合は、九州電力との総括原価の中に算入されますので、金利もすべて原価の中に入ってまいりますので、すべて収入として入ってくる形になります。

○川添委員 借入先は要するに、民間金融機関と、どこがあるのでしょうか。

○岡田総務課長 起債の借り入れは公庫、以前の金融公庫でございますけれども、それと政府資金として財政融資資金、この2つから借りています。

○川添委員 いわゆる金融公庫とか政府資金については、借りかえができないという規約になっておるんですか。

○岡田総務課長 はい、電気事業は、借りかえ

はできないようになっています。

○川添委員 わかりました。

次に、7ページの資本的収入及び支出なんですが、結局、これは、収益的収入支出と資本的収入支出を分けているわけですよ。これ、昔からずっとこのやり方されていると思うんですけど、特別、何か規定でこういうふうに分けてしないといけないという、何かあるのでしょうか。

○岡田総務課長 基本的には、地方公営企業法の規則にのっとってやっております。収益的収入というのは、その年度の経営活動に伴う収支と申しますか、それを出すことによって、的確な経営成績を出さなきゃいけない、ところが、資本収支になりますと、建設改良とか、費用が翌年度にまたがるものが多いでございます。したがって、費用化するのに数年かかります。そういうものは資本収支のほうに計上しております。

○川添委員 資本収支の場合ですね、収支不足を補てんするために、損益勘定留保資金、それから資本的収支調整額というもので補てんされているわけですが、これの資金というのは、要するに、基本的なことで恐縮なんですけど、どこから持ってくるということになりますか。

○岡田総務課長 損益勘定留保資金と申しますのは、通常現金の出でいかない支出、例えば減価償却費とかいうものがございまして。簡単に言いますと、流動資産から流動負債を引いたものが現金として残っていくわけでございますけれども、基本的にそういったものから、積立金とか引当金とかを差し引いた残りの資金ということになります。

それから、消費税資本的収支調整額と申しますのは、資本的収支のほうで消費税を出します

と、これくらいになりますと、それは収益収支のほうでといいますか、そのお金の分は還付になります。支出のほうがどうしても多くなりますので、支払い消費税よりもお預かりする消費税のほうが少なくなりますので、還付という形になります。それは、こういういわゆる資本収支の不足が出た場合は、それを補てんしなさいというふうになっております。以上でございます。

○川添委員 ということは、実際に、現金が長期スパンで見ているので、現金は動いてないという説明ですかね。この損益勘定留保資金というのは。

○岡田総務課長 損益勘定留保資金は、毎年、例えば現金の支出の伴わない科目があります。減価償却費とか、そういうものが毎年費用のほうに計上されていきますので、そういうものが蓄積されていきます。

○日高企業局長 ちょっと補足させていただきたいと思いますが、この資本的収入支出といいますのは、いわゆるとんかちの部分の収支なんですね。もう一つの収益的収入支出というのはいわゆる営業活動に伴う収支ということになっておりまして、とんかち部門のほうの収支につきましては、要するに、減価償却というのは、原価がどんどん時がたつに従って減耗していくわけでございますけど、次の施設をつくるために、減価償却という形でずっとためておくわけですね。そのための金を、こういうとんかちをやるときに不足分として金を使うということでございまして、ですから、金は動くわけでございます。ただ、例えば、補助金が入ってきたり、そういう金だけじゃなくして、不足分については、そういう内部留保資金、その最たるものは減価償却だと思っておりますが、そういうもので補て

んしていくという趣旨でございます。

○川添委員 民間の普通の決算書の場合は、これ、多分全部合算して、そして最後で減価償却の部分で余力を見たりすることがあると思うんですけど、分析するときに。企業局の会計規定で、分けて記載しなければいけないということですけども、大体、御説明の趣旨はわかったんですが、これ、資本的収支の内容を見ますと、例えば貸付金の返還とか、企業債の償還とか、それからまた知事部局への貸し付けとかいう、やっぱり単年度で現金が動いている部分がたくさんあるので、どっちかというところ、これ、一緒に入れて、実際金が足りているのか足りていないのか、マイナスなのかプラスなのかというのちょっと……、要するに、これを合わせた合計の収支みたいなのは出したほうがわかりやすいんじゃないかなと思ったんですけど、ちょっととっぴな意見になりますでしょうか。

○岡田総務課長 病院事業会計もこのようなやり方ではございますけれども、最終的には、貸借対照表と損益計算書という形でこの2つはあらわれてまいりますので、それで決算のときに御説明できるかと思っておりますが。

それから、先ほど基金の残高と申し上げましたので、もう一度申し上げます。基金は4つございます。条例で決まっております。減債基金、それから退職給与基金、それから欠損等準備基金、それから修繕準備基金の4つ基金がございますけれども、これの合計が約43億ということでございます。

基金の残高でよろしかったですね。

○川添委員 全部で44……。

○岡田総務課長 43億……。

○川添委員 要するに、今回は予算（案）ということで、規則にのっとってこういう資本的部

分と収益的部分と分けているんですが、決算時には合計収支をきっちり出して、たしか合計収支では黒字という形になるということですね。よくわかりました。ありがとうございました。

○押川委員長 よろしいですか。

○川添委員 はい。

○松村副委員長 1つだけ、ちょっと電気の受給基本契約を15年——16年間のやつを結ぶということで、12月に結ばれたということですが、正式には、ことし、来年22年からのやつだし、それ、書いていますけれども、電気料金もだから、ことしじゃなくて、また、2年ごとですから、21年度中に契約して、22年度から適用するということだと思えるんですけども、これ、いつごろ契約されるのかということ、それと、今の電気料金の値段と、次の2年度に向けての何というか、予測というのか、上がるのか下がるのかとか、どれぐらいになるのかというところがわかれば教えていただきたと思います。

○本田経営企画監 現在の電気料金は平成20年と21年度を19年度に決めたわけですけども、消費税抜きで8円76銭でございます。今、副委員長がおっしゃったように、22年、23年の電気料金をことしの秋ごろ、11月ごろから交渉に入りまして、来年の2月ごろに決着する、大体毎年でいきますと2月ごろには決着するという工程でやっていきますけれども、全国の平均値を見ますと、今、7円98銭でございます。大体、ことしもやっておりますけど、まだ結果が出ておりませんが、最近では4～5%料金が下がっていくという傾向にございますので、それぐらいの減は、我々も見ていかなくちゃいけないとは思っております。

○松村副委員長 ありがとうございました。

○岡田総務課長 失礼しました。先ほど、川添

委員の御質問で営業雑収益、土地使用料と申し上げました恒久公舎の跡地、これは営業外のほうに計上しております、この営業雑収益の大きなところ、企業局庁舎がございます。そこに幾つか貸し付けております。その部分の使用料というものが大きいところでございます。以上よろしく申し上げます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了させていただきます。

執行部の皆様、御苦勞でございました。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時29分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の当初予算関連議案等の審査を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。皆様、御苦勞さまでございました。

午後2時30分散会

平成21年 3月11日 (水曜日)

全国スポーツ・レクリ
エーション祭推進室長

川井田 和 人

文化財課長

清 野 勉

人権同和教育室長

厨 子 透

午前 9 時59分再開

出席委員 (9人)

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	萩 原 耕 三
委 員	太 田 清 海
委 員	凶 師 博 規
委 員	田 口 雄 二
委 員	川 添 博

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	一 原 則 幸
教 育 次 長 (教育政策担当兼 全国高等学校総合 文化祭推進室長)	寺 田 建 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	満 丸 洋 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久美子
財 務 福 利 課 長	井 上 貴
学 校 政 策 課 長	黒 木 正 彦
学 校 支 援 監	二 見 俊 一
特 別 支 援 教 育 室 長	瀬 川 健 治
教 職 員 課 長	堀 野 誠
生 涯 学 習 課 長	勢 井 史 人
ス ポー ツ 振 興 課 長	得 能 剛

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉 藤 安 彦
議事課主任主事	吉 田 拓 郎

○押川委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。なお、審査につきましては、最初に教育長から議案等の概要について説明をいただいた後、3または4課ごとに班分けして議案等の説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に、総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に、簡潔明瞭にお願いをいたします。

それではまず、教育長の概要説明をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成21年度当初予算案等につきまして御説明をいたします。

お手元の「文教警察企業常任委員会資料」をお願いいたします。

表紙に記載しております目次をごらんいただきたいと存じますが、今回御審議をいただく議案は、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」、議案第14号「平成21年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第40号「宮崎の教育創造プランの変更

について」、議案第41号「宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」、議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の6件であります。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」及び議案第14号「平成21年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」であります。

平成21年度の当初予算額についてであります。表の下のほう、太線で3カ所囲んでありますが、最初の合計の欄をごらんください。一般会計の合計は1,147億9,771万2,000円、その下にあります特別会計の合計は2億2,096万7,000円、総計で1,150億1,867万9,000円であります。前年度の当初予算額に対しまして、額にして9億9,112万1,000円の減、対前年度比99.1%となっております。

続きまして、右側の2ページをごらんください。

議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の教育委員会の分であります。

これにつきましては、去る1月27日に成立いたしました国の第2次補正予算における経済・雇用対策のための臨時的な交付金をもとに、新たに設置されます「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、雇用・就業の機会の創出を図るための措置であります。教育委員会におきましては、一番右の「補正内容」の欄にありますように、学校政策課の「学校見守り支援事業」及び生涯学習課の「郷土資料情報提供サービス充実事業」の2つの事業であります。補正額の計の欄にありますように、1億1,380万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、ページをめくっていただきまし

て、3ページ、4ページをごらんいただきたいと存じます。

新みやざき創造計画の分野別施策に基づく教育施策の体系に沿いまして、「平成21年度の主な新規・重点事業」をお示ししたものであります。この中で、「2 未来を拓く子どもが育つ社会づくり」の施策につきましては、教育委員会の重点施策であります「戦略プロジェクト」を策定いたしまして、各種事業を推進いたしております。

これらの新規・重点事業等につきまして、ページをおめくりいただきまして、6ページの体系表により御説明させていただきたいと存じます。

「平成21年度 県教育委員会の重点施策」であります。

県教育委員会におきましては、「のびよ！宮崎の子どもたち」をスローガンに掲げ、「5つの戦略」で構成いたします「第2期 明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

まず、この中で、一番下になります黄色いマーカーで示している部分であります。戦略1「学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりの推進」であります。ここの項目の中の一番上の「親子のきずな」応援事業では、子供たちの健全な育成を目指し、保護者が自覚と自信を持って子育てに取り組むことができるよう、地域での学習機会の充実やPTAとの連携による「親子のきずな」について考える機会の提供に努めます。また、「学校・家庭・地域の絆を深める人権文化充実事業」では、人権教育研究指定の中学校区における地域全体での人権教育の実践研究等を推進するものであります。これらの取り組みを通じまして、「地域ぐるみによる学校支援

体制の整備」に努めてまいります。

次に、目を上のほうに転じていただきまして、上から2段目の一番左側、赤のマーカーで示している部分ですが、戦略2「地域の特性を生かした多様な一貫教育の推進」につきましては、「中高一貫教育校（併設型）整備事業」におきまして、本県中等教育の一層の充実・向上を図り、6年間の計画的・継続的な特色ある教育を展開するため、都城泉ヶ丘高等学校に中学校を併設するための諸整備を進めるなど、「一人一人の確かな学力の育成と個性の伸長」に努めてまいりたいと考えております。

次に、その右隣の戦略3「学力向上対策の推進」につきましては、「明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業」では、子供たち一人一人の能力や個性を伸ばすため、県立専門高校における各教科の特性を生かした専門力を高める取り組みを進めてまいります。それから、次の「定時制・通信制 社会と夢への架け橋事業」では、産学連携による技術・技能向上のための取り組みの充実を図りますとともに、定時制・通信制の生徒が夢を抱いて生き生きと学び、自己実現を図れるような取り組みの充実にも努めてまいります。次に、「新学習指導要領カリキュラム創造サポート事業」では、今般改訂されました小中学校の新学習指導要領に基づき、すべての学校が地域の実態に応じて、特色あるカリキュラムの創造を目指した支援に努めます。これらの取り組みなどによりまして、「より高い学力を目指す学力向上対策」を進めてまいりたいと考えております。

次に、戦略4「命を大切にす教育の推進」につきましては、かけがえのない命を大切にする心や規範意識等を育成するため、「ネットいじめ対策推進事業」におきまして、ネット上のい

じめなどの諸問題に対し、早期発見・早期対応及び未然防止の観点から具体的な対応策を講じてまいります。また、「のびのび食育実践事業」では、学校における食育の充実を図るため、栄養教諭を中心とした学校給食地場産物活用の体制づくりを推進いたします。さらに、「学校見守り支援事業」では、児童生徒の登下校時を中心とした安全確保や学校への不審者侵入防止のための取り組みの充実を図ります。これらの施策の推進によりまして、「社会生活を営む上で必要とされる態度や能力等の育成」に努めてまいりたいと考えております。

一番右側の戦略5「障がいのある子どもの教育の推進」につきましては、「特別支援学校高等部設置事業」におきまして、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を推進するため、高等部未設置校であります「みなみのかぜ支援学校」「都城きりしま支援学校小林校」「日向ひまわり支援学校」「児湯るびなす支援学校」への高等部設置に努めてまいりたいと考えております。また、「延岡総合特別支援学校（仮称）設置事業」では、複数の障がいに対応し、幼児期から卒業後まで一貫した支援を行うため、延岡の3つの特別支援学校を統合し、新たな総合特別支援学校の設置に努めます。さらに、「県立高等学校生活支援員配置事業」におきまして、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が教育課程を円滑に履修できるように、生活支援員を配置するなどの取り組みを通して、共生社会の実現に向けた特別支援教育の一貫した支援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

これらの取り組みに加えまして、ページの一
番下、赤のマーカーで示しているところであり
ますが、「全国スポーツ・レクリエーション祭開
催事業」では、今年の10月に本県で開催されま

す「全国スポーツ・レクリエーション祭（スポレクみやぎ2009）」の取り組みに努めてまいりたいと考えております。また、「県立学校耐震対策事業」におきましては、児童生徒のための安全で安心な教育環境を整備するため、校舎等の耐震補強ための設計や工事を進めてまいります。

これらの戦略プロジェクトに即した施策の推進によりまして、一番上の標題のすぐ下に示しておりますように、「県民総ぐるみで子どもたちの「人間力」を育む教育の推進」を図りまして、あすの郷土宮崎や日本を担う有為な人材の育成に鋭意努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。新規・重点事業の詳細につきましては、担当課長・室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○押川委員長 ありがとうございます。

続いて、総務課、財務福利課、学校政策課、全国高等学校総合文化祭推進室の審査を行います。それ以外の課・室長にもお残りをいただきますようお願いいたします。

総務課長からお願いいたします。

○金丸総務課長 総務課関係について御説明を申し上げます。

お手元の「平成21年度歳出予算説明資料」をお願いいたします。分厚い冊子でございます。総務課のインデックスのところ、ページで言いますと、441ページをお願いいたします。

一般会計予算33億6,963万5,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明を申し上げます。443ページをお願いいたします。

上から4段目の（目）教育委員会費の（事項）委員報酬の1,101万3,000円、また、その下の（事項）運営費の282万9,000円であります。これは、

教育委員の報酬及び教育委員会の運営に要する経費であります。

次に、その下の（目）事務局費、（事項）職員費の16億6,172万9,000円であります。これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、その下の（事項）一般運営費6,489万4,000円あります。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次のページ、444ページをお願いいたします。

中ほど、（事項）教育企画費の1,954万6,000円あります。これは、学校評価の推進に関する事業や県立学校評議員の配置等に要する経費であります。

次に、その下の（事項）教育広報費の2,912万1,000円あります。これは、教育広報誌「みやぎの教育」の発行やテレビ広報番組の制作・放送等に要する経費であります。

次のページ、445ページをお願いいたします。

上から2段目の（目）教育研修センター費、（事項）教育研修センター費の9,661万5,000円あります。これは、教職員のための研修や保護者等からの教育相談の実施など、教育研修センターの運営に要する経費であります。

次に、その下の（目）社会教育総務費、（事項）職員費11億5,418万6,000円あります。これは、生涯学習課等の社会教育関係職員の人件費であります。

次に、その下の（目）保健体育総務費、（事項）職員費3億2,746万3,000円あります。これは、スポーツ振興課等の保健体育関係職員の人件費であります。

続きまして、資料が変わりまして、常任委員会資料をお願いいたします。常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

議案第40号「宮崎の教育創造プランの変更に

ついて」であります。

このことにつきましては、昨年12月の常任委員会でも触れさせていただきましたが、教育基本法第17条の規定によりまして、地方公共団体は、教育振興基本計画を定めるよう努めることとされたところであります。これを受けまして、「宮崎の教育創造プラン」を初めとする4つの既存の基本計画を「宮崎県教育振興基本計画」と位置づけることとしたところであります。

右のページ、10ページをごらんいただきたいと思ひます。

米印の1が教育基本法第17条でございます。第1項で、政府に対しまして、教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう義務づけております。また、第2項で、地方公共団体に対しまして、教育振興基本計画を定めるよう努力義務を規定しております。

また、米印の2でございますが、下の表でございますけれども、4つの既存の基本計画を記載しております。上から順に、「宮崎の教育創造プラン」「宮崎県スポーツ振興基本計画」「宮崎県生涯学習振興ビジョン」「宮崎の就学前教育すくすくプラン」の4つでございます。

左のページにお戻りいただきまして、1の3つ目の段落でございますが、この4つの計画のうち、「宮崎の教育創造プラン」につきましては、最近の法律・制度等の改正に伴い、修正を要する部分や、国が昨年7月に策定いたしました教育振興基本計画との関係において追加記述を要する部分があるため、変更を行うこととしたところであります。また、これを議案として提出しておりますが、これは「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づきまして、県議会の議決を求めるものでございます。

2の変更の視点及び内容でありますが、法律・

制度等の改正に伴う変更につきましては3点ございまして、まず1点目が、学校教育法等の一部改正に伴う変更であり、特殊教育を特別支援教育に、盲・聾・養護学校を特別支援学校に変更するなどの内容であります。2点目に、「宮崎県人権教育基本方針」の策定に伴う変更でありまして、同和教育を人権教育に変更するなどの内容であります。3点目に、障害の「害」の字を平仮名に改める変更であります。

次に、国の教育振興基本計画との関係に伴う変更につきましては、昨年7月に策定された国の計画では、学校施設の耐震化に向けた取り組みがうたわれておりますので、これに合わせて、宮崎の教育創造プランにおきましても追加記述をするという内容でございます。

別冊をごらんいただきたいと思ひます。別冊に、薄い冊子ですが、「宮崎の教育創造プランの変更について」という冊子がございます。こちらをお願いいたします。1ページをごらんいただきたいと思ひます。

左が改正前、右が改正後を示しております。1ページの下の方、左側の下から4行目でございますが、本県では、宮崎県同和教育基本方針にのっとりまして同和教育を推進し、差別意識の解消や人権意識の高揚に努めてまいりましたが、同和問題だけではなく、女性、子供、高齢者、障がい者など、さまざまな人権問題が存在していることを踏まえまして、平成17年4月には「宮崎県人権教育基本方針」が策定されたところがございます。したがいまして、右側の改正後にありますように、この「宮崎県人権教育基本方針」等にのっとりまして人権教育を推進し、人権尊重の精神の涵養に努めていくこととしております。

また、2ページから3ページにかけて改

正をしておりますが、これも人権教育基本方針に基づき、表記や内容につきまして全体的に見直しを行ったところでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。ゴシック体、アンダーラインで表示しておりますように、障害の「害」という字を平仮名に表記しております。また、5ページをごらんいただきますと、盲・聾・養護学校や特殊学級という表記を、特別支援学校あるいは特別支援学級という表記に変更いたしております。

以下、6ページ、7ページ、8ページあたりまで同様の改正でございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページの一番下の右の欄をごらんいただきますと、学校施設の耐震化の推進につきまして、新たに1つの項目を設けたところでございます。10ページをお開きいただきたいと思っております。子供たちの安心・安全な教育環境を推進するため、耐震対策に係る「教育行政の取組」「学校の現状」「課題」「施策の展開」等を記述しております。このうち「学校の現状」という項目がございますが、「学校の現状」の2つ目の段落のところで、20年4月現在の県立学校、市町村立学校の耐震化率を記述した上で、4項目目、「施策の展開」というところですが、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」の計画期間の終期である平成27年度を目標に、県立学校施設の耐震化を進めること、また、市町村に対して、できる限り早期に学校施設の耐震化が図られるよう、国の支援策の積極的な活用も含め、指導・助言を行っていくこと、そういうことを記述しているところでございます。

総務課関係は以上でございます。

○井上財務福利課長 財務福利課関係について

御説明申し上げます。

「歳出予算説明資料」にお戻りいただきまして、財務福利課のインデックスを付してありますところ、ページで申しますと、447ページをお願いいたします。

一番上の行であります。当課関係の予算は78億9,696万6,000円をお願いしております。内訳は、その一つ下の欄の一般会計76億7,599万9,000円、及びさらにその6行下の欄の特別会計2億2,096万7,000円であります。

以下、事項別に主な内容について御説明申し上げます。おめくりいただきまして、449ページをお願いいたします。

初めに、一般会計についてであります。

まず、(目)事務局費についてであります。中ほどの(事項)維持管理費に5億6,341万4,000円を計上しております。これは、県立学校における営繕、環境整備、防災対策等に要する経費であります。

なお、その説明欄の6についてであります。新規事業「県立学校PCB廃棄物処分事業」といたしまして、974万8,000円を計上しております。PCBを使用した高圧コンデンサ等の危険物につきましては、平成17年度までに各県立学校において、その全部、重量にして12トン強を廃棄処分としたところであります。本事業は、そのすべてを県外の専門施設において、平成26年度までに最終的に処分するためのものであります。

次に、450ページをお願いいたします。

一番上の(事項)県立学校耐震対策事業費に8億8,901万8,000円を計上いたしておりますが、これにつきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

その下の(事項)育英事業費に14億6,659

万5,000円を計上しております。これは、保護者が県内に居住しており、かつ経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対しまして、奨学金を貸与するための資金及びその経費でございます。平成21年度における貸与者総数は、約4,300名を見込んでおります。

次の（事項）高等学校等育英資金貸与事業基金積立金11億275万円は、日本学生支援機構からの交付金を、ただいま申し上げました育英事業費の原資として、本積立金に充当するためのものです。

その下のページ、451ページであります。

一番上の（事項）教職員住宅費1億9,178万3,000円は、公立学校共済組合よりの借入金で建設しました教職員住宅に係る元利の残高14億4,400万円強の償還に充てるためのものです。

次は、（目）教職員人事費であります。が、（事項）教育員福利厚生費に1億1,884万6,000円を計上しております。これは、県立学校等の全教職員4,200名余に係る健康診断などに要する経費でございます。

次の（目）教育指導費、（事項）学力向上推進費2億8,530万3,000円は、「教育のIT化」のための県立学校における生徒用パソコン約4,300台のリース等に要する経費であります。

452ページをお願いいたします。

一番上の（目）高等学校管理費、（事項）一般運営費（高等学校）15億2,533万7,000円は、高等学校における光熱水使用、警備等各種業務委託及び教材・教具の整備や事務の執行等に要する経費でございます。

その下の（事項）海洋高校実習船費2億1,312万円は、同校実習船「進洋丸」の年2回にわたる長期実習航海等に要する経費であります。

その下のページ、453ページであります。

中ほどより少し下の（事項）産業教育施設費829万5,000円は、高等学校における産業教育施設の整備に要する経費であります。が、このうち、同説明欄の2にありますとおり、新規事業「高鍋農業高校酪農実習施設リニューアル事業」として535万円を計上しております。これにつきましても、後ほど常任委員会資料で御説明申し上げます。

453ページの一番下でございますが、（目）特別支援学校費、（事項）一般運営費（特別支援学校）でございます。3億4,751万7,000円を計上しております。これにつきましては、先ほどございました高等学校一般運営費とほぼ同様の経費でございます。

454ページをお願いいたします。

そのページの一番下の（目）体育施設費、（事項）県立学校運動場整備費3,334万円は、高等学校等の近隣住民の安全の確保等に資する、防球や防砂ネットの整備に要する経費であります。

続きまして、特別会計についてであります。

おめくりいただきまして、456ページをお願いいたします。県立学校実習事業特別会計であります。

（目）高等学校管理費、（事項）高等学校実習費に2億2,096万7,000円を計上しております。これは、農業高校を主とする県立学校7校における農業実習のための飼料や燃料費等に要する経費であります。が、財源はすべて、これら7校における牛乳や野菜などの生産物売り払い収入等によって賄うものであります。

歳出予算につきましては以上であります。

それでは、資料変わります。平成21年2月定例県議会提出議案をお願いいたします。11ページでございます。

下から3つ目の(事項) 県立学校耐震対策事業費(宮崎南高等学校第1棟耐震補強工事)についてであります。これは、同事業が30クラスを収容する校舎を対象といたします大規模工事となりまして、工期が平成22年度にまでわたりますことから、同年度までの債務負担行為について御承認をお願いするものでございます。

提出議案については以上でございます。

次に、新規・重点事業について御説明申し上げます。

再度、資料変わりました、常任委員会資料でございます。常任委員会資料の13ページをお開きいただきたいと存じます。その13ページから14ページにかけまして、2つの事業について御説明申し上げます。

まず、13ページの「県立学校耐震対策事業」についてであります。

平成21年度の事業計画につきましては、大きな2の(2)であります、その①にありますとおり、耐震補強設計を高等学校等10校の15棟及び2生徒寮の2棟につきまして、また、②にありますとおり、耐震補強工事を13校15棟及び2生徒寮の3棟について予定しているところでございます。これによりまして、平成21年度末における県立学校等の耐震化率は88.0%となる見込みであります。

なお、事業費としましては、3にありますとおり、8億8,901万8,000円を計上しております。

次に、その右の14ページであります。

新規事業「高鍋農業高校酪農実習施設リニューアル事業」についてであります。

これは、1の事業の目的にありますとおり、老朽化により危険性が高まっております同校の現在の酪農実習施設を改築し、乳牛の品種改良による大型化や酪農の現場で現在主流となって

おります搾乳方式等に対応できる実習環境を整えるためのものであります。

2の事業の内容でございますが、牛舎と搾乳棟が分離されております現行施設の方式にかえまして、リニューアル後は、パイプライン方式による搾乳機能を内部に一体的に備える乳牛舎を新たに設けるものであります。現在の乳牛舎及び搾乳棟につきましては、解体することとしております。

なお、初年度事業費は、3にありますとおり、535万円でありますが、一番下の全体計画にありますとおり、平成23年度の完了年度までの総事業費は、9,931万円を見込んでいるものであります。

財務福利課関係は以上であります。よろしく御願い申し上げます。

○黒木学校政策課長 学校政策課でございます。

資料に戻っていただきまして、「歳出予算説明資料」の学校政策課のインデックスのところ、ページで言いますと、457ページをお開きいただきたいと思っております。

学校政策課の当初予算額は、14億4,304万7,000円を計上しております。

それでは、主なものを御説明いたします。459ページをお開きください。

上から2番目、中ほどの(事項) 県立高等学校再編整備費に5億3,124万8,000円を計上しております。

このうち、説明欄の2、新規事業「中高一貫教育校(併設型)整備事業」に3,633万3,000円を計上しておりますが、これにつきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項) 学力向上推進費に1億9,681万9,000円を計上しております。

このうち、説明欄の2、新規事業「読解力向

上推進事業」に246万7,000円を計上しておりますが、これは、県内3地域に司書の資格を有する地域人材等を「読解力向上推進サポーター」として配置し、学校図書館の積極的な活用を進め、小中学校の9年間を通じた推進プログラムの立案と実践に関する研究等を行うものです。

次のページ、460ページをお開きください。

2番目の(事項)指導者養成費に3億4,786万8,000円を計上しております。

このうち、説明欄の4、新規事業の「外国語活動指導者養成事業」に389万2,000円を計上しておりますが、これは、新学習指導要領により、小学校において外国語活動が新たに導入されることになり、平成23年度からの完全実施に向け、平成21年度と22年度の2カ年で、すべての小学校教諭を対象として、指導力の向上を図るための実践的研修を実施するものでございます。

その下、5の改善事業「芸術教育指導力向上事業」に122万4,000円を計上しておりますが、これは、学力の一環である生徒の芸術力を高めるために、県立高校の芸術科(音楽・美術・書道)の教員を対象として、著名な芸術家や大学教授による講習会を実施するものでございます。

その下、7の新規事業「新学習指導要領カリキュラム創造サポート事業」に770万2,000円を計上しておりますが、これは、新学習指導要領の趣旨や内容について理解を深めるために、小・中・高校の教員を対象として、県内3地区で授業づくりやカリキュラム作成に向けた体験型研修等を実施するものでございます。

次に、一番下、(事項)生徒健全育成費に1億1,780万2,000円を計上しております。

次のページ、461ページの最初の説明欄、一番下、6の新規事業「ネットいじめ対策推進事業」に719万6,000円を計上しておりますが、これに

つきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次のページ、462ページをお開きください。

2番目の(事項)高校教育充実事業費に1,600万5,000円を計上しております。

このうち、説明欄の2、新規事業「県立高等学校生活支援員配置事業」に1,019万4,000円を計上しておりますが、これにつきましても、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項)産業教育振興費に1,127万3,000円を計上しております。

このうち、説明欄の2、改善事業「みやざきの農業教育推進事業」に352万8,000円を計上しておりますが、これは、本県の農業を素材とする独自の副読本の作成や、生徒を対象とした新宿みやざき館KONNE等における流通・販売等の研修を実施するものでございます。

次の改善事業「明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業」に762万1,000円を計上しておりますが、これは、専門高校におきまして、農業、工業、商業等の各教科の特性を生かし専門力を高める研究、例えば農業では、地域の農産物を活用した新商品を開発するなどの取り組みを推進するとともに、指導者の技術・能力向上を図るため、研修会等を実施するものでございます。

次の(事項)定時制通信制教育振興費に689万4,000円を計上しております。

このうち、説明欄の1、改善事業「定時制・通信制社会と夢への架け橋事業」に673万4,000円を計上しておりますが、これは、定時制・通信制高校の生徒を対象として、生活体験発表会やスポーツ交流会等を継続して実施するとともに、生徒の心のケアを行う生徒支援相談員を配置するものです。生徒支援相談員につきまして

は、平成21年度から新たに通信制高校2校に各1名ずつ配置し、通信制課程に多数在籍します、いわゆる休眠生の実態把握等に努めてまいりたいと考えております。

「歳出予算説明資料」につきましては以上でございます。

では次に、委員会資料により、新規事業の御説明をいたします。

委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

「中高一貫教育校（併設型）整備事業」でございます。

1の事業の目的につきましては、本県中等教育の一層の充実・向上を図り、6年間の計画的・継続的な特色ある教育を展開するものであります。

2の事業の内容でございますが、都城泉ヶ丘高等学校内に開設準備委員会を設置し、平成22年4月の併設中学校開校に向けた諸準備を行い、校歌、校章等の作成や空き教室の改造等を行うものであります。

事業費は3,633万3,000円でございます。

次に、右側16ページをごらんください。

「県立高等学校生活支援員配置事業」でございます。

1の事業の目的でございますが、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるようにするものであります。

2の事業の内容でございますが、生活支援員の配置につきましては、下肢等の障がいのある生徒に対しては、日常生活的動作の補助を行う介助員を配置し、聴覚に障がいのある生徒に対しては、要約筆記者を配置するものです。また、審査会を開催し、障がいの程度や特性等を総合

的に審査し、優先度の高い生徒から生活支援員の配置を決定することとしております。

事業費は1,019万4,000円でございます。

次に、17ページをお開きください。

「ネットいじめ対策推進事業」でございます。

1の事業の目的でございますが、コンピューター、携帯電話によるネット上のいじめなどの諸問題に対して、具体的な対策を講じ、問題解決と情報モラルの向上を図るものであります。

2の事業の内容でございますが、(1)のネットいじめ情報収集・相談窓口の開設は、ネット上のいじめに関する通報窓口として「目安箱サイト」を開設し、情報収集を行うとともに、いじめ被害等の相談に応じることであります。また、サイバーパトロール実践協力校を指定し、学校非公式サイト等に関する情報収集や研修会を実施するものであります。

また、(2)から(4)に記載しておりますように、ネットいじめ対策会議の設置や研修会・講習会の実施、指導資料・啓発資料の作成・配付に取り組むこととしてあります。

事業費は719万6,000円でございます。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成21年度歳出予算説明資料（議案第72号）」をお開きいただきたいと思います。この資料の学校政策課のインデックスのところ、ページで言いますと、57ページをお開きください。

学校政策課の補正予算としましては、一般会計で1億915万6,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目でございますが、15億5,220万3,000円となります。

その内容について御説明いたします。59ペー

ジをお開きください。

(事項) 学校安全推進費の新規事業「学校見守り支援事業」でございます。事業の内容につきましては、委員会資料で説明させていただきます。

再び委員会資料に戻っていただきまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

1の事業の目的であります。児童生徒の安全確保や学校への不審者侵入防止のための巡回・警備等を行い、安全で安心できる学校の確立を目指すものであります。

2の事業の内容であります。県内すべての小学校を対象に、離職者等を学校巡回指導員として配置するものであります。学校巡回指導員は、校内や学校周辺、通学路等の巡回や安全点検などを行います。また、巡回業務の充実を図るために、実地研修を行うこととしております。

事業費は1億915万6,000円でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○寺田全国高等学校総合文化祭推進室長 全国高等学校総合文化祭推進室について御説明申し上げます。

先ほどの「平成21年度歳出予算説明資料」にお戻りください。全国高文祭推進室のインデックスのところ、ページで言いますと、465ページをお開きください。

当初予算の総額は、一般会計で7,304万7,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。1枚めくっていただきまして、467ページをお開きください。

(目) 芸術文化振興費、(事項) 芸術文化活動費に7,304万7,000円を計上しております。

内訳といたしましては、説明欄でございますが、1の青少年芸術劇場に1,004万7,000円を計

上しております。これは、県内の青少年にすぐれた音楽や演劇、古典芸能を鑑賞する機会を提供するための経費でございます。

次に、3の「全国高等学校総合文化祭開催準備事業」に6,000万円を計上していますが、これにつきましては、恐れ入りますが、委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の19ページをお開きください。

1の事業の目的であります。平成22年8月に本県で開催されます第34回全国高等学校総合文化祭に向けた準備を進めるとともに、大会に備え、県内高等学校における文化活動全般のレベルアップを図るものでございます。

2の事業の内容につきましては、(1)開催準備計画を進めるための各種会議の実施、(2)平成21年度三重大会への視察派遣、(3)広報宣伝活動の実施、(4)各文化部門の育成強化及び備品等の整備でございます。

最後に、3の事業費であります。6,000万円でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○図師委員 それでは、461ページの学校政策課の内容についてお伺いしたいと思うんですが、今の説明の中では取り上げられなかったんですけども、ぜひお聞かせいただきたいのが、461ページの児童・生徒の健全育成に要する経費の中の3の(4)スクールソーシャルワーカー配置事業というのが来年度も実施される内容になっておるんですが、20年度から全国でも早く取り組まれた内容だと理解しておりますし、今、児童生徒を取り巻く環境は、学校だけで解決される内容だけでなく、家庭環境もしくは社会環

境の改善を図らなければ健全育成につながらない、つながりにくくなっているような現状を打破するためにも、このスクールソーシャルワーカーの導入というのは、私、非常に有益だと理解して、また評価しているところであります。ただ、まだ試験的にと申しますか、20年度、1年導入されて、これからが本格的な導入または複数配置になっていこうかと思われませんが、21年度のその具体的な内容と、あと、あわせて20年度の現場からどのような実績の報告なり、または実際その業務に当たられた方々からどういふ声が上がってきておるのか等をお聞かせいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○二見学校支援監 平成20年度におきましては、各教育事務所、5名を配置いたしました。それから、延岡市のほうで独自に取り組んでいただいております。補正を組んでからの実施でございましたので、9月以降ということで少し活動の時間はなかったんですが、これまで恐らく学校として立ち入れなかった部分、例えば健康保険証を持っていない子供が健康保険証を保持するようになったと、その手続のコーディネートをしていただいたとか、学校長にとっては大変ありがたいスクールソーシャルワーカーの配置だというふう聞いております。ただ、スクールソーシャルワーカーの方々にとっては、初めての導入でございましたので、どこまでが自分の仕事で、どこまでがまた違う配置をしています人たちとの区別がなかなか整理がつかないと。それは私たちのほうで、また今後、整理をしていきたいというふうに思っております。それから、本年度は10分の10の国の事業だったんですが、これが3分の1になってしまいましたので、大幅にふやすということがなかなか難しい状況

でございます。21年度は、教育事務所各1名当たりと考えておりますが、7人のスクールソーシャルワーカーの方をお願いしたいというふうに思っておりますし、できるだけたくさんの方々に知っていただきたいということもございまして、公募という形で、精神保健福祉士の資格、社会福祉士の資格を持った方々に御案内したいというふうに考えております。以上でございます。

○図師委員 私もその現場で働く方との意見交換をさせていただく中で、やはり今お話にあったとおり、まだ業務の内容の範囲、その整理がうまくできていないところがあって、教育委員会のほうも、また学校のほうも、そしてスクールソーシャルワーカーの方々も、非常にまだ有機的な活動がされているとは言いがたい面もあったようですが、今おっしゃられた成果も十分上がっておるとも聞きますので、今後さらなる充実を図っていただきたいなと思ひます。要望で、以上です。

○萩原委員 学校政策課長、委員会資料の県立高等学校生活支援員配置事業、現在、該当者は何人ぐらいいらっしゃるんですか。この子供たち、生徒は。

○黒木学校政策課長 現在、下肢等の障がいのある生徒で、実際この介助員をつけている生徒が3名、本年度はおります。1名がこの春、卒業ということになります。来年度の入学者が確定しておりませんので、はっきり言えませんが、現在、中学校3年生に2人ほどいるということで、その2人の生徒が高校に入学すれば4名になるかというふうに思っております。

○萩原委員 そうすると、4名の介助員を予定しておるわけですね。

○黒木学校政策課長 今のところ、3名という

ことで予算を計上しております。それから、聴覚障がい生徒は現在1人おりますが、これは自費で要約筆記者をつけております。来年度、さらに1人、可能性があるということで考えております。

○萩原委員 それからもう一つ、学校見守り支援事業、委員会資料の18ページ、これは何名、全校にですか。この大体的内容を教えてください。

○二見学校支援監 ことしまで地域見守り活動というのが国の事業であったんですけれども、これは50名の警備会社の専門家をお願いして、学校を見守っていただいていた。今回新しく雇用調整に伴う雇用の確保ということで、新しい事業が参りましたので、これをお願いをしようと思ったところですが、53名をお願いすれば、大体260校程度でございますので、1人5校程度を担当していただければ、すべての小学校を見守っていけるというふうに考えております。以上でございます。

○萩原委員 その53名、予定は全部警備会社ということですか。

○二見学校支援監 県内の警備会社のほうに、入札という形で委託をしたいというふうに思っております。

○萩原委員 非常に難しい話ですよ。見守り隊がおらんときに入ってくるわけだから、相手は。だから、見守っていると抑止力にはなるだろうけれども、それじゃそれで万全かという、そうでもない。1回どこかでありましたね。大阪か名古屋、奈良かどこかで、ちょっと一風変わったのが子供を何人も刺し殺したりした。非常に難しい話ですよ。学校を全部すれば、刑務所みたいに一切入れないのかとなると、これもまた問題だし、やらないわけにもいかないだ

ろうし、その辺はどんなふうを考えていらっしゃいますか。

○二見学校支援監 スクールガードの養成講習会というのもこれまでやってきておりまして、県内で約1万9,000人ぐらいの方が、学校を見守る活動に参加していいよというボランティアで、地域の方々あるいは保護者も含めてですが、そういった方々も登録していただいております。それから、各地域のほうで、まず御自分の散歩を子供たちの登下校に合わせていただけませんかといったようなことも啓発しております。実は昨年度、警察のほうでまとめられた声かけ事案の件数を見ますと、4月が一番多かったです。ですから、4月、5月、6月、7月が30件を超える声かけ事案の発生件数ですので、できるだけ早く子供たちの見守り活動に当たっていただければありがたいなというふうに思っております。以上でございます。

○萩原委員 それに関連して、今、防犯カメラなんかを置いている学校はあるんですか。

○二見学校支援監 小中学校については、宮崎市内の学校で下足等が連続して燃やされるということがございました。あのときにつけたというような話を聞いたことがあります。ちょっと定かではございません。

○太田委員 萩原委員の質問の中でも関連するかもしれませんが、委員会資料でいくと、16ページの生活支援員配置事業、学校政策課、今言われた中でわかりましたが、下肢の障がいの人、これは1人、中学生が今度卒業するということですが、その方はだれもいらっしゃらなくてもどうにかやっていたのかなと思ったんですが、その辺はどうですか。

○黒木学校政策課長 現在、介助員をつけている生徒、高校生が3名おりまして、そのうちの

1人が今度卒業ということであります。この助につきましたは、教職員課の予算でこれまでつけてきたということであります。

○太田委員 わかりました。もう一つ、18ページの今の学校見守り支援事業であります。例えばこの委託をする場合、委託の内容が、例えば時間帯、この時間帯に行ってもらおうとか、何か具体的な見守りの形というのはどういうものなんですか。例えば、ある時間帯に各学校2回は回るとか3回回るとか、何かそういう見守りの具体的な形はどういうものなんですか。

○二見学校支援監 勤務形態については、1日6時間という時間を設定して、年間200日ということをお願いをしたいというふうに思っておりますが、その時間帯については各学校と詰めていただいて、やはり声かけ事案が発生するのは下校の時間帯が多いです。そういった時間帯になろうかと思えます。それから、学校の要請に応じて昼休みを中心に見ていただいたり、学校との詰めになるというふうに思っております。以上でございます。

○太田委員 わかりました。同じところで、今度は、これは緊急雇用の基金を使ってということですから、この事業によって、またさらに警備会社では人の採用があらねばならんと思うんですよね。現有職員でやっていきますわでは余り意味がないからですね。その辺は、いわゆる雇用につながるという視点を考えた場合、その入札契約といいますか、そういうので条件をきちっとつけてあるのか。その後のチェック、いわゆる本当に人を採用して対応してもらっていますよねという担保がないと、この事業の意味がなくなると思うんですが、その辺はどういうふうにチェックされますか。

○二見学校支援監 緊急雇用でスタートする事

業でございますので、今おっしゃったとおりでというふうに思います。既に地域見守り事業でやっていた去年の事業はことしで終わりますので、そういった方々も実は自分の今までやっていた仕事が切れるというような状況でもございます。入札の段階でそういったような条件も示しながら、今後、対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○太田委員 そこ辺がポイントだろうと思しますので、指導といいますか、そういうことは伝わっていくべきだろうと思しますので。

今度は、予算説明資料でいかせてもらいます。444ページの教育企画費というのがありますが、前年度は1億1,000万程度の予算であったんですが、ことしはちょっと下がっておるわけですが、この理由は何か。

○金丸総務課長 これは補正の常任委員会するときにも少し質疑が出たんですが、学校支援地域本部事業という国の10分の10の事業がございました。これが昨年度の当初予算で8,300万程度ございました。この事業を20年度は総務課の予算のところで計上しておりましたが、今年度は生涯学習課のところで計上しております。以上でございます。

○太田委員 わかりました。それから、449ページの新規事業、これは維持管理費の中で県立学校PCB廃棄物処分事業、高圧コンデンサという説明があったんですが、学校でこの高圧コンデンサというのは、どういうところにあるものなんでしょうか。ちょっとイメージがわからなかったものですから。

○井上財務福利課長 工業高等学校を中心に設置されているものであります。

○太田委員 工業高校といっても、何か教材の、コンデンサというのは何か設備の中にあるもの

なんですか。高圧コンデンサ、教材の材料、実習材料なのか。

○井上財務福利課長 材料ではなくて設備でございます。

○太田委員 わかりました。それと、459ページの教育指導費の中に学力向上推進費というのがあります。この新規事業で読解力向上推進事業、図書司書を配置してというような説明があったかと思うんですが、これは何名とか、予算的には少ないとは思いますが、この図書司書配置ということの内容の説明をお願いします。

○二見学校支援監 図書の司書を持っている地域の方をお願いしたいと思っておりますのは、まず、読解力向上にとって、学校の図書館がやはり学習の情報センターというような位置づけにならないといけないというふうに思っております。県の全国学力を見ましても、活用力という面で少し劣っているということでございました。それは今後、読解力の向上に向けて取り組まなければならないということではありますが、そういった意味で、12学級以上の小学校に3人ほどお願いをしまして、それに直結する中学校と1ブロックに考えまして、県内3ブロックで、特に本を読むだけではなくて、読解力向上のためにどういった取り組みができるかと、これは国語だけの話ではございませんので、各学校でその活用の調査研究をしていただくということでございます。以上でございます。

○太田委員 わかりました。もちろんこれはそういった意味を持ってやるわけですから、いい事業だと思うんですね。ただ、246万という金額なものだから、例えば3名の方ということですけど、何か部分的な身分の方なのか、どんな人の使い方をされるのかなと思ってですね。

○二見学校支援監 大体1時間1,000円ぐらいの

単価になると思いますけれども、これも各学校での時間帯に来ていただくのが子供たちにとって一番いいかと、活用していただけるかということも詰めていただこうというふうに思っております。

○福田委員 まず最初に、450ページ、育英資金返還業務充実事業の内容をちょっと教えてください。

○井上財務福利課長 済みません。ちょっと聞き取りかねました。

○福田委員 450ページの中段にございますね。育英資金返還業務充実事業のちょっと内容を教えてください。

○井上財務福利課長 大変失礼いたしました。これは主には債権管理者という職員を3名配置いたしまして、これらの職員が債務が滞っている人たちのところに直接出向きまして、年間1人当たり数百回から1,000回に及ぶことがございますが、直接出向きまして督促をするということが中心になっている事業でございます。もちろん職員も直接出向きまして、督促をすることがございます。以上であります。

○福田委員 私は、この育英資金の貸付事業というのは非常に大事な制度だと思うんですね。それで、これを利用して学校を卒業し、有為な人材として社会で貢献されるわけではありますが、そのお世話になった資金に対する返還がかなり滞っているという記事等を見まして意外に思っているんですが、本県の状況はそんなことはないんでしょうね。どうでしょうか。

○井上財務福利課長 平成19年度のデータになりますが、未済率が28.4%、人数にして568人の方が滞っております。

○福田委員 この28.4%の方の蔵出し問題もございしますが、本当に困窮されて返還が難しいと

いう判定をされるパーセンテージはどれくらいでしょうか。

○井上財務福利課長 その辺、今の御質問に正確にお答えできる調査というのは実はないわけでございますけど、ずっと日常、督促しております過程で得ます印象から言いますと、やはり育英資金を御利用になる方は、当初において家計困難な方でございます、その方たちが高等学校、大学を卒業して就職するわけでございますから、出身の家庭とはその時点で切り離されるのかもしれませんが、やはりなかなか難しい方が多いように感じます。

○福田委員 毎回問題になるんですが、やはり本当に困窮される方の滞納はやむを得ないことだと考えますが、本来の正業におつきになっておいて、意識的に育英資金の返還をおくらせるようでは、私、後に続くこの事業の受益者と申しますか、後輩たちがかわいそうだと考えておりますので、ぜひこの事業を促進してほしいと思います。

続きまして451ページ、上段であります、共済組合資金で建設した教職員住宅の償還等で1億5,300万円の予算が計上されておるんですが、これは今どれくらい共済会からの借入金の残額があるのでしょうか。その平均利率、借り入れ。

○井上財務福利課長 今の利率は3%程度まででございます、平成20年度予算で高利率のものについては一括返還できる予算を措置していただきました関係で、今、平成21年度におきましては、この償還金というものは非常に圧縮されております。

○福田委員 残高は。

○井上財務福利課長 残高は、平成21年度当初におきまして、14億4,368万8,005円でございます。

○福田委員 今お答えの3%にしましても、現在の市中金利からしますとかなり高率でありますし、また、内輪の資金の運用でありますから、ある程度はやむを得ないと考えますが、やはり常識な範囲に落ち着くような借入利率には修正すべきではないか、こういうふうに考えております。

続きまして、453ページでございます。高鍋農高の酪農実習施設のリニューアル、これはせんだつての学校視察で非常に当局から要望の多かった施設でございます、今回取り組まれたことは、大変私は喜ばしいことだと考えておまして、特に酪農が今、非常に厳しい状況にございますし、もう一つは、地産地消を進める上からも、高鍋農高の実習施設がリニューアルされて、地域に対するフレッシュ牛乳の販売とができることは、私は大変喜ばしいと考えておまして、そこで、このリニューアルをされた後の牛乳の販売、これはどれくらいあるのでしょうか、地域に対して、見込み。

○井上財務福利課長 まず、現在9万7,554キログラムの年間生産量がございます。これは同じ頭数の都城農業高校のほうが15万1,857キログラムということで、同じ頭数の都城農業に比べてかなり低うございますが、乳牛舎が極めて老朽化していて、生徒、教職員の努力にもかかわらず、なかなか清潔が保ちかねるということで、牛の乳房炎が常に発生しております。この施設リニューアル後は、乳房炎は完全に防止できると考えておりますので、現在、同じ頭数で生産しております都城農業の15万1,857キログラム、この前後には及ぶと思っております。

○福田委員 ぜひ早くリニューアルを完了されておまして、地産地消のモデルの施設としてほしい。と申しますのは、新聞にも出ていましたが、県

央部におきましては、そういうプランとかなくなってしまいます。森永あたりが撤退しますからね。要望しておきます。

続きまして、460ページでございます。㊦外国語活動指導者養成事業、金額的には389万ですが、これはどういう先生をこれぐらいの金額で養成されるんですか。数を、内容をちょっと知りたいんですが。

○二見学校支援監 これまで、新しい学習要領が平成23年度にスタートするというので、国のほうでも、各県の核となるような人たちを指導者として養成しております。国が養成したのは、わずか10名でございます。県といたしましては、小学校の先生方が不安を抱えておられるのは十分承知しておりますので、やはり不安なく授業に取り組めるように、移行措置ですが、来年度からスタートする学校はほぼ100%でございますので、早く指導者を養成しておきたいと、そのために5日間連続の集中研修をまず夏の間実施したいと、これを54名を今考えております。国の一流の小学校の英語にたけた方々をお願いしたいと思っておりますが、2年間で108名、国が養成した方まで118名になります。その方々に、各地域に戻って、30名ぐらいを対象として研修していただくと、大体3,000名ぐらいの小学校の先生方に一通りの研修が終わるという計算でございます。以上でございます。

○福田委員 大変大事な事業でありますから、学校間の格差が出ないように、配置できるように要望しておきたいと思っております。

次にもう一つ、461ページ、農業クラブ・家庭クラブの活動推進、タイトルは非常に大きいんですが、内容的に96万2,000円、これはどういう内容の事業ですか。

○黒木学校政策課長 現在、農業高校または普

通科高校でも家庭科を共修でやっておりますので、普通科高校にも家庭クラブというのがあるんですが、そういった農業クラブ、家庭クラブのいろんな活動を、例えば農業クラブですとプロジェクト活動というのがございますが、そういった活動の成果を発表する場面を、そういう機会を開催したり、それから全国大会とか九州大会への代表の派遣といったような派遣費に係る経費であります。

○福田委員 わかりました。最後に462ページ、後段のほうでございますが、産業教育振興費に関するものであります。みやぎの農業教育推進事業、非常に私は大事なことだと思いますが、副読本と新宿のKONNEの実習等、説明を受けましたが、もう少し内容を説明いただきたい。

○黒木学校政策課長 本年度、産業教育審議会のほうで、農業教育に関する審議をいただきまして、これからの本県農業教育のあり方についてということで答申をいただいたんですが、そういったものを踏まえながら、1つは「宮崎の農業」という副読本をつくりまして、これを農業高校に入ってきた新入生——定員で言いますと680名ですが——全員に配付しまして、これを授業等で活用するというのが1点でございます。それから、地域農業担い手育成ということで、農業に従事しようと考えている生徒等に対して、いろんな講習会ですとか農業従事者との触れ合いの場面ですとか、そういった機会を設けるということがもう1点であります。それから、先ほど説明の中でも申し上げましたが、新宿みやぎ館KONNE、または県庁の楠並木通り等における販売、またはいろんな卸売市場の見学とか、そういうものを行う旅費等でございます。

○福田委員 過去にも同じような副読本はあつ

たと思うんですが、そのときより内容はかなり充実をしなければいけないと思ひまして、今回の場合は一歩進んで、いわゆるつくる農業から、さらに今度は売る場面まで踏み込んでおられることは私は評価するんですが、ぜひ実のある副読本や実習ができますようお願いをします。

同じ明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業、商品開発という説明でありましたが、具体的には。

○黒木学校政策課長 特に農業高校、それから宮崎海洋高校におきましては、やはりブランドづくりというようなことを視点に、宮崎の特質を生かした新しい商品、加工商品等の開発の研究を、生徒または職員が一体となって取り組もうと、そういうことを通して、より専門性の向上等を図っていきたいということでありませう。

○福田委員 非常に本県は食の素材、農畜産物は、水産物もですが、一級品を持っているんですが、付加価値をつける技術に、ややもしますと今まで目が向いていなかった。ぜひ農業高校の段階から、大学等ありますが、そういう付加価値が大いに高まって、本県の実質的な農業の所得が高まるような教育をされると思いますが、全力を挙げて取り組んでいただきたい、このように考えております。以上です。

○田口委員 何点か教えてください。まず、外国語活動指導者養成事業の点についてお伺いします。460ページです。先ほど福田委員のちょっと質問もありましたけれども、小学校の新しいカリキュラムで英語の授業を始めることになったと。これは何年生からどれぐらいの授業がカリキュラムで入っているのでしょうか。

○二見学校支援監 23年度から本格実施でございますが、小学校5年生、6年生に週1時間程度入るということでございます。

○田口委員 それから、先ほどでは、何か今いる先生を指導してと、そして現場で研修するということでしたが、今、各市町村にALTがいますよね。外国から来ている方、あの皆さんたちの活用はこの中には入らないんですか。

○二見学校支援監 市町村で雇用しているALTでございますので、小学校にも今でも入っておりますので、十分活用できるというふうに思っております。

○田口委員 活用ということは、じゃ今その言った事業の中の一環として、彼らと彼女たちもその1人として、一員として見るということではないんですか。

○二見学校支援監 いえ、ALTは先ほど申し上げました118名には入れてはおりませんけれども、すべての学校にALTが行くということは難しいかもしれませんが、輪番で回って行って、担任と一緒に授業をするというケースは十分考えられると思います。

○田口委員 私が言うのもなんですけど、日本人の英語はあんまり発音がよくないと思いますので、やっぱりネイティブと言いましたかね、じかの生の英語を聞くのがまさに一番いいと思いますし、何か麻生総理がしゃべっても向こうに、オバマさんには通じないという話もありますので、まさに発音のいいのを使いたいと。それで、この間、お二方だったですか、補正のときに話がございましたが、ALTをやめられたかったですかね、その後の補充というのは、もうめどはついているんでしょうか。

○黒木学校政策課長 37名のうち、お二人が途中で帰国されたという御説明を申し上げましたが、帰国されたのは11月ということで、もう少し早ければ、この4月から新たな方が補充できるということではありますが、少し時期が遅かつ

たということもありまして、夏でないと、今、ALTの入れかわりを7月、8月に行っておりまして、そのときでないと新たな方は入らないと。この前の委員会でも問題ないのかというようなお尋ねがありましたが、ほかの学校に配置されているALTに、十分ではないんですが、その抜けた学校に時々行っていただいてカバーするというので、夏まではしのぎたいというふうに思っております。

○田口委員 ありがとうございます。次に、ネットいじめ対策推進事業、461ページです。といいますか、常任委員会資料を見てみますと、事業の内容で、1番目にネットいじめ情報収集・相談窓口の開設というのがありますが、これは多分、学校で今までいじめに関しての何かいろいろ相談の窓口があったと思いますが、これはまた改めてわざわざ別に開設するということですか。

○二見学校支援監 これは、インターネットで子供たちが「目安箱サイト」というところをクリックしたら、そこに例えば自分はこういう書き込みを受けた、あるいはこんな書き込みがあった、そういったことの情報をまず収集したいという意味の窓口でございます。人が常駐して電話で受けるとかいうことではございません。

○田口委員 わかりました。じゃその下の2番目のネットいじめ対策会議の設置ですが、対策会議の設置というのは、これは各市町村ごとの教育委員会等で対策会議を設置するのか、各学校ごとに設置するのか、そこを教えてください。

○二見学校支援監 本課のほうで、特にサイバーの警察のほうの専門家の方々とか、あるいは今回、企業コンペで行いますけれども、その業者の専門的な知識をお持ちの方、そういった方々を、県のほうで一番大きな組織としてつくりた

いという考えでございます。

○田口委員 県教委のほうで設置するということですね。

○二見学校支援監 そのとおりでございます。

○田口委員 わかりました。メンバーを聞こうと思いましたが、今一緒に答えてくれましたので、それはもういいです。

次に、こちらの常任委員会資料の16ページ、県立高等学校生活支援員配置事業ですが、この中で何点か教えてください。事業の内容で、下肢等の障がい、聴覚の障がいで、介助員の配置と要約筆記者の配置というのがありますが、これは資格を要するんですか。

○黒木学校政策課長 特に資格は必要ございません。ただ、要約筆記者につきましては、やっぱりかなり訓練が必要ではないかと。授業で、前で教師が話すことの要点をまとめていくということですので、1時間、50分、ずっとそれを続けていくということであれば、かなり訓練が必要かというふうに思っております。

○田口委員 その介助員と要約筆記者の身分はどのような形になるんですか。

○黒木学校政策課長 非常勤の職員というふうになるというふうに思います。

○田口委員 そうすると、先ほど太田委員が聞いたように、時給幾らというような形になるんですね。

○黒木学校政策課長 そうでございます。ちなみに、聴覚障がいの要約筆記者が時給1,600円あります。それから、肢体等障がいの生活支援員、介助員ですが、これは1日7,100円であります。

○田口委員 例えば、その生徒さんが部活動もしたいと言った場合には、これも対象になるんですか。

○黒木学校政策課長 基本的には、授業で肢体不自由等の場合は1日6時間ぐらいのめどで200日を考えております。それから、聴覚障がい生徒は、これは要約筆記者でありますので、体育の授業等は該当しないということで、普通の授業が対象ということになります。

○田口委員 例えば、先ほどのこの方たちは、いわばパートみたいなものですが、じゃ夏休みとかその期間は全く無給ということになるわけですね。

○黒木学校政策課長 基本的には、正規の授業が行われる日にちということになりますので、肢体等障がいの介助員は年間200日、それから聴覚障がいの要約筆記者につきましては、年間900時間ということで見積もりをしております。

○田口委員 やっぱりある程度身分といいますか立場がしっかりしていないと、多分退職とかした場合に、子供さんと介助員の方との相性とかいろいろあると思いますから、次々かわらないような、しっかりスムーズに進んでいくような形をつくってもらえたらと思いますので、それは要望として、そういうようなある程度安定したような立場で動けるような形にしていきたいと思います。

それと、これは最後になりますが、462ページの明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業についてお伺いします。これは762万円の予算がついておりますが、昨年までの内容と違って、新たな取り組みというのはどういう部分があるのでしょうか。

○黒木学校政策課長 本年度までは、この推進校を9校ほど指定しまして、それぞれの学校がそれぞれ学校独自の目標を設定して取り組むと、例えば高度な資格取得に取り組みたいといったような、それぞれの学校の目標を設定して取り

組む事業でございましたが、来年度は、工業、商業、農業、家庭というふうに、教科ごとに共通のテーマを設けまして、先ほども説明申し上げましたように、新たな商品開発というようなことをテーマに、農業なら農業全体で取り組むというような形に変更いたしました。

○田口委員 新たな商品開発とかとなりますと、それは大学とか企業とか、そういうところの連携もさらに深めて進めていくと見ていいんですか。

○黒木学校政策課長 現在も、大学または民間企業等との連携、また指導をいただきながら、いろんな生徒の教育に当たっておりますが、新たな商品開発等に取り組む中で、つくった商品を検証していただくというような形で連携が深まるというふうに思っております。

○萩原委員 財務福利課長、育英資金についてちょっと具体的にお尋ねします。以前、私が市議会議員だった頃と思うけれども、育英資金の貸与を受けている保護者並びに卒業生徒が、卒業時に教育事務所ごとに1カ所に集まっていたいて、育英資金を返すんですよというような会合があったと僕は記憶しているんです。今はありますか。

○井上財務福利課長 本年度も行う予定でおります。

○萩原委員 それと、この育英資金の徴収業務もおたくの課がやっているわけですか。

○井上財務福利課長 さようでございます。

○萩原委員 何人ぐらいのスタッフでやっているわけですか。

○井上財務福利課長 基本的に育英資金は御本人から口座でお振り込みいただくんですが、滞っている場合に徴収をいたします。先ほど申しました債権管理員を中心に、債権管理

員は3名でございますが、あと職員が数名おりますので、5～6名の体制で、これは常時電話で督促、なかなかそれでも進まない場合は、先ほど申しましたとおり、直接御本人宅へ出向いで督促いたしております。

○萩原委員 僕も育英資金で育った男だから、やっぱり通学しているときには非常に感謝の気持ちがあるんですね。卒業するときも。ただ、僕は、2回ぐらいだったと思うが、そういう会合に行ったことがあるんですけど、何も高圧的に言う必要はないけれども、あなたたちが生活に困って、たまたま例えば事業に失敗したとか、親御さんが例えば身体に障がいがあったとか、そういう問題であなたたちは——保護者も一緒に来とるわけですから——奨学資金を受けて、こうして高等学校まで卒業できたんですよと、もちろんこれから大学に進学する人たちも、そういう社会の皆さんの手助けがあるから卒業できるわけで、今度は一般人になったらそのお返しをしなきゃいけない、それが皆さんの務めですよという、そういう説得力がないような気がしたんですよ。何となく事務的に話しているような、いや本当ですよ。僕は見ておって、何か通り一遍にやっておるような気がして、自覚を促すというところに何か欠けているような気がしたんですよ。大分以前の話ですから何とも言えないけど、今、課長がそういう顔でおっしゃれば、何か事務的におっしゃっているのかなど。やっぱりそういう人たちを育てるのが世の中であって、今度はそういう立場にある人たちが、そういう逆の立場になるんだという自覚を促す会合にしなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんですけど、自分が感謝して卒業できたからそう思うんですよ。どうですか。

○井上財務福利課長 まず、私どもが常に返済

が滞っている方に訴えておりますのは、今、委員おっしゃった論理でもって言っているわけでございます。あと、与える印象ということでございますが、また、今の御指導を胸に、またその与える印象のほうも研究してまいりたいと思います。

○萩原委員 これは人それぞれ持ち味があるでしょうから、難しい話かもしれないけれども、やっぱり社会的責任ということ、だから私はいつも、知徳体じゃない、徳が先だと言うのはそこにあるわけです。そういうものを身につけないから、こういうことになるんですよ。だから、その辺をひとつ要望しておきます。

○井本委員 去年の予算に私は触っていないものですから、あんまりよくわからんから、ちょっと聞かせていただきたいと思いますが、444ページ、教育企画費の学校評価推進というのはどういう事業ですか。

○吉村政策企画監 これにつきましては、国からの委託事業でございます。本年度ですけれども、本年度は都城市に県のほうが再委託をしまして、地域に開かれ、そして地域に信頼される学校づくりをするために、学校がみずから評価をする学校評価、あるいは学校がみずから評価したその結果を、地域住民の人から、外部の方から見てもらうという学校関係者評価、この2つの評価についての研究をする事業でございます。

○井本委員 ということは、地域社会にいかに溶け込んでいるかということの評価する事業ということですか。

○吉村政策企画監 本来の目的は、学校の質の向上ということになりますけれども、地域に存在する学校ですので、保護者ですとか地域住民の意見ですとか願いというものも十分反映しな

がら、地域にある学校として、地域に信頼される学校であるための学校評価ということになります。

○井本委員 大体わかりました。

次に、459ページですが、中高一貫教育校（併設型）整備事業というのがありますが、私は何度も言うけど、一貫にするんだったら、幼稚園のほうからずっと一貫にせないかんのじゃないかという、しかし、6・3・3制というのも何の根拠もなくやっているのかもしれないけど、やっぱり区切りをつけるということは、何か必要なことがあるからやっているんじゃないのかと思うんだけど、その区切りをつけるということの意味とかそういうものは研究したことあるんですかね。単にこのごろ中高一貫教育がはやっているからやっておるといふんじゃ、余りにも無政策な感じがするんですが。

○黒木学校政策課長 現在の学生は、6・3・3制ということで区切りがついているわけですが、義務教育の6・3から高等学校の3に移る過程で、高校入試というかなり大きな区切りが存在するというふうに認識しております。その区切りのあることのよさと、それが大きなネックになっている部分というのが、二面性があるのかなというふうに私自身は思っております。入試のために、随分中学校においてそのための準備をして、ゆとりがなくなっているという部分がございます、その一つの解消ということで、この中高一貫教育が取り入れられたというふうに思っております。

○井本委員 だから、なぜ6・3・3制があるのかという、そういう考えもしたことはないわけで、もうあるから、それを何とか一つにするというぐらいの考えなわけですかね。上のほうか言うてくるから、しょうがなくやるとか。

○黒木学校政策課長 6・3・3制というのは、やっぱり発達段階で大体同じぐらいの発達段階の集団化ということの位置づけがあったと思うんですが、今かなり小さいころから知的な発達も早いということで、その見直しということで、例えば日向の大王谷とか平岩小中学校におきましては、9年間をまた別の区切りで区切って考えようというような取り組みも行われております。中高一貫につきましても、高校入試等をなくすことによって、ゆとりを持って6年間学習させたい、または一貫性、または教育課程等の継続性を図ることによって、より学習効果を上げたいというようなことで取り入れられたと。したがって、中等教育の多様な選択肢の一つとして、中高一貫教育というのが考えられているというふうに思っております。

○井本委員 もう一回、イエスかノーかでいいんだけど、6・3・3制というものはなぜあるのかとか、そういうことは研究したことはないわけだ。

○黒木学校政策課長 研究といいましても、国の制度として存在するというので、それを踏まえて考えているというところがございます。

○井本委員 だったら、何で一貫にせないかのかとか、そんなのはまだ、もうちょっと研究が足らんということじゃないかな。今、例えば我々この前はシュタイナーの学校を見に行っただし、今は脳科学とかそういうあれで、脳の発達具合とか、それでいつ切ったらいいかとかいうのは大体わかってきているんですよ。そういう勉強はしているんですかと言っているんですよ。

○黒木学校政策課長 今よくテレビ等でも脳科学の番組が取り上げられておりますが、そういった脳科学的な生理学的な研究を踏まえて、この中高一貫教育を進めていくということではござ

いません。

○井本委員 だから、はやり廃りでやっておいたら、私はやっぱりもっと基本的な考えがあって何でも進めていかないかんという気がするんですが、これはこれで結構です。

次、下のほうに行きます。豊かな心育成と指導力向上推進事業というのがありますが、これはどんな事業ですか。

○二見学校支援監 これも国のほうの事業でございますが、農政とそれから総務省と文科省が合同で企画をした事業でございます。農山漁村にできれば1週間程度宿泊しながら、体験をたくさん積みなさいという事業でございます。来年は3校か4校かの予算を今お願いしているところでございます。以上でございます。

○井本委員 これは国がやっているから、しようがなくやっているという、そういう事業だと。

○二見学校支援監 独自にやりたいのはやまやまなんですけれども、国が10分の10で起こしたことを3分の1に減らされたら、なかなかやっぱり予算上は厳しいところがございますので、積極的に活用しながらやりたいというふうに思っております。

○井本委員 学校支援監の個人の意見として、豊かな心を達成するには、そういう農業とかああいうところに行かなきゃできないのか、ほかの方法があるのか、ちょっと聞かせてください。

○二見学校支援監 そういうことではないと思います。ただ、いろんな体験の場を今積みせたいということですので、仕掛けるとすれば学校が今仕掛けるしかない、というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、できるだけそういう機会をつくりたいということでございます。

○井本委員 いいでしょう。二見さん、立派な

方ですから。

それから、下の読解力向上推進事業、今さっきも質問がありましたけれども、読解力を高める方法はいろいろあるんだろうと思うけど、私は去年8月に速読術講座に行きまして、やっぱり読解力を高めるのはたくさん本を読むことだと、ともかくたくさん本を読むことだという気が、今、私はそう思っているんだけど、いろんな方法もあるんでしょうが、今さっきも読解力という話をしましたが、具体的にどういう方法で、アメリカなんかは速読術の講座というのを学校でやっているんですよね、実際のところ。それで分厚い本をばっと読んでいくという、そういうことをやっているみたいですけど、そういう方法も一つの方法じゃないのかなという気がするんですが、どうですか。

○二見学校支援監 学校における読書は、やはり量と質の問題だろうというふうに思います。まず、読書量が少なくなった子供たちですので、今のところ、積極的に取り組んでいるところは全国平均よりも少し高いという状況ですが、もっと読書量についてはふやさないとはいけませんし、質としては、書いてあることをきちっと自分の読み取りとして、また読み取ったことを相手にきちっと伝えられるというようなことを繰り返し訓練していかないといけないというふうに思っております。

○井本委員 後から国語力の問題も出てくるでしょう。やっぱり日本語をまずはしっかり身につけるということが大切だと思うんですけど、これはそういう意味の読解力というふうに理解していいわけですかね。

○二見学校支援監 相手に伝える基本になるのは、やはり日本語、国語でございますので、一番基本になるところというふうに思っております。

す。

○井本委員 その下の少人数指導推進モデル事業というのはどういう事業ですか。

○二見学校支援監 小学校1年生に30人学級を導入した年がございました。その時点で、2年生まで入らないのかといったような声が聞こえてきて、たしか2年後だったと思いますが、小学校2年生まで30人学級を導入いたしました。そのもとになったのは、国の少人数加配と言いまして、その人たちを活用できないかということで相談しましたら、活用していいと、ただし、一方で少人数指導がおろそかにならないようにということでしたので、県の単独として、それを補うために非常勤講師を大体72校あたり配置するという事業でございます。

○井本委員 これはその72校、やっておるわけですか。

○二見学校支援監 2年生が36名を超えるところは2つに分けようということですので、ふえる学校が72あたりです。毎年、それぐらいの状況でございます。

○井本委員 それは宮崎県全域にやっておるわけですね。

○二見学校支援監 2年生の増加学級はその人数で足りるんですけども、もっとたくさんの加配が、国から少人数に使いなさいという数は400~500きておりますので、それは各学校に活用させていただいております。

○井本委員 ありがとうございます。次のページの460ページの外国語活動指導者養成事業というのは、今さっきもありました。私は、若いとき、小さいときは外国語なんか要らんと考えておるんですが、ただ、8歳までにネイティブスピーカーの発音を聞いた人と聞いていない人との発音は全然違うらしいんですね。そういう意

味の効果ぐらいはあるかもしれんけれども、私はしかし、基本的にまずは国語力、日本語をしっかりすべきだというふうに思っているんですが、この金は県単の事業ですか。

○二見学校支援監 ことしで国の事業が終わりましたので、どうしても2年間で小学校の先生方の不安を取り除いておきたいということで、県単でお願いをしたところでございます。

○井本委員 あんまり大して、ついているのかついとらんかわからないけど、余り一生懸命やらんで結構ですから。

それから、下の8番ですが、国際理解教育推進事業、これはALTのことですか。

○黒木学校政策課長 そうでございます。

○井本委員 わかりました。このALTについては、私も小耳に挟んだ情報でありますけど、日本ではえらい気楽な仕事があるんだと、何かぷらんぷらんしとっても金がもらえる、そういう仕事があるんだというのが、外国の旅行者の間でうわさになっているという話を聞いたことがあるんです。本当にぷらんぷらんしているだけなのかどうなのか、私もちょっとそれは確かめたわけじゃないんですけども、ALTのスケジュールはぴしっとしているんでしょうか、その辺はどうなんでしょうか。

○黒木学校政策課長 試験でしょうか。

○井本委員 いやいや、その人の、私も例えば東臼杵なんかに行くと、外国人の人があそこに座っとります。一体何をしているのかと私も思うんだけど、彼らの仕事がぴしっと毎日毎日仕事になっておるのかという。

○黒木学校政策課長 各学校で、何曜日の何限目は、何年何組のオーラルコミュニケーションの授業にTTで入るとかいう計画は立てております。その授業のほかに、学校によりましては、

大体週12時間から18時間ぐらい授業にチームティーチングで入るということですが、学校によっては、そのほか、英検の2次試験で会話力がございすが、その指導に当たったりとか、またはいろんな部活動等にもちょっと顔を出されるような方もいらっしゃる、または学校とそれから地域との連携というようなことで、地域のいろんな行事に参加されるような方も、これは本務とは違うんですが、そういった形で積極的に取り組まれる方が今多いというふうに思っております。

○井本委員 その最高18時間、それは大体普通なんですか、教育者としては。

○黒木学校政策課長 日本人の正規の教諭の持ち時間数、会議等をのけまして授業だけで16～17時間ぐらい、教科等によっては15時間ぐらいもございすが、大体10数時間でありまして、日本の正規の教員と同じ程度の授業を、チームティーチングという形ですけど、授業に参加して指導に当たっていると、ネイティブを生徒に聞かせるというような位置づけ、コミュニケーション能力の向上のためにというようなことで授業に参加しております。

○井本委員 我々普通の人間からすると、週18時間ぐらいの労働といたら非常に短い感じがするんだけど、普通の先生方は、いろんな会議とか教育研修とか何かいろいろある、それこそえらい忙しいという話を聞いとるんだけど、そういうこともやっとならぬということですか。

○黒木学校政策課長 授業そのものは今申し上げたとおりなんですけど、そのためのいろんな教材づくり等、いろんな小道具をつくったりして、コミュニケーションの一つの教材として、そういうのをつくったりというようなことで取り組んでおります。

○井本委員 わかりました。ひとつよろしくお願ひします。

次の下の心の教育スペシャリスト養成事業というのは何ですか。

○二見学校支援監 これは宮崎大学と連携いたしまして、5年間で専修免許状が取れる、夏の休業中を利用して、職専免でいきますが、生徒指導、カウンセリング、特別支援教育、大体30名程度のそれぞれ定員を設けまして研修をしていただいております。目的は、高い免許を取得したいという意欲のある方々でございすが。

○井本委員 それは免許になっておるわけですか。

○二見学校支援監 はい、5年間かけて専修免許に挑戦するという講座を大学と連携してやっているという事業でございすが。

○井本委員 わかりました。それから、下の461ページですが、問題を抱える子ども等の自立支援事業というのはどんな事業ですか。

○二見学校支援監 これも国の事業でございすが、来年度は、各教育事務所のほうに各1名ずつ7名を、地域の人材をお願いして、特に問題を抱える子供たちで、学校がなかなかかわる時間のない子供たちに直接かかわっていただいたり、保護者との連携をとっていただいたり、非常にフットワークよく動いていただいている方でございすが。

○井本委員 問題というと、不登校とか、そういう問題と考えていいわけですか。

○二見学校支援監 子供たちのさまざまな問題行動ですので、非社会的な行動、反社会的な行動といろいろありますけれども、学校がなかなか子供にかかわれる時間がとれないというときに動いていただける、大変貴重な存在でございすが。

○井本委員 わかりました。時間がありませんので、最後にしたいと思います。462ページの県立高等学校生活支援員配置事業ですが、これは去年10月ぐらいだったかな、東高のそれこそ障がい者が修学旅行に行きたいと言うけど、ヘルパーがついていけないと言うので、教育長の英断でそれこそ何とか行けるようになりましてけど、それを制度化したというふうに考えていいんですか。

○黒木学校政策課長 現在、泉ヶ丘高校とそれから宮崎北高校、延岡星雲高校に肢体不自由の生徒がおりまして、その3名の生徒に介助員をつけておりましたが、これを制度化したということであります。

○二見学校支援監 井本議員のお尋ねに一つ訂正をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。459ページの豊かな心育成と、という事業で御質問があったのに対して、私は勘違いをいたしまして、461ページの豊かな体験活動推進事業でお答えをしてしまいました。申しわけありません。お尋ねの豊かな心育成と指導力向上推進事業といいますのは、各学校が例えば書写の先生を、地域の方々、専門家、いっぱいいらっしゃいます。柔道の道場をしている方もいらっしゃいます。それからサーフィンの専門家もいらっしゃいます。それから琴の先生もいらっしゃいます。そういった地域にいらっしゃる方々を特別非常勤講師として、学校の授業で指導を願っているという事業でございます。以上でございます。

○押川委員長 ほかにございませんでしょうか。ここで委員の皆さん方にお諮りいたしますけれども、まだ質問もあるようでありますから、午後1時から再開ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、今お諮りをいたしましたとおり、午後1時から再開ということで、執行部の皆さん方、またよろしくお願いたします。暫時休憩をいたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

ほかに御質問はございませんか。

○川添委員 では何点か。まず、445ページ、争訟事務共通経費、これは経費的な弁護士さんとかへの顧問料か何かということでしょうか。

○金丸総務課長 顧問弁護士が1人おられまして、その方に対する謝礼ということで組んでいる経費がほとんどでございます。

○川添委員 ちなみに、これは月払いで幾らか払っていらっしゃるということですか。

○金丸総務課長 月払いでございます。月8万4,000円でございます。

○川添委員 わかりました。次に451ページ、これは教職員福利厚生費の5番、互助会への補助金、4,800万、これは昨年がたしか7,000万ぐらいあって、3,000万近く減額予算になっているんですが、その減った理由と、これは各職場の互助会に個別に振り込まれるのかをお伺いします。

○井上財務福利課長 まず、教職員互助会に対する補助金は来年度までとしておりまして、逐年減額してっております。それは教職員互助会、職員の互助組織、事業内容が内部的なものでございますから、来年度までをもって後は独立を求めていくという趣旨がございます。その逐次補助金を減らす過程で、人件費、事務費等、根幹にかかわる部分だけを残しております、

あと相互に互助的な活動を行うものについて減らしていっているところがございます。それから、補助金は互助会本部に一括して渡すことになっております。

○川添委員 具体的に、互助会で使われる場合、どういったものに使われることが多いんですか。

○井上財務福利課長 まず、一番大きいものは人件費でございますが、それから通常、事務費がございますが、本年度当初予算段階まではレクリエーション活動等についての補助も一応構想していたところがございますけれども、最終的には、人件費、事務費を除いて、すべて減額することといたしております。

○川添委員 わかりました。次に、上の450ページの耐震補強工事、これは耐震補強事業に今まで投入してきた金額と今後、残りの部分ですね、何年間でどれぐらい事業として行われるのかお伺いします。

○井上財務福利課長 今、手元にデータがございませんので、ちょっとお時間いただきたいと存じます。

○川添委員 459ページ、中高一貫教育校整備事業ですが、これは今回3,600万計上されておりますが、これで一応すべて、リフォーム費用ということで、総事業費というのはこれで全部出るのでしょうか。

○黒木学校政策課長 3,633万3,000円でございますが、保健室とか技術の実習室等の改修工事、それから校歌・校章整備等に係る経費ということで、順次新しい生徒が入ってくれば、それに応じた予算は必要というふうに思いますが、基本的にはこれで大体終わりというふうに思っています。

○川添委員 一応3,600万のリフォームでスタートをすると。ちなみに、これはすばらしい事業

なんですけれども、毎年のオープンしてからの運営費を、いわゆるランニングコスト、当然先生も張りつけてあそこにはできるわけですけど、学校が、大体どれぐらい毎年見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○黒木学校政策課長 済みません、少々お時間いただけませんか。

○川添委員 わかりました。次に、459ページ、同じページの県立高等学校再編整備、4番の南那珂地区総合制専門高校設置事業4億8,200万ですが、これは昨年度もたしか予算計上されたと思うんですけど、総事業費、大体どれぐらいで、いつごろ完成するかお伺いいたします。

○黒木学校政策課長 総事業費は20億500万を考えております。完成は23年度でございます。

○川添委員 これは事業がスタートするときに、当然議会でもいろんな議論があったと思うんですけども、既存の専門校を結局3つを統合するという事業ですね。だから、既存の高校を効率化して総合制専門校とすることで、経費的にどれぐらいの効率化というかメリットが出るのか。

○黒木学校政策課長 大きいのは人件費だというふうに考えますが、現在1校当たり3学級規模ということで、9学級ございます。それを統合することによって、農業、工業、商業、それから福祉の合計6学級規模ということになりますから、教職員の人数でいきますと、大体3分の1が浮くということで、人数的に言いますと40数名になるかというふうに思います。1人当たり700万から800万というふうに考えますと、年間3億は人件費が浮くと。それから、あと運営費が若干、3校が1校になりますので、何千万か浮くのではないかなというふうに思っております。

○川添委員 残った高校の空き校舎の活用については何かいろいろ検討されていますか。

○黒木学校政策課長 基本的には、教育施設として活用するという事は考えておりません。県の財政状況等を勘案しまして、関係部局とこれからその後について協議してまいりたいというふうに思っております。

○川添委員 わかりました。次に、その下の、先ほどもちょっと質問がありましたが、学力向上の少人数指導推進モデル事業、これが結局、国の補助を受けて、何年間ぐらい継続している事業なんでしょうか。

○二見学校支援監 小学校2年生に入れたのは、県の単独で入れた事業でございました。非常勤を配置するという事で。国のほうの定数も活用していいということでございますので、国の予算も入れて、新たに継続事業ということで取り組んでいるところでございます。

○川添委員 今後の一応展開として、同じぐらいの予算計上しながら、小学校の1年生と2年生、現在72校がモデルということで、これを広げていながら、将来的には、低学年の要するに少人数の30人学級をつくっていくということでしょうか。

○二見学校支援監 少人数を最初入れましたのは小学校1年生でございました。やはり保護者の願い、それから学校の1年生が40人という状況の学級経営を考えたときに、30人学級を目指したいということで、その後、2年生まで入らないかという要望等もたくさんありましたので、現在のところ、小学校の低学年の1・2年生の段階で30人学級を導入しているという状況でございます。2年生の増加学級は大体毎年70から80の間、30人学級にすることで、数としてはやっぱり足りなくなりますので、そういった工夫を

しているところでございます。

○川添委員 次に、さっきちょっと質問が出ましたけど、補正の委員会資料の18ページ、学校見守り支援事業、これは離職者の一時的な雇用の確保を一応目指しているということで、この事業自体がやはり緊急的な単発の事業として考えていらっしゃるのか、それとも継続して行われる事業として考えていらっしゃるのか。

○二見学校支援監 あくまでも緊急雇用ということで、国の事業も受けながらということになります。

○川添委員 今回の補正は、国の補助は大体何分の1ぐらいですか。

○二見学校支援監 緊急雇用創出基金の中からでございますので、10分の10ということでございます。国の事業ということです。

○川添委員 緊急的な事業でもあるということで、今後やっぱり継続して見守りを続けていただいて、現在、各学校で、特にいろんな声かけ事案が多発しているところに、保護者とか地域の人たちのボランティア的な支援、こういう状況についてはどのようになっていますか。

○二見学校支援監 これまでもスクールガード養成研修というのを各地域でやってきておまして、現在1万9,000名近く学校見守りの活動に携わっていいよという登録をいただいておりますので、この養成のほうは、県単の事業として、各地域を回りながら、スクールガードとして養成する機会をつくっていきたいというふうに思っております。

○川添委員 わかりました。次に、委員会資料の19ページ、全国高等学校総合文化祭開催準備事業ということで、これについては、今回の事業内容の具体的な金額の使い道と、それから来年が一応本番ということで、来年の事業規模を

お伺いいたします。

○寺田全国高等学校総合文化祭推進室長 本年度は6,000万予定しておりますが、事業の内容の

(1) 開催準備計画に関する事業としまして426万7,000円、それから(2) 視察派遣及び交流等促進に関する事業としまして2,196万7,000円、(3) 広報宣伝に関する事業としまして1,290万5,000円、(4) 部門強化に関する事業としまして1,100万円、それから、そこに掲載しておりませんが、事務費として926万1,000円等を考えております。それから、平成22年度、再来年度になりますけれども、全国から高校生、関係者が2万人ほど集まってまいりますので、本県の高校生もそうなんです、宮崎の大会でよかったというようなことで計画をしてまいりたいと思います。ちなみに、予算としまして、平成19年度の島根県を見ると、当年度大体2億円、それから平成20年度、本年度の群馬大会におきましては、歳入予算なんです、2億1,700万円程度かかっております。こういうのを参考にして、来年度、計画をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○川添委員 国の補助は、また来年度、少し出るのでしょうか。

○寺田全国高等学校総合文化祭推進室長 若干あります。

○川添委員 有意義な大会になるといいと思っているんですけど、一方で、できるだけ節約方法、コンパクトに経費を組みながら、効果が期待できる大会、事業の計画をお願いいたします。

次に、委員会資料の17ページ、これも何点か質問があったんですが、結局これは、具体的に各学校とそれから教育委員会と、担当者というのを仮に設置して、事業というのは進められていくのでしょうか。

○二見学校支援監 本課の生徒指導担当のほうで直接的にはやりとりをすることになると思いますが、今、技術的な問題も幾つかクリアしないといけない面はございますけれども、今のところ、子供たちが頻繁にアクセスする「教育ネットひむか」というところに目安箱サイトといったような項目を置きまして、そこをクリックしたら、例えば自分が被害を受けたとか、こんな書き込みを見たとか、そういったことをメールで届けてもらう情報収集と、それからメールでやりとりすることはまずないと思いますが、こういったことをメールで受けたけれども、どういったことでしょうかと、電話相談とつなぐことは十分できるというふうに考えております。

○川添委員 私がお伺いしたのは、本課にきちつと担当者をまず設置して、そして各学校にも、例えば校長先生とか教頭先生が担当者を配置して、情報とか集約していくような体制づくりをしていく考えはあるのかということなんです。

○二見学校支援監 (1)の2つ目のポツにありますが、サイバーパトロール実践協力校というのを小・中・高校合わせて30校ほど指定をさせていただこうと思っております。その方々が、まず本課で集めます検討会議等にも参加いただいで、どんな取り組みをしていくかとか、あるいは情報交換も進めたいと思います。また、各学校でも、これだけネットいじめが問題になっておりますので、生徒指導主事あたりが中心になって担当はしていただくというふうに思っております。

○川添委員 今後、増加傾向になってくると思いますので、きちつとした現状把握を、大変なことだと思いますけれども、責任者を現場に置いて集約していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、452ページの海洋高校実習船費、これは20年度この予算を見ますと1億6,300万ということで、今回は2億1,300万ということで、約5,000万ぐらい増額しているわけですが、どうして予算がふえてしまったのかというのが一つ、これは実際、何回実習に、どういったコースで出かけていくのかをお伺いいたします。

○井上財務福利課長 まず、予算増額の理由でございますが、船の場合も車検と同様、毎年定期の検査がございます。通常は中間検査と申しまして、3,600万円ほどの経費の検査を受けているわけでございますけれども、5年に一度、法定の定期検査がございます、これが7,980万、約4,300万の増となります。これが原因の一つでございます。いま一つは、予算編成時に燃料費が高騰いたしました。その高騰した燃料費を単価として積算した増額分が約1,000万でございます。合わせまして約5,000万円増の要因となったものでございます。それから、実習の対応でございますが、まず、年間73日の長期実習航海を2回行います。それと短期の実習航海、8日間でございますけれども、これも2回行っておりまして、これが主なものでございますが、あと、1年生を対象に3日ほどの実習航海がございます。それから、多目的利用と申しまして、一般の県民の方をお乗せするもの、これは年度によって異なりますけれども、20回ないし30回行っているところでございます。以上でございます。

○押川委員長 航路についてというのもあったと思うんですが。大まかで結構だと思います。

○井上財務福利課長 長期航海のコースは、日本、こちらを発しましてハワイを目的とする往復でございます。それから、短期は後ほど詳しく御説明申し上げます。

先ほど、保留となっております耐震対策の

経費のほうからお答えしたいと存じます。まず、県立学校における耐震対策の経費、これまでとこれからのお尋ねでございましたが、県立学校における耐震対策は、平成9年度から取り組んでおりまして、平成27年度をもって終了の予定でございます。平成9年度から20年度までの総額が約70億円でございます。21年度は8億8,900万といたしておりますので、これを約9億と見なしまして、それから平成22年度から27年度、この間を50億と見込んでおります。70億プラス9億プラス50億、総額で129億となるものでございます。

それから、短期航海のコースでございますが、8日間のほうが長崎往復、3日間のほうが沖縄往復でございます。以上でございます。

○川添委員 この大まかな使い道、2億1,000万の使い道を教えていただけますでしょうか。

○井上財務福利課長 大きなものはやはり燃料費でございます。これが6,000万円になります。それから、多数船員が参りますので、旅費が多額になります。これが約3,000万円でございます。それから、あとはただいま申しました維持補修にかかわる経費、これが9,200万円に上ります。そういったものが大きなものでございます。

○川添委員 非常に素晴らしい実習だというふうに思っています。ただ、非常に漁業が今不振の中で、統計調査課にちょっと聞いてみたところ、漁業に就職する方が、平成20年度でいくと、卒業生約80名に対して7名、残りがやはり漁業関連の会社に行かれる方もいらっしゃるし、将来的に漁業につきたいと思っていられるんではないかと、なかなかサービス・営業とか建設業とか、そちらのほうに回られる方も多いということで、今度、平成21年度に向けて漁業への就業者というのは何人ぐらいか、もしおわかり

であればお伺いします。

○黒木学校政策課長 昨春、平成19年度の卒業生については実態把握をしているところなんですけど、今春の卒業生については、まだきちっとした実態把握ができておりません。昨年度の卒業生につきましては、先ほどありましたように、直接漁業についたのは7名と、そのほかに、いろんな船舶に乗った者を含めると、20数名いるかというふうに思います。

○川添委員 要は、乗組員の方が結局何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○井上財務福利課長 船員が21名、それから指導の教員が2名つきます。

○川添委員 ふだん船が出ていないときは何をされていらっしゃるんですか。

○井上財務福利課長 まず、年間の航海日数というのが、先ほど長期実習航海と申しましたけど、これが1回73日でございます。合わせますと、これだけで146日になるわけでございますが、それらを含めまして年間の航海日数が227日に及びます。これはほとんど我々の勤務日数に相当するものでございまして、その間、船の維持補修に当たっておりますので、フルに勤務していただいているという状態でございます。

○川添委員 わかりました。いずれにしても、漁業振興のために海洋高校が担い手を育てていけないといけないというのは、思いは一緒なんですけど、一方で、なかなか漁業への受け皿がない状態で、卒業生も1けたの状態という中で、やはりすばらしいこの実習船の実習を若干、長期を1回にするとか、そういった見直し、やっぱり莫大な燃料費をかけて、2億かけて行くわけですから、若干の見直しはもう少し検討する余地はあるのかなと思いますので、最後に、そこ辺を今後、何か研究される予定はないかお伺

いします。

○井上財務福利課長 経費の節減は、また環境の保全にもつながるといところがございまして、この実習船は漁業の実習を行っているだけではございまして、環境の保護にかかわるデータ等の収集等も行っているところでございます。今回燃料費が高騰いたしました折には、経費削減という目的もございましたけれども、燃料をいかにしたら節減できるかという試みを幾通りかの方法で行うなど、工夫はしているところでございます。そういう実績を生かしながら、燃料費の節減という観点からのみならず、経費全体の節減ということも今後の検討課題になっていくと思っております。以上でございます。

○川添委員 よろしくお伺いします。最後に、463ページの学校安全推進費の中の4番、日本スポーツ振興センター共済事業というのは、これはどういった使い道になるのでしょうか。

○二見学校支援監 まず一つは、県が負担する県立学校に在籍する子供たちの掛金でございます。それから、スポーツ振興センターのほうから、見舞金であるとか死亡見舞金であるとか医療費であるとか、その給付が県のほうに入りますので、あらかじめ県で予算化をしておくのと。といいますのは、例えばあってはならないことですが、死亡見舞金等もセンターのほうはできるだけ早く給付したいということで、県に入っても補正を組まないといけないというような状況では困りますので、例年の実績を見ながら計上させていただいているところでございます。

○川添委員 要するに、体育の授業とかの保険ということですか。

○二見学校支援監 授業に限らず、登下校も含んで学校管理下全体で起こった事故等について

補償ということになります。以上でございます。

○川添委員 以上で終わります。

○黒木学校政策課長 先ほど、川添議員からのお尋ねの中高一貫教育校（併設型）整備事業についてであります。来年度が終期でありまして、教科消耗品費等として700万程度を予定しております。それから、ランニングコストというお尋ねでしたが、宮崎西高附属中学校の実績で申し上げますと、大体500万程度、需用費、備品費等で必要かというふうに見ております。人件費につきましては、これは市町村立中学校と同じでありますので、特に必要ないというふうに思っています。

○川添委員 わかりました。

○松村副委員長 2つほどちょっとお聞きします。先ほども話してたんですけれども、奨学金ですかね、資料の450ページ、育英資金の件なんです。未済率が28.4%ということであってちょっと驚いたんですけれども、私も奨学金をいただいていたので、この中にも奨学金をいただいていた方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、返すのが当然だと、本当にお世話になったというのが皆さんの思いじゃないかと思うんですけれども、28.4%、568名、未済の方ということで、これは3名の徴収員が、専門員がいるとかいうことでしたけど、その後の追跡調査というか、どういうところに勤めてどういうあれなんだ、あるいはその会社の方とか、あるいは親御さんたちとか、そういうところに積極的にアプローチしているのか、その資料とかをやっているのかということをお聞きしたいんですけど。

○井上財務福利課長 まず、奨学金の貸与をいたします際に、当然連帯保証人というのを立てさせていただきます。連帯保証人は2通りになって

おりまして、まず、第1の連帯保証人は、父または母あるいはこれにかわるべき存在でございますが、第2番目は、家計を異にして、かつ保証能力のある方に連帯保証人に立っていただいております。したがって、返済が滞りますと、まず、当然本人に返済を求めるわけでございますけれども、これがなかなかできかねる状態でございますと第1連帯保証人、そこもうまくいきませんようですと第2連帯保証人と求償していくわけでございますが、その過程で、まず、債務者の住所が全く不明であるという例は少のうございまして、これはほぼ把握しております。数年、10年近く滞っているという例はあるわけでございますけれども、あくまで私どもは返済を求める立場でございまして、当然しかるべき事由がある方については、返済の免除という制度もあるわけでございますけれども、あるいは猶予という制度があるわけでございますけれども、そういった正当な事由がない方につきましては、あくまで返済を求めているという立場で、これは日々、本当に努めているところでございます。

○松村副委員長 最終的にその28.4%の方が生活困窮とか払えない理由があるとは、とても思えないんですよ。もうちょっと積極的に支払い命令を出すとか、法的なとか、やるべきだとは私的には思うんですけれども、要するに払えない理由がしっかり出て免除ということも申請をなさいますとか、そういうこともできるでしょうし、もうちょっとやられたほうがいいのか。これは高等学校でいただいていた育英資金ですよ。大学も含めてですか。

○井上財務福利課長 本県の場合は、ほとんど高等学校でございまして、大学も多少いらっしゃいます。

○松村副委員長 では、ほとんどの方が大学とかまで行かれて卒業して、その期間はやっぱり免除期間というのがあると思うんですね、支払い猶予期間と言うんですかね。だから、就職してということになってくると、奨学金をいただいているから、その期間がかなり長くなるものですから、払う方の意識というのかなり薄くなっているのかなという気もしますけれども、これだけの方が支払わないということは、どういう勉強をしてきたのかなと、やっぱり社会に対する責任とかいうところの勉強の仕方が足りなかったんじゃないかと、だれが教えたんだらうという気もしますけれども、もうちょっとそういうことを、奨学資金を貸与される時、貸し付けるときには、しっかりと教育も含めてやられるべきかなという感想で、要望でお願いしておきます。

もう1件なんですけど、459ページの、小さいですが、新しい読解力向上推進事業ということで246万でしたかね、これ入ってましたけれども、これは何か司書の方が担当されるということでしたよね。ただ、司書の方が既にいらっしゃれば、読解力の推進事業ということで246万ぐらいのことでしたら、今までの人材を使いながら、ゼロ予算でこういうことはできるんじゃないかとふと思ったんですけれども、どうなのでしょう。

○二見学校支援監 12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならないということで、すべて資格を持った方は入っておられます。しかし、それぞれ担任をしておるということであれば、よかれと思っても、図書館の整理そのもの、それから子供たちへの図書館の紹介そのものも、なかなか手が回らない状況もございます。それで地域の方で司書の資格を持った方を、3名で

すけれども、小学校のほうを中心をお願いをして、中学校まで一緒にかかわってもらおうと。その中で、特に図書の整理だけではなくて、読解力向上に対してどんな図書館の活用の仕方があるとか、そういったことを少し研究したいということでございます。

○松村副委員長 わかりました。学校の図書館というのにも、たまに顔を出したりするんですけども、図書館に司書という方いらっしゃいますし、その方がこの間言った、学校、クラスになじまない子とか、多分学習障がいや発達障がいの子かもしれないですけども、「その子も逃げ場としてよく図書館に来るんですよ」ということを言っていたら、その相手をしている、子供の相手、読み聞かせをしてあげたら、自分で本を探してどんどん本を読むようになった。クラスの担任の方から司書の方に、「本当に助かります。クラスに戻ってきても、本当によく本を読んでいるから、子供たちの次のステップに進みやすいんです」という話なんかがあった。「ただ私は、今、何カ月の臨時採用なんで、次の方がどういう対応をされるかわからないけど」と。その対応は、あくまでそこに雇われた司書の方の個人的な判断でやっているという話もしました。今、図書館の活用法とか図書館のネットワークとか、今度県議会も県議会の図書ということをちょっと何かリニューアルしようとかいう話もありますけれども、この間、副知事も出たフォーラムがありましたけれども、図書館とか図書室とか、これの情報発信とか、子供の教育も含めて、使い方というのは非常に大事なんだということがあったんですけど、学校の図書室というのが、司書の方が本の整理とか学校の先生に本を紹介して出すだけというのは、ちょっともったいないんじゃない

かなど。あるいは、あそこも子供たちのある意味、保健室と同じような図書室であったり、あるいは、そこでもう一つ読解力を深めたり、自分の勉強の場でもあるのかなという気がしましたので、司書のいない図書室もたくさんあるんだということを聞いてびっくりしましたが、またいろいろ調べて一緒に勉強させていただきたいと思いますので、その辺も含めてよろしくをお願いします。終わります。

○押川委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上で、総務課、財務福利課、学校政策課、全国高等学校総合文化祭推進室の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時41分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたしますが、今からの時間を 7 課合同でということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 そういうことでさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時49分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○瀬川特別支援教育室長 特別支援教育室の「平成21年度当初予算」について御説明をいたします。

「歳出予算説明資料」の特別支援教育室のインデックスのところ、469ページをお開きくださ

い。

予算額は、一般会計 2 億5,288万3,000円であります。

それでは、主なものにつきまして、事項別に御説明をいたします。471ページをお開きください。

上から 5 段目の（事項）特別支援教育推進費に100万円を計上しております。これは、その下の説明にございますように、「特別支援学校環境整備事業」としまして、みなみのかぜ支援学校の教室不足解消のために設置したプレハブ教室のリース料でございます。

次に、その下の（事項）県立特別支援学校整備費に 1 億7,200万円を計上しております。これは、その下の説明にございますように、新規事業「特別支援学校高等部設置事業」に 1 億2,680万円、同じく新規事業「延岡総合特別支援学校（仮称）設置事業」4,520万円を計上しておりますが、これらにつきましては、後ほど委員会資料で御説明したいと思います。

次の（事項）特別支援教育振興費に7,988万3,000円を計上しております。

まず、4の「特別支援学校医療的ケア実施事業」に5,441万円を計上しております。この事業は、常に医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活に必要な体制を整備するために、該当の児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を派遣するものであります。

次に、9の「みんなで応援！特別支援教育地域充実事業」に475万5,000円を計上しております。この事業は、地域の特別支援学校において、県民を対象に、特別な支援を必要とする地域の小中学校の児童生徒の学校生活を支援するボランティアを養成するとともに、小中学校への教育相談体制を強化するものでございます。

次のページをめくっていただいで一番上ですが、10の「特別支援学校就労バックアップ事業」に321万7,000円を計上しております。特別支援学校が民間企業等と連携しまして、企業ニーズを把握し、職業教育の改善及び就労支援体制の整備充実を図り、障がいのある生徒の雇用の拡大を図るものでございます。

最後に、475ページの（事項）教職員人事費の2の（5）総額裁量制活用非常勤配置事業のウ「特別支援教育チーフコーディネーター配置事業」に1,138万2,000円を計上しておりますが、これは、小中学校等において深刻化、複雑化する発達障がい等の対応のために、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを統括し、指導支援を行う「特別支援教育チーフコーディネーター」を特別支援学校6校に1名ずつ配置し、各地域における関係機関の連携・調整の促進を図るものであります。

歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

次に、新規事業について御説明します。

委員会資料の20ページをお開きください。

新規事業「特別支援学校高等部設置事業」でございます。

1の事業の目的にありますように、特別支援学校の小学部から高等部までの一貫した教育をそれぞれの地域で実施するために、高等部未設置校である、みなみのかぜ支援学校、都城きりしま支援学校小林校、日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校の4校に高等部を設置し、障がいのある子供たちの自立と社会参加を推進するものであります。

2の事業の内容につきましては、みなみのかぜ支援学校に平成22年度、都城きりしま支援学校小林校、日向ひまわり支援学校に平成23年度、

児湯るびなす支援学校に平成25年度の設置を目指して、（1）にありますように、該当校4校に高等部設置準備委員会を設置し、教育目標、教育方針、学部目標、教育課程等の検討及び教材教具等の選定を行います。

また、（2）にありますように、みなみのかぜ支援学校においては、教室、作業棟設置等に係る設計・工事を実施するとともに、都城きりしま支援学校小林校及び日向ひまわり支援学校においては、設計を行うこととしております。

さらに、（3）にありますように、みなみのかぜ支援学校の机・いす、教材教具等を整備することとしております。

3の事業費といたしましては、1億2,680万円でございます。

続きまして、委員会資料の21ページをごらんください。

新規事業「延岡総合特別支援学校（仮称）設置事業」についてであります。

1の事業の目的にありますように、延岡地区の特別支援学校3校（延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校）を統合し、延岡西高等学校跡地に複数の障がいに対応した総合特別支援学校を整備し、医療・福祉・保健・労働等の関係機関等と連携して、幼児期から卒業後まで一貫した支援の実現を図ることにより、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進するものであります。

2の事業の内容につきましては、平成24年度の設置を目指して、（1）にありますように、特別支援学校3校関係者や学識経験者等で構成する開設準備委員会を設置し、学校の組織運営、教育課程等の学校機能、さらに付加機能であります医療・福祉・労働等と連携した支援体制の構築について検討するとともに、（2）にありま

すように、施設設備の基本設計及び実施設計を行うものであります。

3の事業費といたしまして、4,520万円でございます。

平成21年度一般会計予算に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

引き続きまして、その他の報告といたしまして、「宮崎県特別支援学校総合整備計画」及び「延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想」がまとまりましたので、御報告いたしたいと思っております。

これは、昨年11月の定例県議会常任委員会で作案として御報告いたしましたものを、12月から1月にかけて実施しましたパブリックコメントで寄せられた県民の皆様からの御意見を踏まえて検討し、修正を行い、正式に策定したものでございます。

委員会資料の29ページをごらんください。

延岡地区の特別支援学校3校を延岡西高等学校跡地に移転・統合し、「延岡総合特別支援学校」を設置すること等を主な内容としております「宮崎県特別支援学校総合整備計画」であります。一番下の5、策定までの経費の一番下の丸印の部分をごらんください。

平成20年12月18日から平成21年1月19日まで、約1カ月間、パブリックコメントを実施しました。このパブリックコメントでは、総合整備計画と次に御説明します「延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想」について、合計108人の方から203件の御意見をいただきました。このうち、総合整備計画に関するものが65件ございました。そのほとんどが、「未設置校への高等部設置や、知的障がいだけでなく肢体不自由等にも対応できる特別支援学校への転換を支持する」等の御意見をいただいております。

その中で、知的障がい教育を行う「みなみのかぜ支援学校」について、今後の学校のあり方を示してほしいとの御要望がありましたので、検討した結果、6の原案の変更点の1番目の丸印にありますように、「みなみのかぜ支援学校は、知的障がい教育における専門性の一層の充実・発展を図る。」の文章を挿入することといたしました。また、県立宮崎病院内に新たに設置される「こころの医療センター（仮称）」の名称が「県立宮崎病院精神医療センター」と決定されたために、変更することといたしました。

続きまして、委員会資料の30ページをお願いいたします。

「延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想について」をごらんください。

ほとんどの御意見が、「医療、福祉等と連携した特別支援学校ができることは期待どおりであり、うれしい」「県北地区の特別支援教育の充実に期待が持てる」等の御意見をいただきました。一方で、「統合によって専門性が希薄にならないようにしてほしい」とか「就労支援センターや発達障がいセンターの設置を優先してほしい」等の御意見もございました。

以上の御意見を踏まえて検討しました結果、原案の変更点であります。基本構想は多くの皆様に御支持いただいたものと判断しまして、変更なしといたしました。

今後は、先ほど説明いたしました貴重な御意見に十分配慮し、障がいのある子供たちの自立と社会参加を実現するため、保護者や学校、地域、行政機関等、関係者が一丸となって、総合特別支援学校の設置に向けて最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

特別支援教育室からは以上でございます。

○堀野教職員課長 それでは、教職員課関係に

ついて御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、ページで言いますと、473ページをお開きください。

予算額は、一般会計で987億3,922万6,000円です。

次に、主なものについて御説明いたします。

次のページをお開きください。

最初の（事項）教職員人事費に10億6,951万5,000円を計上しております。

内訳は、1の「教職員人事管理に要する経費」、事務費になりますけれども、これに2,654万7,000円、2の「学校非常勤職員・賃金職員・学校医等の配置に要する経費」で、これは非常勤講師等の報酬等になりますけれども、10億4,296万8,000円を計上しております。

（5）のアの中学校学級編制調査研究事業に2,570万円を計上しておりますけれども、これにつきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の（事項）免許事務費に686万5,000円を計上しております。

次のページをごらんください。

4の新規事業「免許更新制事業」でございます。これにつきましては、来年度から教員免許更新制がスタートしますので、全国をネットワークで結んだ「教員免許管理システム」の運営に係る本県負担金及び事務費として、384万3,000円を計上しております。

次の（事項）退職手当費でございます。これに78億3,645万円を計上しております。これは定年退職者182名などの退職手当であります。

次に、教職員の人件費等でございます。学校種ごとに御説明いたします。

次の小学校費につきましては、（事項）職員費

に374億4,858万6,000円、次のページ、477ページでございますけれども、（事項）旅費に2億3,777万3,000円を計上しております。

同様に、次の段の中学校費でございます。（事項）職員費に243億476万1,000円、（事項）旅費に1億9,633万7,000円、次の高等学校費につきましては、（事項）職員費に194億7,005万円、（事項）旅費に2億2,005万6,000円、次のページをごらんいただきたいんですけども、特別支援学校費の（事項）職員費に78億8,582万2,000円、（事項）旅費に5,869万4,000円を計上しております。

次に、重点事項について御説明いたします。

常任委員会資料の22ページをお願いいたします。

「中学校学級編制調査研究事業」でございます。

1の事業の目的でございます。

少人数学級につきましては、小学校1・2年生におきまして、いわゆる30人学級を導入しております。欠席日数の改善など、一定の成果が上がっております。一方、中学校におきましては、不登校生の急増や学力格差の拡大など、いわゆる中1ギャップと言われる課題が生じており、これらの課題の改善に向けて、中学校1年生において20年度から3年間、少人数学級を試行し、その効果を検証するものであります。

次に、2の事業の内容でございます。

（1）のとおり、県内6校の中学校をモデル校といたしまして、大・中・小の規模別に30人及び35人学級を試行し、学級増に対応するため、非常勤講師などを配置しております。

（2）の効果検証といたしまして、モデル校での調査や教員・保護者等へのアンケート調査、関係者による検討委員会により、引き続き具体

的な効果や課題等の検証に取り組むこととしております。なお、平成20年度に学校を対象に実施した調査では、教員が個々の生徒にかかわる時間がふえた、生徒に目が行き届き、問題が早く見つけられる、また、その結果として、欠席者数や不登校生が減少したなどの効果が出ております。来年度は、引き続き新1年生での効果検証を行うとともに、現1年生が2年生になったときに、少人数学級の効果がどのようにあらわれるのかなどについて調査したいと考えております。

事業費は2,570万円でございます。

当初予算関係は以上でございます。

次に、議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部改正」について御説明いたします。

同じく常任委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

2の改正の内容ですけれども、教育職員免許状については、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されます。そのことに伴いまして、教員免許状の有効期間の更新・延長などの新たな事務が発生しますので、その事務手続きに係る手数料を新設するものであります。

右の8ページをごらんいただきたいと思っております。

この表が改正後の教員免許関係の手数料の一覧表になります。上の段の現行の手数料に、下の段の免許更新に係る手数料を新設するものであります。

左のページに戻っていただきまして、手数料の表の区分の内容について御説明します。

免許更新の手続きにつきましては、平成21年4月1日以降に発行される新免許状とその以前に発行している旧免許状では異なることになりま

す。新免許状には10年間の有効期間が設定されますので、区分欄の①がその期間の更新、②が育児休業などやむを得ない事情が出てきた場合に有効期間を延長するものであります。

次に、③から⑥は旧免許状に関するもので、旧免許状に有効期間がありませんので、③の免許状更新講習の修了確認で免許状が更新されます。④は、修了確認期限を過ぎた旧免許状について修了確認を行い、再度有効とするものであります。⑤はやむを得ない場合の免許状更新講習の修了確認期限の延期、⑥が免許状更新講習の免除認定の手续であります。⑦は、新旧免許状について、更新など手續に関する証明書の交付に係るものであります。

次に、手数料の金額でございます。金額につきましては、当該事務に要する経費に加えまして、同種と考えられる免許状授与手数料額や九州各県の状況を勘案し、定めております。具体的には、例えば①の有効期間の更新について説明しますと、この更新事務に係る人件費に事務費を加えた経費が3,300円程度になること、さらに免許状の更新の効力が新免許状を新たに授与されるものと同じく10年間の有効期間が付されるもので、手續も同様のものになることから、普通免許状の授与手数料、右側のページの一番上の区分ですけれども、その金額3,300円との均衡も考慮する必要があること、また、九州各県も3,300円を予定していることから、3,300円としたところでございます。その他の手数料も同様の考え方で設定したところであります。

また、3の施行日は、平成21年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○勢井生涯学習課長 生涯学習課関係について

御説明いたします。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、生涯学習課のインデックスのところ、479ページをお開きください。

一般会計で6億2,058万5,000円を計上しております。

以下、主なものについて御説明いたします。

481ページをお開きください。

上から4段目の(目)社会教育総務費であります。が、(事項)社会教育振興費に1,456万5,000円を計上しております。これは、その下の1の「社会教育主事等研修」などを通して、社会教育振興を図る経費であります。

次の(事項)成人青少年教育費には1億33万3,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、1の「放課後子ども教室推進事業」があります。これは、放課後や週末に、公民館や学校などを活動拠点として、地域住民の協力を得ながら体験活動等を行うことにより、地域社会全体で子供を育てる取り組みを推進するものであります。

また、2の「学校支援地域本部事業」につきましては、中学校区単位に地域全体で学校教育を支援するための連携体制を構築し、地域住民の積極的な支援活動を通じて、学校教育の充実及び地域の教育力の向上を図るものであります。

次に、(事項)家庭教育振興費の2,609万9,000円であります。

1の「ふれあい子育て支援推進事業」は、地域で家庭教育の支援を行う事業などにより、家庭の教育力の向上を図るものであります。

ここに(2)の新規事業「親子のきずな」応援事業」がありますが、これにつきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

続きまして、482ページをお開きください。

(事項)生涯学習基盤整備事業費に2,171万5,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、2の「生涯学習情報提供・相談体制の整備」がありますが、これはインターネットを活用した生涯学習情報の提供を行うものであります。

なお、新規事業としたしまして、(1)のイの新生涯学習総合情報提供システム「学び応援ネット(仮称)」があります。これは、既存の情報提供システムを更新し、利用しやすく、県民の学習ニーズに的確にこたえられるような、新たなシステムを構築するものであります。

次に、下から3段目にあります(目)図書館費、(事項)図書館費の7,623万5,000円です。その主なものは、1、管理運営費で、これは図書館の維持管理などに要する経費であります。

続きまして、483ページをごらんください。

最初の段の(事項)奉仕活動推進費には1億500万2,000円を計上しております。

主なものについて申し上げますと、1の資料整備費は、図書等の購入に要する経費であります。

また、8の新規事業「県立図書館所蔵貴重書電子化事業」ですが、これは、県立図書館が所蔵する貴重な歴史資料について、データベース化、デジタル画像化を行うものであります。

次に、中ほどやや下にあります(目)美術館費、(事項)美術館費の1億7,966万1,000円です。主なものは、2の管理運営費で、これは美術館の維持管理などに要する経費であります。

次に、(事項)美術館普及活動事業費の8,503万2,000円です。

その主なものは、次のページ、めくっていただきまして484ページをごらんください。3の特別展費で、これは3つの特別展を開催するための経費であります。

また、新規事業であります5の(3)「情操を育むアート感動訪問事業」であります。これは既存のハイビジョンシステムを更新し、遠隔地への美術館サービスの充実を図るものであります。

歳出予算説明資料につきましては以上であります。

次に、新規事業について御説明いたします。

委員会資料をごらんください。委員会資料の23ページでございます。

「親子のきずな」応援事業、新規事業でございます。

まず、1の事業の目的であります。親が自覚と自信を持って子育てに取り組めるよう、地域での学習機会の充実を図るとともに、家庭教育支援者の養成を行い、また、親子のきずなについて考える機会を提供することにより、地域が一体となって家庭教育を支える環境づくりの推進を図るものであります。

次に、事業の内容であります。まず、「親子のきずなを育む学習機会の充実」といたしまして、地域で活動するNPOなどから家庭教育に関する講座テーマを提案してもらい、これに対して、悩みを抱える保護者の集まりなどから講師の派遣要請を募り、出前講座として実施するものであります。

次の(2)の「親子のきずなを支える環境づくり」につきましては、家庭教育支援に関心のある住民を対象に、その際の基本的な心構えなどに関する講座を実施し、家庭教育支援ボランティアとして組織化するものであります。

(3)の「親子のきずなを確かめ深める取組の支援」につきましては、親が子供の様子を見守る際の視点や、子供の変化を早期に発見するための視点を掲載した「親のふり返しシート」を作成し、家庭教育学級等での活用を図るものであります。

3の事業費といたしまして、196万円をお願いしております。

当初予算につきましては以上であります。

次に、補正予算について御説明いたします。

資料につきましては、歳出予算説明資料、薄いほうになりますが、議案第72号と書かれているほうの歳出予算説明資料でございます。こちらのほうの生涯学習課のインデックスのところ、61ページをお開きください。

一般会計予算で465万円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、6億2,523万5,000円であります。

この内容につきましては、63ページをお開きください。

表の上から4段目、(目)図書館費、(事項)奉仕活動推進費になりますが、1の新規事業「郷土資料情報提供サービス充実事業」に465万円を計上しております。

この事業の内容につきましては、委員会資料で説明させていただきたいと思っております。お手数ですが、再度、委員会資料に戻っていただきまして、24ページをお開きください。

1の事業の目的であります。郷土に関する新聞記事の見出しデータの入力や郷土資料の整理を行うことにより、県民への情報提供サービスの一層の充実を図るものであります。また、雇用調整に伴う離職者の一時的な雇用の確保を図るものでもあります。

2の事業の内容でございますが、まず、(1)事務補助員による、新聞記事の見出しデータの入力、確認といたしまして、1人につき6カ月間の雇用ということで、年間4名を雇用するものであります。事業期間といたしましては、平成21年度から23年度までの3カ年でありまして、

次に、(2)でございますが、事務補助員による、郷土資料の目録・書誌のデータの入力につきまして、同様に、年間2名を雇用するものであります。事業期間といたしましては、平成21年度限りでございます。

3の事業費につきましては、465万円でございます。

生涯学習課は以上です。よろしく願いいたします。

○得能スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明をいたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、ページは485ページでございます。

一般会計で9億9,063万円をお願いいたしております。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説明をいたします。

487ページをお開きください。

上から5段目の(事項)学校体育指導費に1,968万5,000円を計上しております。これは主に、児童生徒の体力向上を図るための各種会議の開催や教育活動への支援、運動部活動への指導者派遣などを行う2の「明日の宮崎を担う「子ども体力アップ事業」」など、学校体育の指導に要する経費でございます。

続きまして、次の(事項)社会体育指導費に1,427万円を計上しております。これは主に、体育指導員の資質の向上を図るための講習会を

実施する6の「生涯スポーツコーディネーターフォローアップ事業」や県立学校の体育館やグラウンドを県民に開放する事業など、生涯スポーツの振興を図るための経費でございます。

488ページをお開きください。

上から2段目の(事項)スポーツ施設管理費に4億1,736万4,000円を計上しております。主なものは、1の県体育館や総合運動公園施設などの指定管理者への管理委託費、及び3の県体育館や総合運動公園内施設の改修などに要する経費でございます。

次に、その下の(事項)健康教育指導費に1,759万2,000円を計上しております。これは、健康教育に関する研修事業や、学校を中心とした食育を推進するための事業を主な内容としております。その中で、6の「のびのび食育実践事業」に520万円を計上しておりますが、内容につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、その下の(事項)保健管理指導費に4,598万8,000円を計上しております。これは、主に県立学校児童生徒の各種健康診断や3の県立学校の環境衛生管理など、健康管理に要する経費でございます。

次に、(事項)体育大会費に1億7,453万7,000円を計上しております。主なものといたしまして、1の「国民体育大会経費」は、来年度、長崎県で開催されます九州ブロック大会と、新潟県で開催されます国体の本大会への県選手団派遣等に要する経費でございます。

次に、その下の(事項)体育振興助成費に1億278万5,000円を計上しております。内容といたしましては、(6)の財団法人宮崎県体育協会などの各種団体や各種大会の開催に対する助成に要する経費でございます。

次に、(事項) 競技力向上推進事業に1億8,077万円を計上しております。主なものとしたしましては、(1)の「選手強化対策事業」による県内外への遠征や強化合宿に対する支援など、競技力の向上と運動部活動の活性化を推進するための経費でございます。

引き続きまして、主な新規事業について御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料をお願いいたします。ページは25ページでございます。

「のびのび食育実践事業」についてであります。

まず、1の事業の目的でございますが、本県では、近年の子供の食生活の乱れに伴う影響などに対応するため、平成18年度から実施してまいりました「食育みやざき元気アップ事業」におきまして、栄養教諭を配置した学校をモデル校とし、学校の教育活動全体を通じた「食に関する指導の充実」に取り組んできたところでございます。今回、その成果などを踏まえ、地場産物の活用や体験活動の実施など、子供たちの健康を保持増進するための新たな取り組みを計画したところでございます。

2の事業の内容でございますが、(1)の「学校における地場産物活用」では、モデル地域に学校関係者や地域の生産者、流通業者、企業などで構成される食育検討推進委員会を設置して、学校給食に地場産物を活用するための体制づくりを行い、安価で安定した地場産物の活用を目指しますとともに、地域の方々の協力を得ながら、子供たちに体験活動を通じた食づくりの楽しさを味わわせる食づくり教室を開催するなど、学校と地域が連携した取り組みを行ってまいります。

次に、(2)の「食に関する手引書作成」であ

りますが、これまでの県内の食育推進に対する実践事例や関係法令等をまとめた手引書を作成することによって、指導者の資質の向上や指導力アップを図るものであります。

このような取り組みを行うことによりまして、子供の健康の保持増進を初めとする食育の推進を図り、健全な児童生徒の育成に努めていきたいと考えております。

なお、3の事業費につきましては、520万円を計上しております。

続きまして、議案第41号「宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について」でございます。

同じ資料になりますが、11ページをお開きください。

宮崎県スポーツ振興基本計画につきましては、1、趣旨にもお示ししておりますが、県民の方々の「スポーツの生活化」の定着を目指しますとともに、明るいスポーツ文化の創造に寄与することをねらいとするものであります。

今回、計画の期間の中間年度を迎えたことから、その内容を見直すこととし、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」第3条の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

12ページの体系図をごらんください。

本計画案は、体系図の土台部分であります本県スポーツの現状と課題を受けまして、「県民意識の高揚」「人材の育成とネットワークの活用」による「スポーツを支える環境の充実」を図りますとともに、中心部分にお示ししておりますが、「次代を担う子どもたちの体力向上の推進」「県民総参加型のスポーツの推進」「感動と夢を生み出す競技スポーツの推進」という相互に関連する3つの方策から「生涯スポーツ社会の実現」を目指すという内容構成になっており、平

成24年度までを見通したものとなっております。

ページを戻っていただきまして、4の課題達成の方策でありますけれども、先ほど申し上げました3つの方策に即した目標、施策、具体的取組事項をお示ししております。

本計画案は、「新みやざき創造計画」の基本目標の達成に大きな役割を果たすものであり、県民のスポーツ振興を図るための共有の指針となるものであります。本計画案の基本理念に沿いながら、これからの諸施策や具体的な諸事業等について検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 全国・スポーツ・レクリエーション祭推進室関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の全国スポーツ・レクリエーション祭推進室のインデックスのところ、ページで言いますと、491ページをお開きください。

一般会計で3億6,156万3,000円を計上しております。

次の493ページをお開きください。

(事項) 体育大会費の全国スポーツ・レクリエーション祭開催事業であります。内容につきましては、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

まず、1の事業の目的であります。「スポーツの生活化」を図ることを目的に、「第22回全国スポーツ・レクリエーション祭（スポレクみやざき2009）」を開催するものであります。

次に、2の事業の内容であります。

まず、(2)の会期等であります。平成21年10

月17日から20日までの4日間、参加予定者は1日当たり3万人を見込んでおります。

次に、(4)の祭典の内容であります。県の主催として、県総合運動公園で開会式、特別行事、シンポジウム、メディキット県民文化センターで閉会式の開催を予定しております。

また、種目別大会として、マスターズ陸上競技や壮年サッカーなどの都道府県代表参加種目18種目、ペタンクやカローリングなどのフリー参加種目6種目の計24種目を、8市8町の会場で開催いたします。なお、4月からは、北郷町が日南市と合併をいたしますので、8市7町の会場地となります。

特に開会式では、宮崎の自然、歴史・伝統文化とスポーツランドみやざきの活気と魅力を紹介し、宮崎のすばらしさを体感していただけるようなものにしたいと考えております。

さらに、特別行事においては、スポーツ体験とともに、本県の観光や特産品を紹介し、全国にアピールできる行事にしたいと考えております。

事業費は、先ほど申しあげました3億6,156万3,000円をお願いしております。

この祭典を開催することによりまして、種目団体の充実、競技人口の拡大はもとよりですけれども、地域住民のボランティア等としての大会参加などを通して、えびの市のターゲットバードゴルフ、日向市、門川町のソフトボールなどのように、各種目が地域のシンボルスポーツとして定着するとともに、「スポーツの生活化」が図られるというふうに考えております。

また、気配りの行き届いた大会運営やおもてなしと会場地の重要施策と一体となった魅力的な観光ツアーや、県のアピール課と連携いたします宮崎移住体験ツアーの実施によりまして、

「宮崎はよかった。また宮崎に行きたい」というリピーターづくりを進め、地域振興にも寄与することができると考えております。

さらに、県内外から多数の来場者を見込んでいることから、本県のPR効果や個人消費等の経済波及効果が期待できるものと考えておるところです。以上でございます。

○清野文化財課長 文化財課の当初予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料をお願いいたします。文化財課のインデックスのところ、ページで言いますと、495ページをお願いいたします。

平成21年度の当初予算といたしましては、12億6,051万4,000円をお願いいたしております。

以下、その主なものにつきまして御説明申し上げます。おめくりいただきまして、497ページをお願いいたします。

上から4段目の(目)文化財保護費、(事項)文化財保護顕彰費に5,050万4,000円を計上いたしております。その主なものは、説明欄の9の「西都原古墳群活用促進ゾーン整備事業」2,217万5,000円であります。これは、西都原古墳群内の南側に位置します第1古墳群を主たる対象域とする整備を進め、同古墳群全体の利活用の一層の促進を図るものであります。

次に、下から2段目の(事項)文化財保護対策費に1,826万4,000円を計上いたしております。その主なものは、説明欄の2の「文化財保存整備補助」1,225万3,000円であります。これは、国及び県指定の文化財の所有者や管理者に対しまして、その所有等に係る文化財の保存修復等に要する経費の一部を補助するものであります。

次に、498ページをお願いいたします。

(事項)埋蔵文化財保護対策費に8億3,339万1,000円を計上いたしております。その主なも

のは、説明欄の4の「国道発掘調査」9,953万5,000円及び5の「東九州自動車道発掘調査」6億6,672万6,000円であります。これらの事業は、国道及び東九州自動車道の新直轄区間につきましては国土交通省から、また、東九州自動車道の新直轄以外の区間につきましては西日本高速道路株式会社から委託を受けて実施するものであります。その財源につきましては、いずれも各事業者の全額負担となっております。

次の事項は飛びまして、その下の(目)総合博物館費、(事項)博物館費に1億2,420万8,000円を計上いたしております。その主なものは、説明欄の4の新規事業「総合博物館映像機器等再整備事業」939万4,000円あります。これは、観覧者のニーズに合った博物館サービスを提供するため、映像ソフトを最新の発見や知識を取り入れた内容のものに更新するほか、老朽化した映像装置を更新することなどに要する経費であります。

次に、その下の499ページの3つ目の(事項)考古博物館教育普及費に1,792万1,000円を計上いたしております。その主なものは、説明欄の3の「特別史跡西都原古墳群地中探査・地下マップ制作事業」257万円あります。これは、男狭穂塚、女狭穂塚の陵墓参考地内や周辺主要古墳群において地中探査を実施し、西都原古墳群全体の地下マップの制作につなげていくものであります。

次に、その下の(事項)考古博物館資料整備費に1,331万6,000円を計上いたしております。その主なものは、説明欄の3の新規事業「東アジア地域の学術文化交流促進事業」であります。これにつきましては、委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料、27ページをお願いいたしま

す。

1の事業の目的であります。これまで西都原考古博物館で進めてまいりました韓国との学術文化交流をさらに深化させながら、対象を新たに台湾へと広げ、日台韓の学術文化交流を進めるものであります。

2の事業の内容であります。1の学術相互交流の実施といたしまして、台湾と南九州を結ぶ「南東ルート」の文化交流調査研究を新たに実施するとともに、韓半島と日本列島に関する共同調査研究をさらに深化させていくこととしております。

そして、2及び3でございますが、それらの成果を毎年度発行しております研究紀要によって関係機関や国内外の研究者等に対して報告するとともに、展示会やシンポジウム等を通じて、広く県民などに研究成果を適宜わかりやすく提供していくこととしております。

3の事業費につきましては、232万8,000円をお願いいたしております。

文化財課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○厨子人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、ページで言いますと、501ページをお開きください。

一般会計で1,058万3,000円をお願いしております。

以下、事項別に御説明申し上げます。1枚めくっていただきまして、503ページをお開きください。

(目)事務局費、(事項)人権教育総合企画費に875万6,000円を計上しております。

その下の説明欄1の人権教育総合企画の推進、

(1)の「人権啓発資料作成事業」についてあります。これは、学校や家庭において人権について語り合っていたくため、身近な人権問題等を扱った啓発資料「ファミリーふれあい」を作成し、小学校、中学校、高等学校、それぞれの1年生に配付する事業でありまして、466万4,000円を計上しております。

次に、新規事業であります(2)の「学校・家庭・地域の絆を深める人権文化充実事業」に252万を計上しておりますが、これにつきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費に182万7,000円を計上しております。これは、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、人権教育の調査指導に要する経費でございます。

次に、新規事業について御説明いたします。

委員会資料の28ページをお開きください。

「学校・家庭・地域の絆を深める人権文化充実事業」でございます。

1の事業の目的のところをごらんください。この事業の目的は2つございます。1つは、学校・家庭・地域及び校種間の「絆」を基盤とした人権教育の実践研究を行い、その成果を県下全体へ広げること、そしてもう1つは、人権教育の指導者を養成し、地域全体の人権感覚の高揚を図ることです。

具体的な内容につきましては、2、事業の内容のところがございますように、1つは、(1)の人権教育研究指定中学校区における実践研究でございます。学校、保護者、地域の方から成る委員会を組織し、連携して、人権教育の視点から学校教育活動や地域活動を行いますとともに、その成果を実践事例集の作成・配付や授業・地域活動の公開を通じて発表してまいりたいと

考えております。

そして、事業内容の2つ目は、人権教育指導者の養成でございます。指導主事等をNPO等が主催します県外の研修会に派遣し、人権教育の理論や参加体験型学習の指導技法を身につけさせますとともに、今度はその指導主事等を講師として人権教育ワークショップ指導者養成研修を開催し、人権教育研究員とか学習指導等支援教員など教職員に、本県人権教育の考え方や参加体験型学習の理論・指導技法を身につけさせたいと考えております。

事業費は252万円を計上しております。

以上です。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様方、御質問があればよろしくお願いいたします。

○萩原委員 教職員課長、委員会資料の7ページ、免許状の有効期限について、もっと詳しく説明いただきたいんですが、これは講習を修了すればいいわけですか。何か試験があるんですか。その辺をちょっと詳しくお願いします。

○堀野教職員課長 免許更新制につきまして御説明します。免許更新制につきましては、30時間の免許更新講習を受講し、それを修了確認を受ける必要があります。それをもって県のほうに申請いただいて、それで更新されるという手続になります。

○萩原委員 講習だけなの。そのほかに、例えば想定的には運転免許証の更新がありますよね。そのときいろいろ目の検査とかありますけど、それとか、例えばスピード違反したら特別講習を受けたりしますよね。学校の先生たちで、今までの10年間の間に何かチョンボをしでかしたときには特別にやるのか。そういうのはないんですか。

○堀野教職員課長 あくまでも大学で行います30時間の、大学といたしますか、更新講習開催権者というのがあるんですけども、大学等が宮崎では宮大とかそういったところが想定されているんですが、そういったところが30時間の講習、これは12時間の必須の部分と18時間の選択研修があります。これは、最新の例えば生徒指導の技術とか、数学とか教科に関する専門的知識とか、そういったものの講習を受けていただいて、それぞれ合格点といたしますか、テストがございまして、そのテストに合格すれば、その課程が修了したことが確認されると。それをもって免許の更新が可能になるということございまして、御質問のようなそういった特別の試験とか、チョンボとおっしゃいましたけれども、そういう過去の事件歴とか、そういったものは参考になるものではございません。以上です。

○萩原委員 なかなか難しいことだろうと思うんですけど、どの世界もピンからキリまでおるわけですよ。先生たちの世界も、我々議員でもそうですけど。何て言えばいいのか、学校の先生たちの中でも、子供の不登校ってあるけど、学校の先生の中にもやっぱり何人か学校になかなか先生として出勤しにくい方もいらっしゃいますよね、現実に。そういう方々の診断というか、講習を受けただけじゃなかなか判断がしにくいんじゃないですかね。その辺はどうチェックされるのか。

○堀野教職員課長 この免許更新制は、あくまでも最新の技術なり、そういった知識があるかどうかを問う制度でございます。したがって、御指摘のような例えば指導力不足の教員とかおりますけれども、そういったものは別の制度で対応されると。また、病気等々につきまし

ては、当然その休職の中で取り扱うこととなりますので、この免許更新制とは違ったもので対応するという事になるかと思えます。以上です。

○萩原委員 ちょっと言葉は悪いけど、それじゃ形だけですね。形だけ、世間のいろいろなことに対応するために、一応講習だけ受けなさいと、30時間だったかな、受ければ、免許は常に更新されますよと、一口で言えばそう、非常に答弁しにくいだろうけど。

○堀野教職員課長 この免許更新制自体が論議されたのは、安倍内閣のときに、そういった能力的に教壇に立てるのかという方について、いろいろ審査するといいますが、そういった趣旨があったかと思うんですけども、最終的な形としては、あくまでも最新技術を取得されているかどうか、その時々に必要な知識があるのか、技能があるのか、そういったことを問う制度というふうに免許法改正の中で位置づけられたというふうに考えております。以上です。

○萩原委員 平たく言えば、知・徳・体じゃないけれども、知の部分だけですね。徳とか、そういうほかのところはあんまりチェックしないと。

○堀野教職員課長 そういう意味では、そういった知識、技能に限定されると思っております。

○萩原委員 担当課長として、教育長にしても答弁しにくいだろうけど、何のためにこんなのをやる、あるのかなと僕は思うんですけど、ざるで水をすくうようなものじゃないかなと、こう思ったりするんですけど、ここにいらっしゃるティーチャーの皆さん、優秀な人ばかりですよ。中にはおりますがね、ピンからキリまで。そういうところまで、何のチョンボもない、特別体の障がいもなければ、講習を30時間受け

ば「はい、いいですよ」という程度でやって、形骸化と言うたらいかんかな、そういう感じがしないでもないんですけど。

○堀野教職員課長 この30時間の講習で、当然修了確認ございますので、これはテストになります。したがって、それぞれの講座の中で、そういった技能、知識を習得できない方については、当然この制度の中から排除されるということになります。また、御指摘のような、そういった指導力の不足する教員については、別の分限という話になりますので、今も指導力不足教員に対する研修制度がございますけれども、そういった中で対応していくんだらうと思っております。

○萩原委員 簡単なテストか何かあって、それに外れた人は、もう教員免許を取り上げられるわけですか、教師の免許を。

○堀野教職員課長 基本的には、修了確認を受ける期限の2年間の間に30時間の講習を受けて、その修了確認を受ける必要があるんですけども、それに合格されなければ、当然教員免許というのは更新されませんので、教壇に立つ資格はなくなるということになるかと思っております。

○萩原委員 それに対して教職員組合は何て言っていますか。

○堀野教職員課長 何ていいますか、法律の部分でございますので、我々と議論しても、それについて云々する部分でございませぬので、そういったところまでの議論というのは、賛成とは聞いておりませぬけれども、反対というふうに聞いておりますけれども、そういった議論にまではなっておりませぬ。

○押川委員長 かんでもないですかね、この件については。そのほか。

○**太田委員** 私もちよっと認識不足のところがあったかなと思ってさせていただきますが、今の8ページの教員免許関係手数料の条例の関係ですが、現行と新設ということで手数料が書いてありますよね。現行のところは、私、例えば教育学部を卒業したら、それで単位を取れば、自動的にこの免許は取られるものと思っていたんですが、この手数料3,300円を取られる現行のものがあるということは、何らかの申請を県、教育委員会か何かに申請をして、確たるものとしていただきましたという手続をしなきゃいかんということですか。いわゆる大学、教育学部を卒業して、見事卒業しましただけではいけないということなんですね。

○**堀野教職員課長** 県が免許状の授与権者になりまして、当然大学でそういった課程を修了された方は、そういった修了されたことの証明をもって申請いただきまして、我々のほうで免許状の授与をするという手続をしております。以上です。

○**太田委員** そのときの1回だけ、3,300円は今まで取られていたということですね。これが今後は10年ごとにそういうことになるということですね。それと、今説明の中で、いわゆる講習を受けてということで、2年間の間に30時間ということですが、今さっき言われたように、不合格というか、そういうのにどうもうまくいかなかったということで、免許が取られるというような感じではあったんですが、いわゆるチャレンジというか、再チャレンジといいますか、安倍内閣がそういうようなキャッチフレーズでもやったその再チャレンジというか、2年間の間に何回も受けられるというか、そういう制度としては残されるんですか。そういう仕組みがあるんですか。

○**堀野教職員課長** 県内でいきますと、宮大、宮崎大学が一番大きな開設権者になるんですけども、ここは基本的には夏季休業中を中心に講習を実施します。当然1年目に30時間の講習を受けられて、当然そこで修了確認を受けられればそれでオーケーですので、もう1年後に申請されれば問題ないと。ただ、その段階で修了確認を受けられなかった方は、翌年にもう一度その30時間にチャレンジすることは可能です。また、宮崎大学だけではなくて、県内、全国、いろんなところでやっておりますので、例えば通信教育でやるとか、またインターネットを使ってやるとか、そういったいろんな形でできますので、正確に申し上げると2年2カ月なんですけれども、その2年2カ月の中で何回もチャレンジすることは可能であるというふうに考えております。以上です。

○**太田委員** ということで、2年間に30時間ということは、1回と2回しか挑戦の機会はないということですか。今、何回もと言われましたけど、何回もということもできるんですか。

○**堀野教職員課長** 宮崎大学の講習だけに限定すれば、2カ年で1回ずつですので、2回しかありません。ただ、その間に、例えば放送大学を利用して講習を受けられるとか、また、県外の大学に行かれて、県外でも開設されているところがございますので、そこに行かれて受けられるとか、そういった意味では何回でもチャンスがあるというふうに考えております。

○**太田委員** わかりました。私は、これは国の制度ですから、とやかく言えないだろうと思いますが、こういう新たな負担といいますか、教育学部を卒業して、そのときに免許をきちっといただいたと、そのいい意味での利益を受けたわけですよね。そして、子供にその情熱を向け

ていこうとって、一生懸命将来もやっ
ていこうと決意した人たちに、後
でつくられた法律によって、さ
かのぼって、遡及して、不利益
なこういう形態のものをもたら
すのはどうだろうか
かなという思いがありまして、
不利益不遡及の原則じゃない
ですが、そういうようなところ
からも、ちょっとひどいなとい
う思いはいたしました。だから、
これは将来にわたって、制度が
改正されるならいいけれども、
これまでもらっていた人がどう
かなというような思いもありま
して、多少その辺の問題は言わ
せてもらったところ
です。わかりました。制度とし
ては理解をいたしました。

じゃほかのところではい
ますが、人件費の関係、476
ページあたりに、小中高の人
件費の見込みで本年度もスタ
ートしますよということで、全
部で800億程度の人件費にな
るんですかね。20年度の補
正で、合計15億の減額補正を
したということ
ですよね。多少、これは予算
ですから、ある程度の弾力性
がないと、はらはらもので
予算を組んでおてもいかん
だろうということで、その
辺の弾力性があるということ
はちょっと理解はできるん
ですが、人件費に関しては、
ある程度固定的なものだ
から、いわゆる15億とい
ったら、2%程度の見込み
の外れなんですよね。だから、
もう少し精度を上げてもら
うことも必要じゃないか。と
いうのは、やっぱりほかの
ところに予算を回したりせ
ないかん大事な予算でもあ
るので、少しその辺の検討
はされたほうがいいん
じゃないですかという思い
で補正のときには言わ
せていただきましたが、今
回新年度予算でそれは改
善はいたしておりません
ということで聞いてお
りますから、今後の課題
として、少し固定的な
経費だから、もう少し
精度を上げてもらう
ことのほうがいいん
じゃないかなとは

思うんですよね。その
辺はいかがでしょうか。
これについてはどう
こうは言えませんが、

○堀野教職員課長 先般の補正の常任委員会の
際に御指摘いただきました。当初
予算につきましては、時期的な
問題もございまして、従来の
やり方でやらせていただ
いています。正直な話。
ただ、御指摘の点も踏ま
えまして、なかなか難
しい面もござい
ますけれども、できるだけ
退職者の見込みとか、
そういった部分を精査
しまして、できるだけ
補正額が少なくて済
むように努力したい
と思っております。そ
ういうことで御理
解いただければと思
っております。以上
です。

○太田委員 今後の課題として検討して
いただければというふう
に思っています。

それから、常任委員会資料の22
ページの中学校学級編制調査
研究事業ではありますが、こ
ういった取り組みをさ
れて、そういった少人数
学級というものを中
学校でやった場合の
いろんな検証をさ
れているというのは
本当にいいことだ
と思っております。こ
こで「中学校6校を
モデル校として指
定し」とありますが、
もう既にモデル校
は決まっておるん
でしょうか。

○堀野教職員課長 この中学校学級編制調査
研究事業については、3
カ年の継続事業とい
うふうに考えてお
ります。したが
いまして、20年度
に30人学級を
試行する学校を3
校、35人を3
校ということで、
規模別に大きな
学校、中くらいの
学校、小規模の
学校というふう
に指定して
おりました、こ
こで3カ年間
そういった試
行をやっ
ていき
たいと思
って
お
り
ま
す。
以
上
で
す。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

それと、同じ資料の23
ページの「親子のき
ずな」応援事業で、
これも今の現代
社会の中では大
変課題を持った
取り組みである
と思
いま
す。私
たち
も、
い
ろ
ん
な
と
こ
ろ
で
こ
う
い
っ
た
と
こ
ろ

の課題を、親がもう少し何か、親は子供のかがみんなだよというところで、いろんな訴えをすることもありますが、そういう問題を抱えた親、保護者の方が、こういう講座に来ないというか、聞く耳を持たないというか、そこ辺が非常に悩ましくて、これは生涯学習課のほうでしたかね、そういう逆に問題のある家庭の人ができるだけ来るチャンスをとという工夫をされたほうがいいんじゃないかなと思って、それは永遠の課題かもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

○勢井生涯学習課長 保護者に対します学習機会の提供につきましては、これまでも、例えばPTAの実施します家庭教育学級ですとか、あるいは市町村等が行います例えば就学時とか乳幼児の健診の際に、女性団体等の協力を得て子育て講座等を実施しているところがございますが、なかなか確かにそういう場面に出て来られない方が非常に多いということでございまして、特に今回の「親子のきずなを育む学習機会の充実」におきましては、その出てこれない理由が何なのかというのはありますが、例えば小さい子供を抱えているとか、そういう状況がございましたら、そういう方に対して、数人でいわゆる集まり、グループをつくっていただきまして、そこにいろんな子育てに関する相談等の事業を行っているNPOから講師を派遣していくということで、この事業を組み立てようと思っております。一つだけの方法ではなかなか難しい面もございますので、まずは出てきていただいて受けていただく、そういう学習機会と、それから、こちらのほうから出向いていくほうの学習機会と、その2本立てでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○太田委員 本当にいい取り組みだと思ってお

ります。一つの悩みとしては、そういう家庭の方は意外と、言葉は悪いですが、すきんだ家庭が多かったりして、そこに素直に来ていただくとか、もしくはこちらが行くことを素直に受け入れてくれるということが、本当に大変だろうと思うんですね。頑張っていたきたいという思いで質疑をいたしました。よろしいです。

○井本委員 出前講座をやるということですが、問題は中身なんですよ。今ごろそんな教育をする人はおらんと聞いていますけど、昔、スポック博士の子育て講座とか、とにかく自由に勝手にしたほうがいい子が育つんだという、そういうのを昔やってた時代がありましたよね。しかし、本当はそうじゃないんだということが大体このごろわかってき始めましたけど、子供は、例えば鳥なんかは、自分の親を認識するのに、生まれて何時間か、何分かだったかな——の間に触ったものを親と思う、すり込みというか、そういうのがあると。それはどうも人間でも同じらしいんですね。DNAの最初はみんな全部、鳥も何もその辺の大腸菌のあれも、DNAの最初のところは全部人間もみんな同じだという、何億年もかかっただけでずっとつないできたやつですから、それは人間の中に、人間が生まれてから何時間以内というか、ほんの短いその間に、臨界点というのが何かあるらしいんですね。そこまでに親と認識しないと、また親自身も愛情がわかんというか、子供ももちろん親として懐かんというか、そういうのがどうもあるらしいんですね。生まれて、そういう今から親になろうという人に対しても、むしろその辺のほうは、本当は日本人はそれを今までずっと歴史的に伝統的にやってきたんですね、ずっと何もなくて、だから、それがDNAの中に組み込まれて、何億年の前提として、そういうふうな育てられ方

をしてただけ、どうもこのごろ、それがおかしい方向になってしまったという気がするんですよね。その辺のだから内容の問題はどういうふうになっておりますか。

○勢井生涯学習課長 子育てに関します基本的な問題というのは、確かに難しいものがあるかと思いますが。今回の事業で考えておりますのは、特に現在活動されておるNPOの方たちを中心にどういう活動をしているのかということで見ますと、例えば不登校、ひきこもりで悩んでいる家庭ですとか、あるいははじめに遭っているところ、あるいは子供の非行で悩んでいるところ、あるいは子供のいろんな障がい悩んでいる家庭というのが数多くございます。そういった団体、NPOを今、私どものほうでもリストアップしているところでございますが、県内でも実際そういう活動しているところが複数、50前後、今、私どもがわかっているだけでございます。確かに、そういったところでは特定のテーマだけになるかと思いますが、委員のおっしゃいました一般的・基本的な部分につきましては、やはり関係機関であります例えば保育所、幼稚園、あるいは先ほどの家庭教育学級等と連携しながら、進めていく必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

○井本委員 だから、何を教えるかという中身をちょっと聞かせてくれんかという話ですが、どんなことを教えるのか、何かそういう哲学なり、そういうものがあるのかないのか、単にその人たちにぽんと振るだけのことなのか。

○勢井生涯学習課長 それぞれの家庭の悩みが具体的に何なのかということにもよりますが、ただ、一般的には、例えば子育て、一般的にも子供の状態についての説明というのもあるのか

と思いますし、例えば、特にそういう問題が起こった原因なり背景について、親に気づいてもらうような相談といえますか、そういう講座、そういったものがあるかと思いますが。あるいは、必要に応じて、関係機関との連絡のとり方あるいはいろんな機関の利用の仕方、そういったものについても説明していただきたいというふうに考えております。以上です。

○図師委員 それでは、特別支援教育室のほうにお伺いしたいと思いますが、議案書で言いますと471ページ、1点だけお伺いいたします。新規事業であります特別支援学校高等部設置事業については、昨年からも説明を聞いておるところですが、ようやくその実施の内容が明らかになってきたんだというふうに思っております。その内容なんですけれども、別冊での資料もいただきましたが、もう一つ資料が用意されておりますこの「宮崎県特別支援学校総合整備計画」の資料の中で、ちょっとお伺いしていきたいと思うんですが、まずは、みなみのかぜ支援学校の設置準備委員会等の設置から設計工事、教材等の整備までも来年度から始まるようなんですが、その整備対象となっている学校は4校あるわけで、その4校の整備をしていく上での優先順位を実態に即した形でつけていただきたいということ、昨年の議会でも、この委員会で申し述べておったかと思うんですが、この事業の計画を見させていただくと、児湯るびなす支援学校が、言い方が悪いかもしれませんが、一番後回しになっているというふうに私には映ります。ただ、いただいております添付資料の8ページには、きれいに図式化されている資料もあるわけなんですけれども、この資料からも見てとれるんですが、まず、児湯るびなす支援学校は、もう生徒数が60名弱おります。みなみ

のかぜは、ひとつ置いておくとして、都城、日向の特別支援学校の数と比較すると、倍以上生徒がおりまして、もちろんこの内容も御存じかと思うんですが、みやざき中央支援学校に、西都・児湯からは70名近い生徒が高等部に今通学をしております。非常に遠距離の通学になっておって、中には、川南、都農の高校生については、延岡の支援学校のほうまで行っていると。もちろん寮生活になっていると思うんですが、そういう実態もありますので、私はこの事業計画を立てる上で、移動距離が遠いところ、時間がかかるところ、そしてそういう生徒がたくさんいるところから整備をされていくものだろうというふうに思っておったんですが、その計画のとおりにはなっておりません。一応この議案が上がる前に説明も受けまして、今のるびなす支援学校のほうの用地取得、また教室確保等に時間を要するというような説明も受けたわけなんですけれども、そういうのに時間がかかるのであれば、なおのこと重点的に取り組んでいくべきではなかったかなというふうに思っておるわけなんです。こういうような年次計画、5年計画で整備されていく内容が示されておりますが、この内容に至った経緯なりを御説明いただけますでしょうか。

○瀬川特別支援教育室長 優先順位関係なんです。一番は在籍数の増加に伴う教室不足、それから、それぞれの各学校の緊急性、設備費用とか財政的なことを考えて、優先的に行っております。児湯るびなすの件なんです。児湯るびなすは、もともと病弱の養護学校ということで、一時期は非常に減った年があります。現在、発達障がい系の子供たちも入ってきまして、人数的にはふえてはいるんですが、病院がなくなるということで、病弱の養護学校としては今後、

非常に難しいんじゃないかと考えております。22年からは、知肢併置型の特別支援学校ということで考えておりまして、教育課程上、今まで病弱養護学校であれば、通常の小中学校の教育課程なんです。今後、知肢併置化というような形に持っていくと、教育課程自体が知的障がい、それから肢体不自由関係の教育課程に変わってきますので、その中で作業学習とか、そういうことも出てきます。そうした場合に、もうしばらく時間が必要かなと思っております。非常に遠距離の子供たちがいると、みやざき中央のほうに行っている子供たちがいるんですが、今現在、西都から高鍋回りでみやざき中央のほうにスクールバスが出ておりますが、私たちが今現在考えているスクールバスの時間も、1時間以内というような形で考えております。できるだけ子供たちの体力的な部分もありますので、そういうことを考えながら、今後整備していくには、やはり児湯るびなすについては、少々時間がかかるんじゃないかなと思っております。以上です。

○図師委員 余りかみ合った御答弁じゃないような気がするんですが、本当に現状はよく御存じの上でそういう計画を立てられておるかと思うんですが、今出ましたスクールバスのほうも、回していただいているのは大変ありがたいんですが、運行時間が非常に中途半端で、親御さんたちはそのスクールバスの発着に合わせて、結局定職にはつけないで、パートでお仕事をされ、仕事を早目に切り上げて、3時なら3時にそこに迎えに行ったりされる現状もあるのは御存じだと思います。これは要望でとどめますが、できるならば、この計画、できるだけ早目早目に進めていただいて、前倒しでもし設計が1年早くできるような見通しが立てば積極的に取り組ん

でいただきたいですし、それまでの対応として、もしスクールバスの時間の見直しとか集合場所のさらなる複数化、より家に近いところでの集合場所の設置なりができるようであれば、その対応をしながら、高等部設置までを対応していただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。以上です。

○**福田委員** 数点お尋ねをいたしたいと思いますが、まず472ページ、特別支援学校就労バックアップ事業という説明をいただきました。支援学校を卒業後のことが御両親が一番心配をするわけですね。社会に出て行くわけですから、そのバックアップ事業を行うわけですから、大変私は有益な事業と考えていますが、現状でのバックアップ法が職場の開拓ですね。職場の開拓、やっておられる内容をちょっと教えてほしいんですが。

○**瀬川特別支援教育室長** 職場開拓につきましては、特別支援学校の進路担当、それから障害福祉課が管轄しております障害児就職指導支援員という方が、特別支援学校3校に配置しております。この人たちと協力しながら、職場開拓を行っているところです。

○**福田委員** それは、そのとおりだと思いますが、どういう職場を障がいの度合いに応じて開拓するのかということを知りたいんですが。

○**瀬川特別支援教育室長** 今現在、昨年度149名の高等部の卒業生がありまして、就労に結びついた子供が24名でございます。今、子供たちができる部分の作業的な部分が、クリーニングとかスーパーのバックヤード、それから清掃業の関係、ビルメンテナンス関係に就職しております。もっと今後そういうふうな就職ができないかというような形で、この事業を起こしているところです。

○**福田委員** 前回は質問いたしました。大体同じような業種がお答えとして返っておるんですが、もう少し宮崎県の特性をよく考えて、事業所の開拓、就労の開拓をやる必要があるんじゃないかなと。例えば、本県は農業県であります。農業の分野でも、障がいの度合いに応じて、かなり私は可能性があると思っておりますね、近くにそういう方々が働いておる現場を見まして。ですから、職場を制限せずに、もう少し宮崎県の産業構造等をしっかりとらまれて、やっていく必要があるんじゃないかなと考えております。

続きまして、484ページ、特別展の経費が4,000万円計上されております。恐らく新聞とか放送とかいう関係事業者がやられるやつが、全国的に美術展を展開されると思いますが、ちょっと内容を詳しく知りたいんですが。

○**勢井生涯学習課長** 美術館の行います特別展でございますが、平成21年度予定しておりますのは、1つが岩合光昭の写真展というのがございます。これは、世界各地で野生動物や自然を撮り続ける写真家の岩合光昭さんの写真展でございます。それから、2つ目が石橋美術館展というのを、これは作品の交換展ということで実施する予定にしております。それから、四大浮世絵師展ということで、これは中右瑛さんというコレクターの方がいらっしゃるんですが、この中から170点を選んで展覧会を行う予定にしております。以上でございます。

○**福田委員** 経費をかなり削減して、かなりグレードの高い美術展をやられたら、私は非常にいいと思っているんですが、そこで提案であります。各自治体、いろんな美術品の収集をやっていますね。各自治体間での先ほどおっしゃった交換展ですね、こういうものの企画はできな

いものでしょうか。

○勢井生涯学習課長 美術品そのものにつきましては、非常に価値の高いものが多くございますので、その取り扱いにも十分気をつける必要がございます。そういう意味で、県立美術館におきましても、関係の美術館等と十分交流といえますか、そういう信頼関係を築きながら、これまで交換展をやってきておるところでございます。各地方自治体において、どれだけの美術作品があるかというのを正確に把握しておりませんので、はっきりお答えできませんが、今後そういったものについて、また検討していくことも可能ではないかと考えております。

○福田委員 私ども、いろんな県議会で各都道府県に視察に行きますと、自慢の美術館等の御案内等を受けることが多いんですが、持ってまますね。せっかくこれだけの立派な入れ物を本県はつくっておるんですから、何点か目玉を持っていますか、その辺を活用されまして、ぜひ県民に、せっかく置県100年事業でつくりました大事な美術館ですから、高度利用してほしいなと希望したいと思います。

続きまして488ページ、中段の健康教育に要する予算であります、㊦のびのび食育実践事業、これに似たような予算が昨年度も計上されておりましたが、先ほどの別添の説明資料を見ますと、内容的にまだ本県においてこれくらいかなという気がするんですが、もうちょっと具体的に説明してほしいんですが。

○得能スポーツ振興課長 のびのび食育実践事業についてであります、内容的には、特に本年度まで3年間、食育実践のための特に栄養教諭を中心とした各学校での食育を推進するための体制を整えることを中心に3年間取り組んでまいりまして、一区切り今ついたということで、

今度は、事業内容にお示ししておりますけれども、学校給食の地場産物を活用するという観点からひとつ迫っていくということ、それから子供たちが実際に自分たちでいろいろ調理をしたり、あるいはいろんな体験をすることで食の推進の充実を図っていくという、この大きな2点で取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○福田委員 本県は、御承知のように農業県で、食材の宝庫であります、長い間、本会議等や委員会等でこういう問題が論議されていきましたが、むしろ国庫委託事業よりも先に、私は全国にこういう食育の問題等で本県から発信をする必要があるぐらいの考えを持っているんですが、全国レベルの程度じゃだめだなど、宮崎県は全国にそういうものを売り込んでいく県でありますから、ぜひさらなる取り組みをお願いしておきたいと思っておりますし、もう一つ、学校給食の関係も出ましたが、これは市町村に関連するわけでありまして、どうしても経営上の観点から、地産地消の問題が余り精力的に取り組まれない傾向がありますから、この辺も食育の問題と絡めて、ひとつ教育委員会としては御指導願う必要があるのではないかと考えております。もう答えがなければいいです。

○押川委員長 答えはどうでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 今、御指摘いただきましたような内容に十分配慮しながら、いわゆる子供たちの学校の給食を生きた教材としながら、そして学校として、教育委員会として、どういうことに取り組んでいけるのかということ、を十分考えながら進めていきたいというふうに思います。

○福田委員 よろしくお願ひ申し上げます。

それから、489ページ、これの財団法人宮崎県

体育協会補助金の7,700万、これは体協になると思います、これの教育委員会の関与度、これはどういう状況なんですか。

○得能スポーツ振興課長 加入といいますのは、体育協会の団体としての加入ということでしょうか。

○福田委員 実は、私ども会派の中におきまして、外郭やいろんな団体の県行政としての関与度を今調査しているんですか、体協に対する関与度はどれくらいのものかなと思っておるんですが。

○得能スポーツ振興課長 済みません、関与ということでございますね。体育協会とこの教育委員会との関係といいますのは、補助金を県の体育協会のほうに流している部分がございます。そして、職員も体育協会のほうに派遣という形で職員を配置させていただいているところでありますが、スポーツの振興を図る上では、各競技団体の組織の充実というのは非常に重要な部分であります。したがって、それを統括する県の体育協会というものの運営とかいうことにつきましては、教育委員会として施策を推進する上で、極めて重要な位置にあるというふうに思っておりますので、そういった関係にあると思っております。

○福田委員 それでは、スポーツ振興については、体協を窓口にやらせると、そういうふうに理解していいわけですね。

○得能スポーツ振興課長 一言でスポーツの振興といいましても、競技からいわゆるレクリエーションといったような部分まで広くあるわけがありますけれども、体育協会と十分連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

○福田委員 493ページ、全国スポレクの関係で

ございます。いよいよ開催年になりましたが、昨年からいろんな準備万端、おやりになっていると思いますが、先ほどの説明で、気配り、観光ツアー、PR効果、そういう面もかなり強調されました。私は、このスポーツ・レクリエーション祭のいわゆる附帯する効果というのが非常に大きいと思うんですね。本県の観光や物産のPRで。やっぱりこのもてなし、気配り、これに全国行った人のお話を聞きますと、よかった県、悪かった県あるんですが、本県はそういう面では手抜かりがないと考えているんですが、その辺の体制づくりは、これはオール県庁になると思います。教育委員会だけじゃございませんね。うまくいっているでしょうね。どうでしょうか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 今、委員からございましたけれども、関係する各課とは十分連絡をとらせていただいております、例えばブランドのPRというようなことでは、農政水産部と経済連の協力というようなことをいただきながら、具体的に今、特別行事等の出展をどのようにするかというようなことも詰めさせていただいておりますし、先ほど申し上げましたように、観光推進課とかアピール課あたりとは、定住促進等のことも含めて話をさせていただいているところで、またこの後も、式典本部の設置等では県庁挙げてお手伝いをいただくということをお話を進めているところでございます。

○福田委員 全国ベースのかなり大きな祭典でありますから、ぜひ成功できますようお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○井本委員 このスポーツ振興課の基本計画の12ページですが、我々もあの国体が随分振るわんときに、特別委員会をつくって一生懸命い

ろんなところを見て歩きましたけれども、あのとき、いろいろありましたが、その中で、やっぱり小中高あるいはその地域のスポーツクラブとの連携ということで、大切なんだということで、ここに「人材の育成とネットワークの活用」ということが書いてありますけど、具体的にはどれになりますか、政策的に。

○得能スポーツ振興課長 この12ページの体系図の中で、3つの柱がございます。この3つの柱といいますのが、体力向上の部分と、競技力向上の部分と、それから県民総参加のスポーツの推進という、この3つがあるわけですけれども、それらを支えるものとして、指導者の養成だとか、あるいは組織の充実といったような点が、この「人材の育成とネットワークの活用」というのに入ってくるかというふうに考えております。

○井本委員 具体的に、その政策として、どれに当たるんですかと言っとるわけです。ネットワークの活用と書いてあるでしょう。ネットワークをもちろんつくらないかんし、それを活用するわけでしょうが、ネットワークをつくるのはどの事業になるんですか。予算書で、具体的に。

○得能スポーツ振興課長 この基本計画と書いてあるのを、23ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、こちらに情報提供の充実というのがございまして、それぞれいろんな情報を提供していくというふうなことで、特にスポーツ指導センターのほうに広域スポーツセンターというホームページを開設しております、そちらで十分ネットワークを張らせていただいて、情報提供させていただきたいというふうに考えているところであります。

○井本委員 これがネットワークの活用という意味なの。

○得能スポーツ振興課長 事業としては、ネットワークという点では、こういった部分かなと考えているんですけれども、先ほど申し上げましたように、12ページの体系図から読み取っていただくとありがたいんですが、各3つの柱が独立はしておりますけれども、それらをつなぐ役割というのがあるわけでありまして、それが情報の先ほど申し上げたネットワークであり、指導者の養成であり、指導者同士の連携というのも当然入ってくるわけでありまして、そういった連携というものがこちらのほうでは考えられるのかというふうに考えております。

○井本委員 だから、その連携はどの事業になるのかと私は言いよるわけよ、予算書の中では。事業名はどれですかと言ってるだけよ。そんな難しいことは聞いとらんわけよ。いろんな組織があるわけでしょう。その組織がやっぱりネットワークを組んで、そしてお互いに情報交換し合って強くなっていくというのは大切だということでしょう。

○押川委員長 課長、例えばこの3つの柱があるわけでありましてけれども、この中でやろうとする具体的な事業等があれば、それを述べていただいて、言われるように、このネットワークの中で進めるということでちょっと話を、できればしていただければ理解があると思いますけど。

○得能スポーツ振興課長 11ページの4番に、次代を担う子どもたちの体力向上の推進というのがありますが、これは具体的には予算書のほうでは、学校体育指導費の中の特に「子ども体力アップ事業」、これが一つ大きく、予算説明資料の487ページになりますけれども、具体的に生涯スポーツコーディネーターフォローアップ事業、ここで養成します体育指導員の方々が連携

を図って進めていくということになるんですが、先ほど申しあげました11ページの子ども体力アップ事業、それから真ん中の総参加型のスポーツの推進では、社会体育指導費、こちらに含まれる事業、そして3つ目が、感動と夢を生み出す競技スポーツの推進では、競技力向上推進事業費、こちらに含まれる事業がこの3つの柱を進めている具体的な事業であります。それらをつないでいきますのが、先ほど申しあげました生涯スポーツコーディネーターフォローアップ事業といったようなものを具体的な事業として考えているところであります。以上でございます。

○井本委員 この生涯スポーツコーディネーターフォローアップ事業で連携ができるのかどうか、ちょっと私もあんまりわからんけど、我々が特別委員会をつくってやったときも、横と、みんなとの連携がとにかく必要だということは随分言ったんですよ。まず金をかけること、そして指導者が大切だということ、そして横と横とのいろんな連携が必要だということで提言して、だけど、久しぶりに教育委員会に帰ってくると、どこにそれが行ったのかなという感じがしたものだから、やっぱり強くなるためには、お互いに連携し合ってやることが私は大切だと思いますし、これはこれで、フォローアップ事業がそれをやってるというならそれで結構ですが、ひとつその辺の観点を逃がさないようによろしくをお願いします。

それから、もう一ついいですか。497ページの西都の保存事業、これは上の木を切るだけでもせめてできないものなんですかね。それができれば全然違うんだがなという、木があるということがそもそも当たり前じゃないわけだから、あの木を切るというだけで全然感じが変わるん

ですがね。その辺はどうなんでしょうか。そういう要請はしたんでしょうか。

○清野文化財課長 おっしゃるとおり、木があることによって、なかなか見づらいというのは確かにあるんですけども、過去からしますと、かなり文化財課のほうでやりました測量事業でありますとか地中探査事業の際に、随分一定の大きさの木の伐採等はやらせていただいております。したがって、従前からしますと、かなり見やすくはなっておりますが、ただ、宮内庁の考え方といたしまして、墳丘の上、マウンドの上は絶対手をつけさせないという基本方針がございまして、なかなか厳しいところでございます。環境整備等につきまして、せんだって教育長にも宮内庁に足を運んでいただきまして、陳情も行っていただいたところでございます。以上でございます。

○井本委員 わかりました。もう一つ、482ページの上のほうの地域いきいき読書活動推進事業というのがありますが、これはどういう事業ですか。

○勢井生涯学習課長 これにつきまして、各教育事務所単位で読書に関します講座を開設しているものでございます。各教育事務所ごとに年3回実施いたしまして、地域住民の方に読書あるいは本の選び方についての講座等を行っております。

○井本委員 これは毎年、何年間か続いているんですかね、この事業は。何人ぐらい来ますか。

○勢井生涯学習課長 少々お待ちください。先ほどの読書活動につきましては、読書活動推進講座という形で実施しておりますが、平成19年度の実績で、7事務所合わせまして1,564名の参加がございました。

○井本委員 フィンランドなんかは1人の人が

読む本が非常に多くて、図書館から貸し出す本が年間平均21冊、日本はどのくらいか私もわからんけれども、1冊もあるかないかという感じがするけど、やっぱり本を読むということは、何物にもかえがたいものが私はあると、テレビとか何とか見るよりも、本に親しむというそういう態度がね。ぜひともひとつ、これからも続けてよろしくお願いします。以上です。

○川添委員 委員会資料の26ページ、全国スポーツ・レクリエーション祭開催事業ですが、これは主催者が文科省を初め5団体と、ほかの国と県以外では特に助成金とかはあったんでしょうか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 この事業の財源として、国庫補助金で1億3,815万円を見込んでいます。

○川添委員 それ以外の体協とか日本レクリエーション協会とか、それからの支援とか金銭的な援助とかはなかったんですね。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 そういうところからは金銭的な援助はございません。

○川添委員 金銭以外の支援というのは特段あるんでしょうか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 例えば日本レクリエーション協会でありますと、特別行事にニュースポーツ体験コーナーというのを種目団体ごとに開催すると。それから、全国体育指導委員連合あたりは、全国の方へのこの体験等に参加をなささいというような具体的な話をさせていただいていると。日本体育協会のほうも、スポーツレクリエーション祭に関係する種目についての支援はさせていただいております。

○川添委員 あと、ちょっと私も基本的なこと

でお伺いしますが、これは全部で24種目あるわけですか。フリーと基本種目で、大体中心になる種目はこういった種目があるのかということと、シンポジウムが開かれるんですが、武道館でこういった形のシンポジウムが開かれる予定になっているんでしょうか。よろしくお願ひします。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 どの種目が中心になるかということですけれども、都道府県代表参加種目の18種目が毎年開催される種目ですので、これが中心になるのかなと。そして、6種目についてのフリー参加種目は、宮崎県が独自に取り入れたものでございます。それと、シンポジウムにつきましては、この大会そのものが生涯スポーツの祭典でございますので、生涯スポーツの振興になるようなシンポジウムで、かつ集客力のある方を呼んでシンポジウムをしたいということを考えているところです。

○川添委員 これは18種目の代表的な種目はどういった種目があるんですか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 人数の多いもので言えば、マスターズ陸上競技、それから壮年サッカー、女子ソフトボール、それからゲートボール、こういうようなものが参加人数が多い種目でございます。

○川添委員 あと、祭典内容はここに出ておりますが、3億6,000万の具体的な使い道を教えていただけると。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 一番使いますのは、都道府県代表参加種目の会場地への補助金、これを1億3,900万ぐらゐを今考えているところです。それと輸送費、選手が開会式とかそれから種目別大会での輸送等絡みますので、これも1億1,500万ぐらゐを考

えておりますので、この2つが非常に大きな額になっております。

○川添委員 最初の1億3,000万というのは大会への交通費ということですか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 いえ、大会の運営補助金です。会場市町にお願いする種目の大会運営補助金として予定しております。

○川添委員 例えば、これは多分、この額、シミュレーションされていると思うんですけど、会場の借り上げ賃とか人件費ということでしょうか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 基本的には大会の会場は減免申請をお願いしているところですが、会場によって、例えば民間の施設を使うものについては会場使用料もございまして、例えば大会運営の競技役員の旅費とか、そういうようものに補助をしております。

○川添委員 次の1億1,000万というのが交通費に充てられるわけですか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 そのとおりです。

○川添委員 残りはどういったことに使われるんでしょうか。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 開閉会式、特別行事等に7,200万円ぐらい、それから県民への周知のための広報に2,000万円程度、そして総務費として式典本部の運営等がございまして、それに1,400万円程度ということで、今3億6,000万の振り分けを予定しております。

○川添委員 これは予算申請の段階で若干絞り込まれたというふうに聞いておりますけれども、どの部分が一番削られた部分だったんでしょう

か。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 一番削られましたのは、種目交流費の運営補助金等が削られました。

○川添委員 一番冒頭の1億3,000万の部分ですね。

○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長 はい。

○川添委員 わかりました。少ない費用ですが、効果的に使って、ぜひ大成功に導いていただきたいと思います。

次に、人件費、477ページです。これで見ますと、476ページから、小学校、中学校、高校、そして次のページ、特別支援学校の人件費が計上されているわけですが、小学校は、単純に平成20年度の予算と今年度を比較してみると、約4億6,000万減っていますね。高校についても約4億3,000万減っていますが、中学校については1億9,000万、約2億近く人件費がふえていますね。ということは、小学校、高校については、教員の方、大分削減されたんですが、中学校についてはふえているということで、これはそれぞれ何人ずつ減ったりふえたりしているのか、増減をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○堀野教職員課長 教職員の数ということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。教員の数というのは、御承知のとおり、児童生徒数の増減によって影響されます。小学校と高等学校について申し上げますと、当然翌年度の児童生徒数の見込みを立てます。それで人件費の積算をするんですけども、小学校費についてはマイナス72名の教職員の減、高等学校費は36名の減を見込んでおります。中学校費については9名、特別支援学校費については4名の増ということで計上させていただいているところで

ございます。

○川添委員 小学校と高校で約108名減少しまして、中学校については9名ふえていると。これは、政策的に一応中学校で少しふやしたという形になるわけですか。

○堀野教職員課長 学校と児童生徒数に応じて、当然学級が変動します。生徒数がふえれば学級がふえるということになりますので、その関係で教職員の数もふえていくということになります。したがって、中学校、特別支援については、そういったことの影響によってふえるということでございます。

○川添委員 全体では一応100名近く減っているわけですが、前のページ、475ページ、非常勤講師手当、これが7億2,500万計上されているんですが、昨年からすると少しふえているんじゃないかと。これはどれぐらい増加しているんでしょうか。あと人数がもしわかれば、見通しですね。

○堀野教職員課長 ちょっと時間を下さい。

○川添委員 ちょっと別の質問を先にいたします。482ページ、図書館運営費、これも7,597万5,000円計上されておりますが、これは昨年より大分御努力されて削減されております。2,000万近くですね。それから、次のページ、美術館の運営費についても1億7,898万2,000円、これも1,000万以上経費削減されていると。この2つについて、どういったところに経費削減が図られたのか。

○勢井生涯学習課長 まず、図書館費の関係でございますが、まず、この図書館の管理運営費につきましては、実は図書館の維持補修工事費が前年度1,796万7,000円ございました。こちらがなくなったことによりまして、その金額が減少したものでございます。それから、美術館につきましても、約1,000万程度減少しております

が、こちらにつきましては、警備ですとかその他の委託料の見直しによりまして約500万落ちております。それとあわせて、科目といたしましては、次のページ、484ページの7番に普及活動専門員報酬等とありますが、これは美術館の非常勤職員の業務の見直しを行いまして、前のところに計上していたものを、こちらのほうで3名分計上してたんですが、後のほうで5名計上しておりました。合計8名分をこの484ページで7名分計上いたしました。これは、中で美術館のいろんな来館者のサービスですとか、あるいはアトリエ等のいろんなサービスをする非常勤職員がいるんですが、そういった人たちがこれまでばらばらに活動しておりましたのを、同じ相談員ということでまとめまして、うまく連携をとって1名減少できたということで、最終的にはその分の減少がございまして、ここではその450万が丸々落ちた形になっておりますので、ちょっと金額が大きく出ております。以上でございます。

○川添委員 わかりました。次に、498ページの博物館の運営費、これが1億1,400万、あわせて考古博物館、こちらのほうが1億2,600万、こちらは800万ほど減少しているんじゃないかと思いますが、減った要因についてお尋ねをいたします。

○清野文化財課長 一つは、人件費的委託料等の見直し、それから光熱水費の見直しというのが大きゅうございます。それから、考古博物館も同様でございます。基本的には、そういった見直しによって節減を図ったということでございます。

○川添委員 わかりました。引き続き、またよろしく願いいたします。

次に、489ページ、国民体育大会経費1億5,870

万8,000円ということで、これもこの右上の20年度の1億4,900万からするとふえておりますが、昨年度の経費が幾らだったのか、幾ら増加しているのかお伺いいたします。

○得能スポーツ振興課長 この国体の経費につきましては、派遣費がほとんどなわけでありませけれども、本年度、20年度は、本会場は大分で開催されました。来年については新潟県で開催されるということで、まず額的には、そのほうの派遣費がふえているということでありませ。なお、派遣費について申し上げます、本年度8,124万2,000円でございます。

○川添委員 場所が新潟のほうに遠くなったので、結局乗りかえ便ですかね、飛行機で行くとなれば。電車にしても遠くなるということですよ。具体的に、今、少しおっしゃいましたけれども、使い道は合宿費用とか派遣費用とかあると思ひませけど、大まかにその使い道と種目数、それから派遣人数はわかりますでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 派遣人数につきましては、積算としては、大体500名を念頭に置いて積算をしているところでありませますが、基本的には、過去3年間で最大の人数ということで積算を例年するようにいたしております。それから、この国体の経費につきましては、合宿とかではなくて、純粋に派遣費ということでございます。以上でございます。

○川添委員 宿泊費も含まれるわけですね。

○得能スポーツ振興課長 そうでございます。

○川添委員 ということは、何日間滞在するかにもよりますけれども、大体1人どれぐらいの金額なんですか、アバウトで。

○得能スポーツ振興課長 ちょっとお時間をいただいでよろしいでしょうか。九州ブロックの派遣費、それから新潟の派遣費等も一緒に入っ

ておりますので、単価的には6泊7日ということで基本的には考えているんですが、期間が競技によっても若干違う部分がございますので、小分けにするのは非常に難しい部分がございます。

○川添委員 単純に1億5,800万を500人で割ったら、31万円ぐらいになりますよね。前もって行かれる方とか、そこからまた会場に行かれる費用とか、いろいろ複雑なんではしょうけど、やっぱり20~30万の費用がかかると。

○得能スポーツ振興課長 そうでございます。

○押川委員長 ここで、委員の皆様方にお諮りをいたしますけれども、本日4時までということになっておりますけれども、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、継続いたします。

○川添委員 わかりました。あと、その下に出ています全国スポレク祭の大会運営経費ということで585万6,000円計上されておりますが、これは推進室とは別にスポーツ振興課が予算計上しているというのはどういう理由なんですか。

○得能スポーツ振興課長 これは、例年、全国スポーツ・レクリエーション祭には参加をしておりますので、そちらのほうの分は、例年、私たちのほうで予算計上するというので、推進室のほうの予算とまた別でございます。

○川添委員 具体的に何に使う予算なんですか。

○得能スポーツ振興課長 これも派遣費でございます。それと、ユニフォーム代の半額ということで計上しているところでございます。

○川添委員 わかりました。次に、委員会資料の11ページ、先ほどから出ておりますスポーツ振興基本計画ですが、ちょっと前回の改定前の

やつが、私、手元にないものですから、前回の
どういうふうに変ってきたかというのが少し
わからなかったんですけども、要点だけ絞
りますが、具体的に、例えば総合型地域スポ
ークラブとか県民参加型のスポーツの推進とい
うのも、大分いろいろ動き出してきているとい
うふうに聞いているんですけども、すばらしい
目標の課題といたしますか、出ている中に、「成人
の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上にする
こと」という、より具体的な目標が掲げられ
ながら、また、先ほどの国体の総合成績30位
台を維持すると、こういったところはわかりやす
いと思うんですが、この50%以上の今後の検証、
それから、どんなふうにしてそこ辺の普及度
を見ていかれるのかお伺いいたします。

○得能スポーツ振興課長 この成人の週1回
以上のスポーツ実施率50%以上というのは、毎年、
県の調査統計の中で県民意識調査が行われます。
その中の1つの項目として入れていただいで
いるところで、その結果でこちらのほうをいた
だいているということで、数字としては確認を
しているところでございます。

○川添委員 どれくらいのスパンで数字的に
検証していかれるのか。

○得能スポーツ振興課長 調査そのものは、
毎年調査をいたしております。

○川添委員 あと、より具体的に、こういった
県民総参加型のスポーツに大体どれぐらいの方
が地域で参加しているかというようなところも、
参加人数を集計していくと、ある程度見えて
くると思うんですが、そこ辺の手法とかにつ
いてもいろいろ検討していらっしゃるんでし
ょうか。

○得能スポーツ振興課長 この県民総参加
型のスポーツの推進については、具体的には、
県民総合スポーツ祭という事業を通して、
県民の方々

にスポーツに対する関心等も高めていただ
ければということで、実際、運動公園のほう
に集まってやりますこの祭典とは別に、そ
れぞれ地域ごとに予選をされるところもご
ざいますし、市郡代表という形で出てこ
られるところが多いわけでありませう。競
技によって違いますけれども、そういった
数が各地域でどれだけいらっしゃるの
かちょっと把握できませんけれども、一
人でも多くの方にそういった地域の大会
にも参加していただくし、また、地域
のそういった予選なしに、本大会とい
いましょうか、中央の大会にも体験
的に参加ができるようなプログラムを
用意しておりますので、そういったと
ころでスポーツに対する取っかかりを
皆さん見つけていただければありがた
いというふうに思います。

○川添委員 わかりました。最後に、
先日、宮崎観光ホテルで若山牧水賞の
授賞式が行われたんですけども、これ
は21年度も実施されると思うん
ですが、予算はどこの部分に計上さ
れているのでしょうか。

○勢井生涯学習課長 若山牧水賞につ
きましては、宮崎県と宮崎県教育委員
会、共催ということになっておりま
して、予算につきましては、知事部
局のほうで計上いたしております。

○川添委員 わかりました。以上で
終わります。

○堀野教職員課長 先ほど、非常勤
講師の御質問がございましたので、お
答えします。非常勤講師の場合は、
勤務時間と申しますか、週単位の
時間数というのがそれぞれ異なります
ので、一概にこの人数というのが正
しいという、条件が違うということで
御理解いただきたいんですけども、
平成20年度は約390名程度でござ
いましたけれども、これについて約
440名です。50名程度の増員とい
うことにしているところでございま
す。これはそれぞれの学校で、特に中
学

校とか教科別のところで教職員の数が減りますので、どうしても対応できない教科数が出てまいります。そういった分について非常勤講師で対応するとか、そういった学校のニーズに対応して措置するものでございます。以上です。

○川添委員 先ほど、約100人弱、90人ぐらい、特に小学校と高校で、県の行革大綱にも合うように努力させていただいているんですけども、一方で、やはりまた非常勤講師の方が50人程度、当然足りなくなる部分を手当てするというところで、ふえているというような感じがしてるんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○堀野教職員課長 正規職員については、定数措置に基づいて、当然その定員管理というの大きな枠内でございますので、その中で動いているというのは事実でございます。非常勤講師というのは、そういった定数の枠外の話として、国のほうで措置できない部分等について、それぞれの学校の実情に合わせて、例えば20時間とか10時間といったぐあいでやっている分でございますので、そういった定員管理と必ずしも密接に関連するということではないとは思っております。

○萩原委員 総務課長か教育長かわかりませんが、477ページ、財源の内容についてちょっと教えていただきたいんですよ。私も勉強不足なものですから。例えば、小学校の教職員の人件費、4,478名分が374億幾らかあるんですけど、国庫、国が10分の10、その次が国が3分の1、県が3分の2、県単と書いてあるんですよ。それから、中学校を見ると、これも同じようなことが書いてあります。高等学校は国庫補助はないみたいなの、これはずっと特殊学校も全部そろえて今計算してみたんですけど、この一般

財源で措置している、当初予算で措置しているのは、地方交付金で全部含まれて返ってくるんですか。

○堀野教職員課長 国庫支出金は、いわゆる国庫負担金ということで、小中学校の義務の分ですけれども、人件費の3分の1について国が措置していると。それ以外の3分の2については、今委員、御指摘ございましたけれども、交付税の中で措置されている分と、さらに、それぞれ県単で措置している分もございますので、その分がこの一般財源の中に含まれております。

○萩原委員 これは、こういう分け方は好きじゃないんですけど、教師と職員の数で別々に来るんですか。それとも教職員全体で来るんですか。

○堀野教職員課長 小中学校の場合は、教職員全体で基本的には参ります。

○萩原委員 高等学校も特殊学校も、全部国の100%補助と見ていいわけですね。

○堀野教職員課長 高等学校及び特別支援学校の高等部につきましては、国庫負担金制度はございません。ただ、国の説明でいけば、地方交付税の中でその分については措置しているという説明はございます。以上です。

○萩原委員 地方交付税の中に、この札に書いてないんですよ。これは高校の先生の給与ですとお札に書いてないから、いわゆる財政課のほうから、その見合う額は全部教育委員会に来ているんですか。

○堀野教職員課長 当然来ているものというふうに私は考えております。

○萩原委員 来ているものと思っているわけですか。

○堀野教職員課長 はい。

○萩原委員 そうですか。まあいいです。これは後でまた。もう一つ、結局丸抱えだから、例

えば文科省の言う知・徳・体を優先しているということになるわけですね。どうですか、教育長。

○渡辺教育長 今、教職員課長がお答えしましたように、基本的に、小中学校、いわゆる義務制の学校の負担については、国庫負担金ということで国が3分の1手当てをします。残り3分の2の部分については、基本的には地方交付税で裏打ちをする。高等学校あるいは高等部については、これは国庫負担金制度がありませんので、地方交付税の基準財政需要額の算定において、学級数等に応じて必要な算定をして、その分が交付税で基準財政需要額として裏打ちをされているということです。決算と予算額とがどうなっているかということについては、ちょっと私のほうも手元に資料がございませんけれども、基本的には財政当局において必要な額を措置いただいているというふうに考えております。それと、徳・知・体の話は、直接的な関係はございません。以上です。

○押川委員長 ほかにはございませんね。

以上で、特別支援教育室、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課、全国スポーツ・レクリエーション祭推進室、文化財課、人権同和教育室の審査を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時17分再開

○押川委員長 委員会を再開します。

再度お諮りいたしますが、このまま続行か明日かということ、それぞれ分かれておりますから、裁断をしたいと思いますが、それぞれ日程も4日間とっているということでもありますか

ら、時間も来ましたので、明日ということでもよろしいでしょうか。それでは、明日の10時ということ。

お諮りをいたしますが、総括質疑につきましては、明日10時からということで行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 そういうことで、本日の委員会は終了させていただきます。御苦勞さまでございました。

午後4時18分散会

平成21年 3月12日 (木曜日)

午前 9 時58分再開

出席委員 (9人)

委員 長	押 川 修一郎
副委員 長	松 村 悟 郎
委員	福 田 作 弥
委員	井 本 英 雄
委員	萩 原 耕 三
委員	太 田 清 海
委員	凶 師 博 規
委員	田 口 雄 二
委員	川 添 博

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	一 原 則 幸
教 育 次 長 (教育政策担当兼 全国高等学校総合 文化祭推進室長)	寺 田 建 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	満 丸 洋 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久美子
財 務 福 利 課 長	井 上 貴
学 校 政 策 課 長	黒 木 正 彦
学 校 支 援 監	二 見 俊 一
特別支援教育室長	瀬 川 健 治
教 職 員 課 長	堀 野 誠
生 涯 学 習 課 長	勢 井 史 人
ス ポー ツ 振 興 課 長	得 能 剛

全国スポーツ・レクリ
エーション祭推進室長

川井田 和 人

文 化 財 課 長

清 野 勉

人権同和教育室長

厨 子 透

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉 藤 安 彦
議事課主任主事	吉 田 拓 郎

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会全般並びにその他を含んで、質疑はございませんでしょうか。

○太田委員 育英資金関係の滞納の問題なんかききのう質疑をされましたが、全体的に見て、高校の授業料の滞納の問題も全国的になってきているわけですが、宮崎県の場合、そういった滞納に対する処置とか、それと卒業証書の云々という問題もあり、これもなかなか難しい問題だろうと思うんですね。社会に出るに当たって、きちんとしていこうではないかという教育の一環もあるだろうし、そのあたりを私も考えてみたときに、ちょっと難しいかなと思ひまして、ちょっと現在の教育委員会としての考え方があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○井上財務福利課長 まず、授業料の滞納ということについてでございますけれども、授業料の納入が困難な家庭に対しましては、授業料減免制度というものがございまして、原則的に授業料の滞納という事象は起こらないはずのものになっております。したがひまして、本県におきましては、各年度末における授業料滞納者というのは、少ないときにはゼロ、多くても5名でございまして、平成19年度の場合は2名になっております。この2名のうち、お1人は単位を

取得しませんで、退学という形になりました。もう1人は授業料未納のまま卒業したわけでございますけれども、この方には卒業証書はわたっております。このお2人について、卒業後も授業料納入は当然行っていただく必要があるわけでございますけれども、御両親ともどもお話をしまして、お支払いいただくということで今話がついている段階でございます。以上でございます。

○太田委員 人数が少ないようですから、ある程度、対応しやすいだろうなと思いますが、これはある程度、人数がふえてくると、卒業証書を渡すかどうかも含め、非常に教育的に悩ましい問題の議論になろうかなと思ったものですから、本県の場合は、十分対応できる、小まめに相談ができる状況のところであるということではないですね。わかりました。

もう一つ、それと先生たちの精神的な問題とかも含め、私たちから見ても、できたら先生方が現場で伸び伸びと仕事をしていただく環境ができるといいがという思いを込めながらの質疑なんですけど、例えば教育委員会から現場のほうに通達なり通知なり出すときに、現場の先生方、組織の中でも校長先生以下、いろんな通知を本当にまじめにとらえられて現場の先生方におろしたり、こういう対応をお願いしたいということていくだろうと思いますが、教育長のこの前の補正のときの審査の中でも、教育委員会としては、先生方が妙に萎縮しちゃいかんと、そういう思いでありますということを聞きましたので、十分そこ辺は理解しながらという思いなんですけど、通知、通達なり、それが現場では増幅されて、意図しないところの方向にいったりして、先生方がぎゅっと精神的につらくなるようなことではまたいかんなど。だから、その

両面もあることをぜひとっていただいて、言われたとおり、本当に伸び伸びとできるように、萎縮しないような現場のことの配慮もお願いしたいがと思ひまして、ひとつその辺のところ意見がありましたら、一言お願いしたいと思ひます。

○渡辺教育長 私、教育長に就任してやがて1年になりますけれども、この間、学校現場も随分回りまして、教員の方々とも昼あるいは夜、お話をする機会も多いんですけども、大方の先生、非常にまじめで、熱心に教育に取り組んでいただいていると思っております。ともすれば、まじめがゆえに過敏に反応しがちなところがあるのかなというふうに私は思っております。それはまじめさ、生まじめさがなせるゆえんかなと思ひますけれども、そういったところは、余り肩に力を入れずに、過敏に反応しないように、また、事あるごとに私なりに注意して、円滑な関係を築いていきたいと、このように思っております。以上です。

○太田委員 その辺のところは私たちもわかったものですから、ぜひそういうことでお願いしたいなと思っております。

最後になりますが、ネットいじめ対策推進事業、本当にこういったところを今の教育現場で対応しなきゃならんというのは、非常に歴史の進歩の中で、こういう時代の流れの中で、やむを得ない対応なんだろうなと思ひますし、実際これで私もいいと思っております。ただ、私もある高校の卒業式に出たときに、答辞を行った3年生の女の子が、その答辞の中でこんなことを言っていました。私がいろんな部の活動とか生徒会活動をやろうとしたときに、ドキドキしてできなかったと。そしたら先生が、「もういいが。失敗しても命をとられるわけじゃないが。

だから堂々と思いついてやりなさい」と言われて、先生から押し出されて、それでやることができましたと。本当に先生のそういう励まし、「命がとられんちゃからいいがね」というような言い方の指導には本当に感謝しておりますという答辞を女の子が言われたわけですが、教育というのは、もちろんいろんな知識を教えるということですが、その子の将来にわたって何か精神的なものを教えるということでは、本当に大事なことだろうと思うんですね。いろんな教え方があると思うんですよ。このネットいじめも関連して考えると、子供たちが余りにも周りのことを気にして、私もネットいじめの内容はあんまりわからないんですが、余り気にしないということ、鈍感であるということもいんだよということ、何かこういう社会の中で、いろんな誹謗中傷が飛び交うような中で、鈍感に生きていくということも生きる力として必要なかなと思ひまして、その答辞の中で言われた女の子の先生が、こういう見事な励ましを私にしてくれましたというのもいい教材じゃないかなと思ひまして、このネットいじめに関連して、ちょっと意見として言わせてもらいましたが、そういうこともひとつ参考にしていただきたいなと思ひています。特別意見は求めませんけど。

○押川委員長 何かあれば。

○渡辺教育長 ネットいじめ対策の新規事業を今回組ませていただきましたけれども、決してこれは我々望んでやっているわけではないのであって、ネットの世界というのは、まさしくバーチャルな世界であって、えてして今の子供たちは、パソコンとかあるいは携帯電話が発達普及して、今までは外遊びでいろんなストレス等も発散していたものが、やっぱり内向きになって、

ゲームの世界等々にのめり込んでしまうと。そういうバーチャルな世界にのめり込んでしまうと、人と人の生のワン・オン・ワンの関係ができないということで、ネットの世界だからこそ発生するいじめとか、匿名性が高い上でのいじめとか、いっぱい発生するわけですね。だから、そのところは、きちんと我々としても、やりたくはないんだけど、やはり子供たちがそういう被害に遭っているのであれば対策は打たざるを得ない。本来的にはあるべき姿じゃないと思うんです。したがって、子供たちに一番に必要なのは、じかに自然とか人々との本当のフェース・ツー・フェースの関係を築いて、そういう教育をしていくことが一番大事だと思います。そのために、県教育委員会としても市町村教育委員会と連携として、自然体験活動とか奉仕活動とか、いろんなそういう社会体験活動、自然体験活動等を取り入れて、生の関係を築いていく取り組みを一生懸命力を入れて今やっているというところなんです。やはり人間は生身の存在ですから、そのところを押さえておかないと、間違った方向に子供たちを、まさしく管理教育になってはいけないと思ひていますので、その辺は十分注意しながらやっていきたいと思ひております。以上です。

○田口委員 2～3お伺いします。今、経済がこういう状況ですから、今の高校生の就職率というのも非常に心配な状況なんですね。今の時点で細かい数字はわからないでしょうが、昨年と比較して、現時点でどのような状況かをまず教えていただきたいんですが。

○黒木学校政策課長 1月末現在、就職希望者の内定状況であります。91.6%でございます。これは、昨年同期に比べて0.4ポイント高いという状況で、随分心配してきたわけですが、学校

側のいろいろな努力等もありまして、今年度につきましては、昨年度と比べ、今のところ同程度の結果が出ているという状況であります。

○田口委員 そうすると、1月まででプラス0.4%ですね。心配してたんですけども、91.6%という数字を聞いて少し安心しました。特に高校生は、初めて社会に出る方がほとんどだと思うんですね。そういう意味では、夢やら希望をいっぱい持っていこうとしたときに、その時点で挫折するような、まさにニートとかそういう世界に入っていき可能性もあるものですから、今後、就職、特に来年度はもっと心配な状況があると思いますので、さらに引き続きいろんな企業とのパイプとか情報収集にはぜひとも努めていただきたいと、そのように思っております。

それから、先ほど太田議員も言われましたが、学校裏サイトとかそういう問題でのいじめの問題とか、つい先日、三重県の高校生が自殺して、何か7名の関係者の名前を書いて自殺という報道もありました。そういう意味では、僕らの時代には考えられない陰湿ないじめ、あるいはお金を取ったりとか、そういう状況もあります。もしデータがあればちょっと教えていただきたいんですが、宮崎は非常に自殺率が高いんですけども、18歳以下の自殺というのは、何か数字は出ているのでしょうか。

○黒木学校政策課長 ちょっと今、データが手元にございませんで、確認させていただきたいと思います。

○田口委員 成人以下の皆さんの自殺率が高くてということは多分ないんじゃないかという想像もできますので、そういう子供たちのいわゆる教育現場でのケアをしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、少なくとも三重県のようなことにはならないように努めていただきたいと

思います。

それから、最後に要望といいますか、最近、非常にうれしい傾向なのが、郷土芸能というのが、日本のもともとの芸能が、いろんな地域で、例えば延岡ですと、神楽とか能狂言とか、こういうものが非常に今盛んになってきておりますし、それでうれしいのは、成人式なんかもそうですが、非常に和服の方がふえているんですね。だから、いろんなところに、祭りのときでも浴衣を着てくる子とか、そういうような日本本来のそういう伝統的なものが非常に最近見直されてきていると。これは私は非常にいいことだと思っておりますので、これはまた教育の現場でもぜひともそういう形で進めていただきたいと、このように思っております。

○二見学校支援監 国のほうに報告をいたしました児童生徒の自殺者の推移ということでございますが、19年度の報告によりますと、中学校で1名、高等学校で1名、これは学校に在籍する18歳以下ということではしかお答えできませんけれども、そのような状況でございます。

○井本委員 その自殺者の関連でちょっと、世界の子供たちに調査すると、日本の子供たちが一番孤独であるという、何か世界で一番それが多いらしいですね。やっぱりその辺が大人になってだんだん自殺率が高くなる原因の一つかなという気がするんですね。学校で起きている問題を、ひいては社会にずっとまた引きずっていくという気がするんですね、ずっと、大人になって。一番、今起きているモンスターペアレントの話とか、それからいじめの問題とか、そういうものの根源は何なのかなと思うと、多分に社会全体の信頼関係がどうしても薄くなっているせいじゃないのかなという気がするんですね。ですから、そういう教育現場において、やっぱ

り先生、生徒、父兄、それから周囲の社会環境、その辺の人たちとの信頼関係を意識してつくっていくということが大切じゃないのかなとこのごろ思うんですけれども、その辺のことについてはどうですか。

○二見学校支援監 委員が本会議でもおっしゃいましたその大らかさといいますか、子供たちは本来、学年で区切って上がっていきますけれども、同じ2年生でもやはり発達段階は違いますので、そういう子供を見る目というのは、やっぱり教師はしっかり持たないといけないというふうに思います。こうあるべきだという線を引いて追い込むということは、やはり子供にとってはつらいといいますか、背伸びをしないといけないといいますか、そういうこともあると思いますので、これは学校だけでできることでは決してありませんので、今お話ありましたように、地域であったり、特に保護者とのつながりを持っていかないといけないというふうに思っております。また、そんなふうに努めていきたいと思っております。

○井本委員 だれが悪い、かれが悪いということじゃないとは思うんですね。やっぱり関係ということは、みんなが、そういう一人一人が気をつけて、いい関係を築いていかないかんというふうに思うんですね。ただ、教育現場である限り、また教師が人を育てるという職業である限り、中心的な役割を担っているということは恐らく間違いないだろうと思うんですね。そういうことから、本当に先生が、生徒に対してもそうですが、周りのPTAやら、あるいは自分が住んでいる周りの人たちとの関係においても、できるだけ溶け込んでいくというか、そういう努力をしてほしいなという気がするんですね。そういう社会に溶け込んでいくということは何

か考えておられるんでしょうか。

○二見学校支援監 これは東白杵にありましたことからですが、地域システムづくりというのを東海地区でやったことがございました。そのときに、もちろん東海地区の学校の職員も出てきていただきました。地区の方も出てきていただきました。その広げた形で日向で1回大きな大会をやったんですが、「学校の先生方がこういうイベントがある、行事があるということを知らせてくれればもっと出たのに」と言われる方もいらっしゃいましたし、実際に子供連れで参加していただいた方もいらっしゃいました。あの会場が入り切らないぐらいいっぱいになったのを覚えておりますけれども、やはり周知、こういうことをやるんだというまず周知が先だと思いますし、待っておられる部分もあるんだろうというふうに思いますので、また積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。

○井本委員 もう一つ、最後に教育長に、教育長もなられてどのくらいになりましたか。半年ぐらいになりましたかね。本当に大変だろうという気がするんですけれども、ほとんど国から来る、こうなさいというふうにやってきて、本来、地元の現実に応じたそういう教育、本来、宮崎独自の、それこそ創造プランじゃないけど、やりたいなという思いはあるんだろうと思うんですね。あるんだけど、何か国のほうから、こうじゃ、こうじゃ、こうじゃとやってくるということ自体が、私はこんなことがあっていいのかという気がするんですけど、教育長を半年以上やられて、どういう感想を持っておられるか、ちょっとその辺をお聞かせ願えればと思います。

○渡辺教育長 私、教壇経験がなくて教育委員会に参りまして、見ること、聞くこと、初めて

の状態でありましたけれども、そういう中で、やはり教育の世界というのは2つの側面があるのかなと思っています。特に義務教育の世界においては、やっぱり日本国じゅう津々浦々、均質の同一の教育水準を保たなければならないということで、国のほうで教育課程等を初め事細かに規定をして、子供たちの極端に言えばはしの上げおろしまで、すべて学習指導要領の中で規定するというようなことで、そういう意味では、ある意味、中央集権行政かなというのをつくづく感じております。一方では、教育というのは本来自由であるべき世界だと思いますので、それはまさしく自由になるためには何をやらなければいけないのかというと、本来的にやはり地方分権であってしかるべきだと思います。そういう中で、法律の中で、学校教育法を初め、いまだに指導という言葉が法律の中に残っているのは、恐らく教育の世界だけだと思います。それほどやっぱり根深いものが教育というのはあるのかなと思っています。その指導という言葉の意味をとらえて、それは指導であって要するに規制ではないということ、やはり我々教育委員会の職員は、常に意識をしておかなければならないと思います。そういう意識をする中で、まさしく宮崎オリジナルの政策というものが展開できるのではないかなと思っています。不自由の中でこそ、一点の、あるいは一穴の光明を目指して頑張っていくのが私どもの仕事じゃないかなと思います。そういう気持ちで今、日々、職務を執行しているところであります。以上です。

○萩原委員 実態をちょっと聞かせていただきたいんですけど、俗に言うモンスターペアレント、それで先生たちが学校の教壇に立てなかったり、身体に障がいを持ったり、あるいは自殺

はないと思うんですけども、そういう実態の把握をどこがされているのか、ちょっとお聞かせを、わかっていたら数字も教えていただきたいんですが。

○二見学校支援監 実態としても把握はございません。例えば、あなたの学校にモンスターペアレントがいますかと言っても、多分上がってはこないと思います。モンスターペアレントというとらえ方をした時点で、もう距離を置いてしまっているということになると思いますので、学校側としては、そういう受けとめ方はやはりできないと思います。もしレッテルを張ったりしても、最終的に対応するのはやはり学校でありますので、人間関係を、距離を置くような、そういう見方はやはりできないだろうというふうに思います。

○萩原委員 それで先生が学校に出てこれなくなったり、重篤になって病院に入院したりとかいう先生がいらっしゃるはずですよ。その辺はどこが把握されているんですか。

○堀野教職員課長 精神的疾患によって休職される先生の数なんですけれども、病気休暇、病気休職で休まれる方、平成19年度で申し上げますと、全体で80名いらっしゃいまして、そのうち46名の方が精神性疾患で休職されているという状況がございます。ただ、これはそういった保護者との関係とか家庭内の環境とか、いろいろな要素があるんだろうと思っています。そういった意味で、必ずしも今委員が言われたようなモンスターペアレントによって休職された方ということじゃないだろうと思っています。

○萩原委員 なかなか把握のしにくい部分だろうと思うんですよ。臨時の先生たちがいらっしゃいますね。この先生の中で、やっぱり臨時をやめざるを得なくて、という人を私は把握してる

んですよ。僕の知ってる人ですから。そういうのは、学校の校長先生から県の教育委員会なんかには連絡はあるんですか。

○堀野教職員課長 連絡はございません。

○萩原委員 生死をさまようぐらいの重体になったんですよ。都城の医師会病院から藤元病院にかかって、最終的には鹿大の病院まで送られて、家族そろって、きょう、あしたと言われるぐらいに重篤になった人がいたんです。何とか立ち直って、まだ入院してるのかな、結局やめざるを得なかった。これはモンスターペアレントなんです。だから、その辺の把握はしにくいでしょうけれども、把握していただきたいなというのと、これは人間の世界ですから、気に食う気に食わんは当たり前なんです。そこにいらっしゃる皆さんも、こっちの議員を「あの議員は気に食わんとよな」と口では言わんけれども、腹の中じゃ思ってることは当たり前なんです。それが当たり前の世の中なんだということを前提にいろいろお話ししていきたいんですけども、普通の人間は、気に食わん人でも、結局それなりの日常のあいさつもすれば、日常の会話もするんです。腹の中では思ってるんです。そういう人には肝心なことは話さない。本当のコミュニケーションというのは余りやらないんですが、それは仏さんの世界なんだろうけれども、正論必ずしも正しからずで、正論だから必ず正しいとは限らないんですね。もっともっと大事なことは、私はやっぱり思いやりの気持ちが大事じゃないかなと。そういう中で、今あるかどうか知りませんが、数年前には、学校の先生方も、例えば1つの学校には30人、40人、場合によっては50人の先生たちがいらっしゃいます。先生たちの中で、結局言わず知らずのいじめがあったんです。やっぱり今

でもあると思うんですよ。いじめというのは、具体的にはみんなで闘って、子供たちのいじめとは違うんですね。一生懸命悩みを考えて打ち明けても、聞くところによると、ほとんど無視されたり、あるいは先生たちが自分の仕事が忙しいがゆえに対応し切れなかったり、そういうのがあると思うんですよ。そういうところのいわゆる一つの現象が、やっぱり子供たちの世界にもそういういじめというのが行くんじゃないかなと思うんです。マスコミの一部でもそうですよね。今のテレビなんかを見てください。何かの事件があったりすると、寄ってたかってみんながバッシングするという世の中です。これが子供の世界にそのまま反映していくんですよ。私は、学校、我々議員のほうもですけども、教育現場の中でもそういう現象があると思うんですけど、そういうことを県の教育委員会として、各学校の管理運営を任されている校長先生やら教頭先生に、そういうような指導というか対応の仕方を、それはだれがどこでされるんでしょうかね。校長会とかそういうので、そういう話、テーマが出るんでしょうかね。

○黒木学校政策課長 いろんな校長会の機会とかに、服務規律の徹底とかいうような話もするんですが、職場において、風通しのいい職場、明るく先生方が伸び伸びと仕事を、それぞれの持ち味を発揮できるような職場環境づくりをするようにということは、機会あるごとに指導しているところであります。

○萩原委員 ですから、その辺が、学校の教師である前に、一般社会人の大人であらなきゃいけないんですよ。私はそう思うんですよ。学校に入ったらもうティーチャー、いわゆる先生だけれども、一般社会におるときには、ティーチャーでないという部分が往々にして見かけら

れるんですね。我々議員もそうですよね。議会のときは議員じゃなくて、我々のこのバッジというのは、威張るためにバッジがあるんじゃないんですよね。このバッジを見つけたら、あの人は議員だから、我々のいろんな考え方や提言やらあるいは苦情やら、それを言ってほしいがためにこのバッジはつけていると思うんです。皆さん方のバッジも、県の職員のバッジであって、先生というバッジじゃないですよね。そういう意味で、私はやっぱり学校の先生の知的能力は相当のレベルがあると思うんです。それで合格してきたわけですから。ですから、私は本会議でもよく言うように、もっと徳のところを、一般社会人の大人としての社会への適応性というのか、そういうことをどういうところで教えていくんだらうかなと私は思うんですけど、前も言いましたけれども、22～23歳の若い青年、女性が先生になってきた。言うならば、家庭で言えば、我々からすると子供ですよね。それが定年前の58、59の校長先生をつかまえて、「校長さん」と言って、「さん」は間違いじゃないんですよ。だけど、日本の文化として、やっぱり校長先生、教頭先生と言うのが一般的な考え方ですよね。ある校長先生が、定年前だったけど、お話ししたときに、「もう疲れますよ」と言うて、「友達感覚やもんな」というようなお話をされたこともある。そういうことの若い先生たち、年配の人もいらっしゃるかもしれませんが、そういう意味の教育というか研修の期間というのはないものだろうかと思ってですね。

○黒木学校政策課長 ただいま委員がおっしゃったように、よく私どもは学校文化というような言い方で言われまして、学校の常識は社会の非常識というようことでやゆされたりもするんですが、たしかに日常接しているのが子供

であると。その保護者も接するわけですが、主に子供を対象にしているということで、なかなか社会性が乏しいんじゃないかというようなおしかりを受けることがございまして、初任者研修、今、大体教職につくのが27歳ぐらい、大学出てすぐではないんですが、講師経験等をしてりして、平均すると27.何歳ぐらいだと思うんですが、そういう方々が教職について、初任者研修というのがございまして、その中でも社会体験研修を組んでます。それから、教職経験10年たって、11年目に10年経過研修というのを行いますが、この中でも社会体験研修を組みまして、社会でどういうことをやっているかとか、民間の方々が学校という社会をどう見ているかといったようなことを、じかに触れ合うことによって身につけさせたいというような研修は行っておりますが、なかなか日数的に長期間とれないものですから、さらに社会体験研修というのを特別に希望者を対象として組む研修はございますが、全員に研修させるのは、今申し上げた初任者研修と10年経過研修につきましては、全教員を対象にして、そういった社会性を身につけさせる研修としては組んでおります。

○萩原委員 これは、以前も話したことがあるんですけど、先生という職業は、定年を迎えても、引退しても先生なんですよね。我々議員は、選挙に落ちればただの人なんです。先生というのは、みんなが呼びづらいから先生ととりあえず言うてる。先生と言えば間違いないだろうということで、先生と今言ってますけどね。先生は、本物はやっぱり学校の先生とドクターだと、私はいつも思ってるんです。あとのお茶だとかいろいろなのは、お師匠さんなんですよね。先生に対する期待というのは、世の中の人たちは、いろんな意味で、人間性まで含めた先生という

期待が非常に大きいと思うんですよ。そういう意味で、私は、よく学校の行事に行きますよね、卒業式だとか入学式、運動会とか行きますけれども、こんなことを話し出すのは、やっぱり年をとったせいかなと思ったりするんですけど、隣近所に学校の先生がいらっしやるんですよ、転勤で移ってきて。やっぱり社会性に欠けているなど。こっちがあいさつをせんとしない。隣近所だから、「おはようございます」とこっちが言うて初めて「おはようございます」と言う。できるなら、僕らは県会議員だということで相手もわかってるんでしょう、なまじっか顔を合わさんほうがいいというふうに、さっき言いましたように、気に食う気に食わんの話じゃないけど、どっちかというと気に食われちゃらんかなと、自分でそう思うと、何かうっとうしくなったりするんですけど、それでも笑顔で、僕はどんな人にも笑顔で大体あいさつするほうなんですけど、そういうところを学校の先生に期待するものというのは、その地域社会というのは相当大きいものがあると思います。我々自治会の中でも、自治公民館の中でも、先生OBが結構いらっしやるんです。そういう中でも、一般の人が、70、80の先生を、引退して20年にもなった人に対しても、やっぱり「先生、先生」といえますよね。だから、そういう意味で、先生に対する、いわゆる教師に、私は前もお話ししましたが、教員と言うなど、やっぱり教師なんだと。やっぱり先生というものに対しての社会的な期待度というのは非常に大きいんですね。そういう意味の研修みたいなものは、初任者研修とかそういうところで行われるんですかね。今、僕が話したような内容のことをされるんですかね。ただ、服務規程だとか何とか、そういう言うならば、おかたいお話ばかりなんですか。

○黒木学校政策課長 いろんな研修の中に、民間の方に来ていただいて、学校に対する期待を講話していただいたりというようなことは、こちらから現場に出ていくのではなくて、来ていただいて、「今、学校、こうではないか」とか「先生方はもっとしっかりせよ」というようなことを話していただく機会がございます。それから、学校の中でも、学社連携、また学校と地域と家庭との連携ということを盛んに言ってるんですが、学校にいろんな機会に講師等で来ていただくだけではなくて、やっぱり地域のいろんな行事、祭りとか、そういうのも積極的に教職員は出ていくようにというような指導はしているところなんですけど、ややもすると、そういう祭りごとに余り先生方は出てこんではないかと、地域に参加しないじゃないかというような御指摘は受けているところではありますが、機会あるごとに学校でもそういう指導をするように、今後とも一層、指導に努めてまいりたいというふうに思っております。

○萩原委員 こんな話をすると、議論がいつまでも続くんですけど、個と連というのがあるんですね。個人の個と連帯の連。学校に対する期待というのは連のほうですよ。連合体ですから。個というのは一先生に対する期待度。特別あれをしてほしい、これをしてほしいの期待度じゃないんですね。人間としてのその地域社会に及ぼす影響度というんでしょうかね。この先生が、もう引退されたけれども、あるいは現職の先生であろうが、自治公民館のどっかの席に座っていると、その先生がいると、その場が和むというの、ありますがね、先生に限らず。あの人がこの会場におると和む、あの人が来ると必ず一言、二言、僕みたいに文句を言う。おりますよ、やっぱり。そういう意味の先生に対する

期待度というのは、私は非常に、先生たちを、本人たちが思っている以上に、社会の目はそういう目で見てるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○黒木学校政策課長 確かに委員のおっしゃるように、ただ単に学校の中だけでの存在ではなくて、いろんな地域における期待というのも非常に大きいというふうに思っております。

○福田委員 関連するわけですが、私は県教委に期待する立場から、県予算の21%強、それから県の公務員の人材の50%強ですね、1万人ですから、いらっしゃるわけです。ここの地域社会に与える影響というのは、今、萩原委員お話しのように、非常に大きいと思います。例えば私の地域では、非常にいい事例として皆さん方に御紹介できるんですが、自治公民館活動に、県立高等学校のOBなり、あるいは校長先生OB、小学校の校長先生OB等が、中に警察OBも入られましたね、就任されまして、非常に活発な活動をされている。それから、現職の県立高校の校長もおられますが、地域に踏み込んだ活動をされておまして、そういう面で私は、私の地域に限って言えば、いい影響が出ているのかなと、こういうふうに考えまして、萩原さん指摘のように、やはり県公務員の50%強を受け持つ県教委ですから、この人材が現職あるいは退職後のOBの時代を通じて、かなりの地域社会に対する影響は高いと見ておりますから、ぜひその辺を地域社会づくりに役立つ先生方をお願いしたいと思います。そこで、今、萩原さんの質問と一部関係あると思いますが、研修をいろいろ組まれていますことは、私も委員会に2年おりますから、お話を聞いておるんですが、義務的な研修ではなかなかリフレッシュにならないなと思ひまして、先生という特殊社会の教

育の現場と全く違った社会で、リフレッシュ研修を個人の希望で、これは先生方は一般企業と違って休みが若干長いわけですから、そういうことをお進めになったらどうかなと考えておるわけでありますが、初任者研修、非常にかた苦しいですね。リフレッシュ研修、自分の見てない社会はどういうものがあるのかなということ、大学を出て即、教職の世界に入るのでから、見てませんから、機会をつくっておあげになると、かなり違った形であられるんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○黒木学校政策課長 大変ありがたい御指摘がありますが、現在も、民間企業にはそんなにたくさん行っていないんですが、大学とか国の研究機関、それから民間等に、3カ月、6カ月、それから1年の派遣研修——これは人数的にはそんなに多くはないんですけども——ということは取り組んでおります。ただ、長期間リフレッシュ研修というのは、現実……。

○福田委員 そういう意味で、リフレッシュ、短期間の、自己申告に基づく、いわゆる違った社会を見たいと、1週間なり10日、そういうことを私は意味しているんですよ。義務感のない、それは今やられていませんからね。

○黒木学校政策課長 確かに、希望によって民間に行つて研修するというのは、今のところは行っておりません。ただ、希望によって、先ほど申し上げたような長期間の研修というものは行っております。それから、社会体験研修というのは、制度化して行ってきたところです。

○福田委員 入り口までは来てると思うんですよ。それが実際、先生方の長い教職生活の中で、役立っていけるように、社会とは、世の中とはこういうものだ、それを理解してもらうための機会づくりを、比較的自由的な裁量権の中

で行わせるということがいいんじゃないかなということを考えておまして、今、県庁もかなりやっていますが、何年に1回とおっしゃってましたね、10年とか5年に。夏休みとか春休みとかあるわけですから、そういう機会がつかれないことはないと思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。これは将来の地域社会づくりに、特に今、自治公民館制度は中学校の校区を中心にやっていますよね。だから、そういうことから見ても、やっぱり地域社会づくりに大きな影響を与えますから、ぜひお願いしたい。現実、子どもは今、非常にそういう立派なOBの皆さん方が地域社会づくりに取り組んでいらっしゃる現実を見ますから、やはり先生方がいい方向で退職されるということは地域に溶け込むことでありますから、大事だと考えておりますから、その辺もしっかり踏まえていただきたいと思います。教育委員会に対する期待と希望でございます。

○萩原委員 さっきもいろいろお話ししましたがけれども、何も学校の先生たちに聖人君子たれということを言ってるんじゃないんです。よく遊び、よく学び、よく働くということを私は言ってるんです。人間性というのは、よく遊ぶことも、よく学ぶことも、よく働くことも、すべて人間性をつくっていくんだろうと思うんです。遊び、例えば先生たちでも、ゴルフをされている方はたくさんいらっしゃると思うんですよね。地域のPTAでゴルフをやるとか、そういうこともぜひやっていただきたいし、忙しいから何事じゃないよというぐらいなんだろうけれども、趣味もたくさん持ってほしいし、そして、人間というのは物を頼むときに、忙しい人間に頼めば早く仕事を片づける、暇な人間に頼むと、あしたがあるわいということで、なかなか仕事を

片づけてくれない。忙しい人間ほど趣味も多いし、よく働かし、よく遊ぶと思うんですよね。私はさっきからいろんな話をしましたけれども、学校の先生は聖人君子でなきゃいかんという意味で言ってるんじゃないんです。よく遊び、よく学び、よく働くような先生像になってほしいなという期待でお話ししましたので、よろしくお願ひします。

○押川委員長 先ほどの福田委員の意見あるいは質疑に対して、ちょっと教育長、考え方があればお聞きをしたいということでもありますから、例えばリフレッシュ研修あたりを、先ほど学校政策課長は、長期、中期あたりは国とかいろんな機関の中であると、しかし、宮崎県独自の話も先ほどから出ていますけれども、教育委員会として、そういうことを期待されるということでもありますから、そういったリフレッシュ研修あたりを民間企業あたりにやっていかれるような考え方があるかないか、そこまで含んで、ちょっと意見に対して考え方をお願いいたします。

○渡辺教育長 福田委員の意見、私も拝聴しておいて、そういう考え方もあるなと思ってお伺いしておりましたので、知事部局も私は長年おりましたけれども、リフレッシュ研修というのは、端的に申し上げてやっておりません。ただ、教員の場合には、そういう社会体験というんでしょうか、社会性がやっぱり欠如しているのではないかという意見は、いろんなところで私自身もお伺いすることがございます。そういう中で、一方で、福田委員からお話があったように、地域の中で私も自治公民館の役員をやっていたことがありますけれども、そういう中で、学校の先生のOBの方々、校長先生のOBの方々が、一生懸命入って活発に活動なさっているという

ようなことがありますて、じゃこういう人たちが民間研修をやったからそういう人物になったかということ、そこ辺の因果関係というのは私は立証できないと思いますが、基本的に押さえるべきは、やはり地域の中に溶け込んで、溶け込むことによって、人の中で人は育つといいですか、まさしく教師も私はそういう関係じゃないかなと思います。人の中で教師も育つてくると思います。そういう中で、やはり地域の中に溶け込んで、一緒になっていろんな諸行事に参加して活動していくことが一番大事なことじゃないかなと思います。ただ、福田委員からあったリフレッシュ体験研修については、研究はさせていただきたいと思います。やるとなれば、夏休みとか、そういった限られたときになってきますし、通常の中でやりますと、今度はその後の教員の補充の問題が出てきますので、また別の大きな問題をはらんでおりますので、その点についてちょっと研究をさせていただきたいと思います。ただ、基本的に押さえるべきは、やはり地域の中で、人の中で教師も育つというところを押さえていく必要があると、このように考えております。以上です。

○福田委員 ありがとうございます。もう一つ、昨日の質疑の中で、奨学金の問題をお尋ねをしたのでありますが、途中で深くお聞きをしなかったのですが、民間の貸借関係になりますと、やはりそれなりの手順、手続が、滞納しますと始まっていくわけですね。教育奨学金という関係で、今はそこまでは踏み込んでおられませんが、先般、文科省のほうのニュースでしたかね、やはり法的手続まで踏み込まなくては、回収が厳しいんじゃないかというニュース報道がなされておりましたが、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○井上財務福利課長 その報道で報じられたのは、文科省ではございませんで、日本学生支援機構だと思っておりますが、学生支援機構において、滞納の程度、ありようが悪質である人について、民間の信用調査機関、信用供与機関といいますか——にその情報を流すことをペナルティーとして科そうということを今検討しているみたいでございます。そういう機関にそういう情報が行きますと、その方はいろんなローンとかを組むことが難しくなる、金融機関で諸サービスを受けることができがたくなるという、実際その方にとっての障害が生じますから、有効なペナルティーになると考えられているようでございますけれども、この案が出された以降、やはり批判がかなりございまして、まだ実行には移されていないようでございます。

○福田委員 実行には慎重を期すべきだと思いますが、民間の貸借関係では、借りたものは返すと、返さなければ法的な訴追を受けるということが常識でありますから、特別な事情がある限り、特別な事情の人は別にしましても、やはりそこまで踏み込んでいかないと、幾ら経費をかけても回収は難しいんじゃないかなと。民間では、即そういう行為を行われますと、ブラックリストに載りまして、すべての金融機関の貸借関係が、借り入れがとまってしまうわけありますから、そういう面では若干手ぬるい感じがしてございまして、しかも、その滞納率が28%を越すような状況でありますから、委員長報告等で毎回指摘もされておりますが、もう少しその辺はしっかりした対策をとっていただかないと、せっかくの善意が私がかえってあだになると。公から借りたものは返さなくていいんだと、そういうような安易な気持ちになりますと、社会のいわゆる規約そのものが崩壊していくと、

そういう感じがいたしておりますから、どうぞしっかりした対応をお願いしておきたいと思えます。

○井本委員 この前、研修所を見せていただきましたけど、私の感じでは、何か殺伐としてるなという感じを実は受けて、研修に行く限りは、あそこからスタートするわけでしょうから、もうちょっと何か潤いがあるような、そういう環境にならんのかなと、私の個人的なあれかもしれないけど、私はそういう気がしたんですけど。例えばもう少し花を置くとか、もうちょっと何か、壁を木材にするとか、何かそういう、私はあのときそんな気がしたんですけど、そういうのはどうですか。あそこは担当者はどこになるの。研修センターだから、何も答えはないんですかね。

○金丸総務課長 教育研修センター、昭和43年につくられた建物で、かなり古くなっております。実は、私どもの悩みの一つで、耐震の問題もありまして、平成27年度までには何とかしていきたいということの一つは考えているんですが、ただ、非常に古い建物でもありますので、今後の改築をどうするのか、あるいは次の別の候補地があるのだろうか、ないのだろうか、いろいろなあそこはどうだろうかというような話のところも上がってくることもあるんですけども、そういったことも含めて、今、委員がおっしゃったことも含めて検討していきたいと思えます。

○井本委員 今さっき萩原議員のお話を聞いて、二見さんが言うたのかな。モンスターペアレントという言葉がそのまま使っていると、いかにもやっぱり相手に距離を置いていることだと。それは本当に、むしろ悪いのはこちらだというふうに評価する、責任はこちらにあるとい

うような、侍のような何かそういう潔さというのは、本当に先生方の中でそういう思いを持つということは、素晴らしいことだなと今さっき思いながら聞いておりましたが、本当にそういう思いで先生方にやってもらうといい結果が出るかなと、感想です、思いました。

○図師委員 その他のところなんですが、参考になればということでちょっとお話をさせていただきたいんですけども、私、昨年、デンマークのほうに研修に行ってみまして、もちろん医療福祉の現場と同じく教育現場も、保育園から大学まで一通り研修させていただきました。その中で公立の学校に関しては、県も事業化されています子供の生活リズムというところに重きを置いてまして、やはり朝食をとってこない子が学習態度も悪い、成績も伸びないということで、学校が朝食を全部用意して、もちろん地産地消というところを抑えつつ、学校に行けばトマトや果物が朝、自由に食べられると。牛乳もある、水もあるという、簡単な朝食を学校でとらせるというのが全国的に取り組まれていました。それは一つとして、デンマークの教育制度、それは井本委員もよく取り上げられます、北欧はおおむねそういう制度になっているんだろうと思うんですが、小学校入学前に0年生という学年が設けられています。保育園とか幼稚園とはまた別に、小学校1年に上がる前に、ある程度の学力を平均化するための0年生という制度がありまして、ここは大体5歳が対象として入られるんですけども、6歳でもいい、7歳でもいい、つまりある程度の学力の平均化が達成されたなというところで、初めて小学1年生に入れる。つまり1年生は、6歳の子がいれば7歳の子、8歳の子がいると。だから、年でスタートを切らせるのではなくて、ある程度の

知識レベルが同じになった子たちがスタートしていく。その中でも、向こうは1年生から9年生までが一貫教育なんですけど、7年生の教育がまだ不十分だなと思えば、7年生を2回してもいい、3回してもいい、つまり9年生卒業するときの年も2～3歳違うのは当たり前。さらに、高校に上がる前に、10年生という学年が一つ設けられていました。ここで本人が何を学びたいかというのをもう一回見詰め直す。自分の適性がどこにあるのかを見詰め直す。自分と向かい合うための1学年が高校進学前に設けられておりました、もちろん高校に上がる学力がない子たちが、そこでいわゆる留年、日本で言う留年みたいなことをするんですけども、それがマイナスのイメージではなくて、より自分が何になりたいのかというところをしっかりと見詰め直す1年になると。そこを経た上で、デンマークでは高校の進学率は50%ぐらいしかありません。つまり、そこで自分の適性と向かい合った学生さんは、専門学校にすぐ進学していくんです。残りの半分の子たちは、早く手に職をつけて、身に資格をつけて、社会人に早くなりたい、社会人に早くなって、納税を早くすることが社会人としてのステータスなんだというようなことを、教育の中で刻み込まれていくわけですね。ですから、納税をすることには何ら戸惑いもなく、所得税が25%だろうが、消費税が25%だろうが、所得税が60%以上取られようが、それは進んで納税をして社会貢献をしていくというような教育が、すごく積み上げができていくというのが実感です。もちろんその教育制度をじゃ宮崎ですぐ導入するというのは難しいと思うんですが、国のほうの方策もありますし、私が何が言いたいかというと、いわゆる今の中学・高校生というのは、学力偏重で、偏差値重視で、

年が来れば進学をせざるを得ない。果たして、自分が何のためにここで生まれ、育て、生きていくのか、これから社会に出てどういう責任を負っていくのかとかいう自問自答をする。先ほどから言う、自分と向かい合うという教育が日本は欠落しているんだろうなとつくづく思っております。心理学的にも言うと、そのころの子供たちというのは、モラトリアムと申しまして、いわゆる学校の階段を1階から2階に上がるときに、ちょうど2階に上がる中間地点では踊り場があります。踊り場にいるのが、発達心理学でいうと、その中学生、高校生に当たるわけで、その踊り場から次どの階段を踏もうかというところの教育をしていただくのが皆さんたちだと思っております。ただ、その教育が後からただ押し上げるだけで、強制的に進学という階段を上らせてしまうがゆえに踏み外して、フリーターやニートや、進学しても、社会人になっても、結局自分がしっかり持てないアダルトチルドレンのような、社会人の一構成員としての役割がわからないような社会人が多くなっているんだろうなというふうに感じているところもあります。先ほど教育長がおっしゃいました。これから宮崎でできること、また、新しい制度なりシステムの取り組みも積極的に行っていきたいという心強いお話もいただきましたので、大いに期待するところであります。ぜひ教育長の今後の指導で、現場の先生たちに、カリキュラムの変更を大きくするのは難しいにしても、生徒たちの声かけ、投げかけに、あなたは何かしたいんですかと、これからどういう社会人になりたいんですかと、授業の折々でそういう自問自答してもらおうような、自分と向き合うような投げかけを、先生たちが意識的に指導していただくことで、生徒の問題意識も大分変わって

くるんだらうなと思っております。今の段階で、教育長のほうで、今後のそういう現場の先生方に、私はこういう指導をしたい、また、宮崎の子供たちをこういうふうな方向に導いてほしいというような、非常に概念的なところでありますが、教育長が望む現場への声というものを聞かせていただきたいと思います。

○渡辺教育長 行政出身の私としては、非常に難しい問いかけで、私は、教育実務のほうは私なりに自信はあるんですけども、いわゆる教育理念的な部分は、これはやはり教育委員会のプロパーの職員の方々おられるわけで、こういった私の横、後ろに控えている方々が、まさしく元気を出して、知恵を出して、宮崎ならではの教育の原案を私はつくっていく立場にある人間だと思います。それとあと、教育委員会は、大統領制の知事と違って、教育委員会がなぜ教育委員会かというのと、教育長というのは、教育実務の責任者なんです。教育委員会の中になぜ教育委員がいるのかというのと、それは社会一般の良識的な目線でいわゆるレイマンコントロールと言われるいろんな方々の意見を取り入れて、教育全体をうまく回していこうということで教育委員というのがあるわけですね。その中で教育長も一介の委員なんですけれども、その教育委員会の指揮命令のもとに決まったことを実行していくのが教育長の役割であって、教育長自身がそういった高邁な理念等を描くわけでも何でもないわけですね。ただ、その原案をつくるのは、私を中心とする教育委員会事務局の職員だと思いますので、そういった視点は大事にしながら、私も今後とも頑張っていきたいと思っておりますけれども、やはり私は宮崎ならではの教育というふうに思った場合に、確かに制度的に学校教育制度、6・3・3制がありますし、

ここのところに風穴をあけるということは、中央教育審議会等でもかなり議論はされておりますけれども、なかなか今の現状からすると難しいのかなと思っております。そういう中で、私は宮崎県の一番すばらしいところは、やはり自然の美があるということと、人情の美があるということですね。そういったことが一番大事な資産じゃないかなと思っております。私は五ヶ瀬の中等教育学校に行って非常に感激をしたんですけども、あそこは宮崎県で中高一貫の全寮制の学校ということで、やはり半年間ぐらいは、小学校を出て中学校に入ってきた子供たち、半年ぐらいは毎日のように泣いてるそうなんです。親元に電話をして、あそこにいる寮母さん方がよしよしと言ってかわいがってやって、半年ぐらいうると、いわゆるホームシックもなくなってきて、やるようなんですけれども、あの子供たちを見たときに、本当に目がすばらしく輝いている。やっぱりああいう子供たちを宮崎県内にいっぱい育てたいなど。そのために、やはり教師の先生方には、「あなた方は教師を目指して頑張ってきて教師になったわけだから、そういう使命感があるんです。あとは情熱を出してください。ミッションがある上にパッションを出してください。ミッションとパッションがあれば——前も申し上げましたけれども——子供たちのサティスファクションが出てくるんです」、そのことを私は機会あることに申し上げておりますので、今後ともその姿勢で先生方に対しては物申し上げていきたいと、このように思っております。以上です。

○図師委員 御期待します。

○松村副委員長 1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、60歳を迎える教職員の皆さんというか、今一番多いところだと思うんです

けれども、定年制という60という区切りがありますけど、片方では定年制といえば65までとかいうお話も一部進んでいますけど、定年を迎えた方の再雇用というか、ふえていくと、今度は若い人たちの雇用のチャンスが減るとか、両方議論はあると思うんですけども、せっかくベテランの優秀な先生たちがたくさん退職していく中で、そういう人材というか、再雇用というんですかね、その考え方というのは、教育委員会としてどのように今から進めていくのか、ちょっと聞かせてほしいなと思います。

○堀野教職員課長 ここ最近の退職者の動向と申しますと、今100台の退職が続いています。もうすぐすると、25年度あたりから退職者の数も相当ふえてくるのかなと、さらに30年度になると、300人とか400人の大台に上っていくというふうに考えています。その中で、再任用制度というのがございます。これは年金との関係があるんですけども、65歳までは現行、今、退職される方は64歳とか年次的に伸びているんですけども、そういった方が希望される場合には、再任用としての雇用の道が残されておりますので、ただ、これは一定の成績の、教壇に立って十分教えられる方について選考を行って、再任用しているという状況がございます。その方々が、そういった力を学校教育の中で発揮していただいているという状況がございます。以上です。

○松村副委員長 今、臨時で控えていらっしゃる、何名でしたか、1,000名ぐらいの方がいらっしゃるんですかね。その中で、再任用されているというか、退職された後に登録して、その1,000名の中に何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○堀野教職員課長 ちょっとお時間ください。

○松村副委員長 大体でいいですよ。退職され

た後の再任はほとんどないですわとか、それでもいいですし。

○堀野教職員課長 再任用職員は、臨時職員とは別個の存在になりますので、定数内に入りません。現在いらっしゃる方は、正確な数字じゃないので申しわけないんですけども、40名程度いらっしゃると思います。

○松村副委員長 40名ぐらいですね。それは身分的には一たん退職しているけれども、一応職員の中に入れて、決して臨時のあれにはないということですね。

○堀野教職員課長 正規の職員と同様に、中学校、高校——高校が一番多いんですけども、きちんと授業をやられておりますし、通常の正規の職員と同じ状態でございます。ただ、給与とかそういった面については、一度退職されていますので、正規の職員よりは低い金額で雇用しています。以上です。

○松村副委員長 これは1年契約とか、契約期間とか、そういうのもあるんですか。2年、3年とか。

○堀野教職員課長 最大年金受給する年齢ですので、順次61歳からずっと今伸びておまして、今年度退職される方が64歳までだと思うんですけども、最大それ以降について65歳まで伸びると思います。これはあくまでも1年の更新でございますので、1年間で希望されれば更新されますし、辞退される方も出てまいります。以上です。

○松村副委員長 わかりました。大体40名ぐらいの方が、希望されている方が40名かどうかわかりませんが、希望されている中で、40名の方がそういう方がいらっしゃる。年々それがふえそうなのかどうかというのはいかがですか。

○堀野教職員課長 退職者の数がどんどんふえ

ていますので、この数はふえていくんだろうと思います。過去は1～2年間とか3年間というふうに、ずっと更新されますので、数はどんどんふえていくと思っています。

○田口委員 最後に、要望を述べさせていただきます。先ほども伝統芸能のときにちょっと私は言い忘れまして、というのは、実は私が実際体験をしたことなんです、私、延岡商業高校の近くに住んでおります。実は商業高校、それまでは登下校で、実際いろいろ地区の住民から批判を受ける部分もありましたし、特にスカートをたくし上げて、がにまたで走っている女の子なんかが多いものですから、マナーが悪いとか言ってあそこにどなり込んでいく地区の住民もいました。ところが、17年の台風14号、これはこの地区では、商業高校に対して物すごい感謝しているんです。3日間、校長の英断で地区ボランティアです。最初じゃれておった子供たちが突然来て、「何か手伝うことありませんか」と来たんですね。実は桜ヶ丘という団地は非常に古い団地で、年寄り2人とか1人で暮らしている方がいて、前の日から商業高校の体育館に避難していたものですから、何もせずに、帰ってきたらびっくりと、家の中も手がつけられない。茫然自失のときに学生が来て、手を差し伸べたものですから、学校の評価ががらりと変わってしまいました。そして、もう一つ、子供たちにも、人に手を差し伸べて、いろんなまた感謝をしてもらって、非常に喜びもあるし、弱い方たちに手を差し伸べる、これは今後の将来のためにも、非常に大きな勉強になったと思います。そういう意味では、もちろん危険が伴うようなところに、何かあった場合には、ぜひともそういう形でボランティアとか、やはり人に手を差し伸べる、また感謝をされる喜びとか、こうい

うものを味わうことは、子供たちにとっても、非常に大きな将来にわたっての影響がありますので、ぜひこういうところには、学校の先生方にもぜひ理解をしていただいて地域の中に入って行くように、ちょっと近くの学校で濃淡があり過ぎまして、ある学校は非常に批判されたところもあって、あそこなっとらんというところもあったりして、そういう意味では、将来でいうと、その子供たちには大きな差だなと思いますので、ぜひこういうところには力を入れていただきたいと、このように思っております。これは要望でございます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、教育委員会を終了させていただきます。

執行部の皆様、御苦労さまでございました。
暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時17分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、13日に行いたいと思います。開会時刻は13時30分といたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定をいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

皆様方、御苦労さまでございました。

午後11時18分散会

平成21年3月13日（金曜日）

午後1時29分再開

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	松村	悟郎
委員		福田	作弥
委員		井本	英雄
委員		萩原	耕三
委員		太田	清海
委員		函師	博規
委員		田口	雄二
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤	安彦
議事課主任主事	吉田	拓郎

○押川委員長　それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「議案第24号を除いて一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長　それでは、議案第24号について採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長　挙手多数。よって、議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、第14号、第15号、第16号、第17号、第20号、第25号、第40号、第41号、第72号について、一括して採決いたします。

議案第1号、第14号、第15号、第16号、第17号、第20号、第25号、第40号、第41号、第72号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第14号、第15号、第16号、第17号、第20号、第25号、第40号、第41号、第72号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長　御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんでしょうか。

○函師委員　学校政策課のほうで出ておりました新規事業にもなるんですが、それに関連して、中高一貫教育（併設型）の整備事業、21年度につきましては、都城泉ヶ丘高等学校に中学校を併設し、中高一貫教育の体制が整うわけなんですけれども、この事業に関しては特に異議はございませんが、やはり県内のバランスを考える上で、宮崎西高等学校にも中学校が併設され、県南・県西地区は都城が拠点となる。県北地域においては五ヶ瀬中等教育学校があるという執

行部の説明は受けてはおるんですが、今、延岡県病院の医師不足等の問題も取り上げられておりまして、やはり県北にも、特に延岡・日向地域にも、中高一貫で学力水準の高い、そういう中高一貫の教育体制も整えるべきではないかと。医師が高校なり大学に子供を預ける上で、なかなか進学校がない、適当な学校がないということを経験して、県北にも行きづらいという状況も聞くところがありますので、ぜひ延岡を中心としたところにも、中高一貫教育を今後実施していくべきではないかというような意見が会派のほうでは聞かれたところでもあります。要望事項にもし織り込んでいただければ、お願いしたいと思いますが。

○松村副委員長 今の委員会の話の中で上がったこと以外でもいいんですかね、これは。委員会の審査の中でこれをというのがあるんだけど。

○太田委員 中高一貫、泉ヶ丘では議論したんですけど、その関連ではいけないんですかね。

○押川委員長 それは後ほど諮ろうと思いますが、正副委員長に一任ということで、一応意見だけ出してもらってですね。

○太田委員 緊急雇用の基金で措置した事業がありますけど、これは本当、緊急雇用ということですから、雇用に結びつくようにやっていただきたいというのは、要望で上げられればお願いいたします。

○押川委員長 そのことは十分委員会の中でも議論がありましたので、考えております。

ほかにございませんか。ほかになければ、先ほどありましたとおり、函師委員の問題も正副委員長にお任せをいただきまして、委員長報告に検討してみたいということでは考えておりません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任をいただくようお願いをしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で委員会を閉じさせていただきます。

御苦労さまでございました。

午後 1 時 35 分閉会